

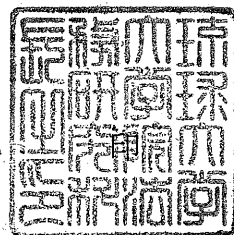
自己点検・評価報告書

令和5年6月27日

琉球大学法科大学院

研究科長 署名欄

久保田 光昭



第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	10
第3	自己点検・評価の内容と結果	12
第1分野	運営と自己改革	12
1-1	法曹像の周知	12
1-2	特徴の追求	16
1-3	自己改革	19
1-4	法科大学院の自主性・独立性	24
1-5	情報公開	26
1-6	学生への約束の履行	30
1-7	法曹養成連携協定の実施状況	32
第2分野	入学者選抜	33
2-1	入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉	33
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉	41
2-3	多様性〈入学者の多様性の確保〉	45
第3分野	教育体制	47
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	47
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	49
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	51
3-4	教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉	53
3-5	教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉	54
3-6	教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉	55
3-7	教員支援体制（2）〈研究支援体制〉	57
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	60
4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉	60
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉	69
第5分野	カリキュラム	74
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	74

5-2	科目構成(2)〈科目の体系性〉	79
5-3	科目構成(3)〈授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し〉	83
5-4	科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉	85
5-5	履修(1)〈履修選択指導等〉	87
5-6	履修(2)〈履修登録の上限〉	90
第6分野	授業	94
6-1-1	授業(1)〈授業計画・準備〉	94
6-1-2	授業(2)〈授業の実施〉	97
6-2	理論と実務の架橋(1)〈理論と実務の架橋〉	101
6-3	理論と実務の架橋(2)〈臨床科目〉	105
6-4	国際性の涵養	109
第7分野	学習環境及び人的支援体制	113
7-1	学生数(1)〈クラス人数〉	113
7-2	学生数(2)〈入学者数〉	118
7-3	学生数(3)〈在籍者数〉	119
7-4	施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉	120
7-5	施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉	122
7-6	教育・学習支援体制	125
7-7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉	127
7-8	学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉	133
第8分野	成績評価・修了認定	136
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	136
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	142
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	147
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成(総合評価及び適合認定)	151
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉	151
別紙2	6-1-2 授業(2) 1 (1) 授業の実施、(2) 到達目標との関係	158

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 大学(院)名 | 琉球大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 平成16年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 久保田 光昭 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授(研究科長) |
| 連絡先 | mkubota@ll.u-ryukyu.ac.jp
098-895-8909 (研究科長室直通) |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 久保田 光昭 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授(研究科長) |
| 役割 | 自己点検・評価責任者
認証評価 WG リーダー |
| 連絡先 | mkubota@ll.u-ryukyu.ac.jp
098-895-8205 (研究室直通) |
| ② 氏名 | 武田 昌則 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授(副研究科長) |
| 役割 | 認証評価 WG メンバー |
| 連絡先 | jptakeda@ll.u-ryukyu.ac.jp
098-895-8234 (研究室直通) |
| ③ 氏名 | 矢野 恵美 |
| 所属・職名 | 法務研究科 教授 |
| 役割 | 認証評価 WG メンバー |
| 連絡先 | emiyano@ll.uryukyu.ac.jp
098-895-8905 (研究室直通) |
| ④ 氏名 | 宮尾 徹 |
| 所属・職名 | 法務研究科 教授 |
| 役割 | 認証評価 WG メンバー |
| 連絡先 | miyao022@ll.u-ryukyu.ac.jp
098-895-8203 (研究室直通) |
| ⑤ 氏名 | 井上 禎男 |
| 所属・職名 | 法務研究科 教授 |

役割
連絡先
認証評価 WG メンバー
inoyoshi@ll.u-ryukyu.ac.jp
098-895-8207 (研究室直通)

⑥ 氏名
所属・職名
役割
連絡先
内楢 博信
法務研究科 教授
認証評価 WG メンバー
uchinobu@ll.u-ryukyu.ac.jp
098-895-8869 (研究室直通)

⑦ 氏名
所属・職名
役割
連絡先
背戸 星子
法科大学院係 係長
認証評価対応事務責任者
認証評価 WG メンバー
hbhkdak@acs.u-ryukyu.ac.jp
098-895-8091 (法科大学院係)

〒903-0213 中頭郡西原町字千原 1 番地

6. 法科大学院の基本データ

(1) 過去5年間の入学者競争倍率…【1-3】【2-1】関連

	受験者数	合格者数	競争倍率
2019年度	55人	21人	2.6倍
2020年度	48人	20人	2.4倍
2021年度	34人	17人	2倍
2022年度	49人	17人	2.9倍
2023年度	39人	15人	2.6倍

(2) 過去5年間の入学定員充足率…【1-3】【7-2】関連

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2019年度	16人	19人	118.8%
2020年度	16人	14人	87.5%
2021年度	16人	13人	81.3%
2022年度	16人	15人	93.8%
2023年度	16人	10人	62.5%
平均	16人	14.2人	88.8%

(3) 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況 …【1-3】関連

	受験者数	短答式試験の 合格に必要な 成績を得た者 の数	最終合格者数	合格率	司法試験合格 率 (全法科大学 院平均)
2019年度	34人	17人	5人	14.7%	29.1%
2020年度	26人	16人	6人	23.1%	32.7%
2021年度	26人	14人	2人	7.7%	34.6%
2022年度	29人	20人	4人	13.8%	37.7%
2023年度	人	人	人	%	%

(4) 過去5年間の入学者の既修者選抜の競争倍率…【2-2】関連

	法学既修者の 定員 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
2019年度	5	21	4	5.25

2020年度	5	15	3	5
2021年度	7	10	2	5
2022年度	7	14	4	3.5
2023年度	7	11	1	11

(5) 過去5年間の入学者数のうち、法学既修者数及び割合…【2-2 関連】

		入学者数	うち法学 既修者数
2019年度	学生数	19人	4人
	学生数に対する割合	100%	21.1%
2020年度	学生数	14人	3人
	学生数に対する割合	100%	21.4%
2021年度	学生数	13人	2人
	学生数に対する割合	100%	15.4%
2022年度	学生数	15人	4人
	学生数に対する割合	100%	26.7%
2023年度	学生数	10人	1人
	学生数に対する割合	100%	10%

(6) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合…【2-3 関連】

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を 除く)	実務等経験者又は 他学部出身者
2019年度	19人	10人	2人	12人
合計に対する 割合	100.0%	52.6%	10.5%	63.2%
2020年度	14人	4人	2人	6人
合計に対する 割合	100.0%	28.6%	14.3%	42.9%
2021年度	13人	6人	1人	7人
合計に対する 割合	100.0%	46.2%	7.7%	53.8%
2022年度	15人	2人	3人	5人
合計に対する 割合	100.0%	13.3%	20%	33.3%
2023年度	10人	2人	1人	3人
合計に対する 割合	100.0%	20.0%	10.0%	30.0%

5年間	71人	24人	9人	33人
5年間の合計 に対する割合	100.0%	33.8%	12.7%	46.5%

(7) 収容定員数及び専任教員総数…【3-1】関連

収用定員数	48人
専任教員総数	15人

(8) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数…【3-1】関連
入学定員が100人以下

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要 教員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実員数	2人	1人	4人	2人	2人	2人	1人
適格性を 有する教員 の氏名	西山千絵 小林祐紀	井上禎男	吉崎敦憲 武田昌則 宮城 哲 白木敦士	久保田光昭 内楢博信	藤田広美 吉田英男	矢野恵美 齋藤 実	宮尾 徹

(9) 実務家教員の数及び割合…【3-1】関連

法令上必要とされる専任教員数 (A)	実務家教員数 (B)	(B)のうち みなし専任教員 数	法令上必要とされる専任教員数に占める実務家教員の割合 (B/A)
12人	6人	1人	50%

(10) 教授の数及び割合…【3-1】関連

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員 (実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	10人	5人	15人	5人	1人	6人
計に対する割合	66.7%	33.3%	100%	83.3%	16.7%	100%

(11) 専任教員の配置バランス…【3-3】関連

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者数平均	
	専任() はみなし 専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	48 (2)	3	58人	10.8人	9.7人

法律実務基礎科目	9 (1)	2	9人	7.2人	12.0人
基礎法学・隣接科目	2	5	5人	8.0人	3.2人
展開・先端科目	22	11	26人	4.2人	3.7人

(12) 教員の年齢構成…【3-4】関連

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者教員	2人	2人	4人	1人	0人	9人
		22.3%	22.3%	44.4%	11.1%	0%	100.0%
	実務家教員	0人	0人	4人	2人	0人	6人
		0%	0%	66.7%	33.3%	0%	100.0%
合計		2人	2人	8人	3人	0人	15人
		13.3%	13.3%	53.4%	20.0%	0%	100.0%

(13) 教員のジェンダー構成…【3-5】関連

性別	教員区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男性		7人	6人	18人	16人	47人
		78%	100%	53%	47%	100.0%
女性		2人	0人	4人	4人	10人
		22%	0%	50%	50%	100.0%
全体における女性の割合		13.3%		19.0%		21.2%

(14) ア 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数…【3-6】関連

【令和3年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	3	5.5	4.5	3	1	1.5	1	-	-	-	1コマ 100分
最低	0.5	1	1.5	1	1	1.5	1	-	-	-	
平均	2.1	2.7	3.1	1.8	1	1.5	1	-	-	-	

【令和4年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	3	6.5	3.5	4	1	1.5	-	-	-	-	1コマ

最低	2	1	1.5	1	1	1.5	-	-	-	-	100分
平均	2.3	3.2	2.7	2	1	1.5	-	-	-	-	

【令和5年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	3	5	3.5	3.5	1	1.5	1	-	-	-	1コマ 100分
最低	0.5	2	1.5	1	1	1.5	1	-	-	-	
平均	2	3.2	2.5	2.2	1	1.5	1	-	-	-	

イ 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数…【3-6】関連

【令和3年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	5.5	10	4.5	5	1	1.5	1コマ 90~100分
最低	2	1.5	2	1	1	1.5	
平均	3.2	3.9	3.3	2.6	1	1.5	

【令和4年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	6.5	10	8.5	6	2	2.5	1コマ 90~100分
最低	1	2	2	1.5	2	2.5	
平均	3.6	4.7	3.9	2.8	2	2.5	

【令和5年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		みなし専任教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	6.5	8	6	5.5	2	1.5	1コマ 90~100分
最低	1.5	2	2	2	2	1.5	
平均	3.2	4.8	3.6	3.2	2	1.5	

(15) 開設科目数及び単位数等…【5-1】【8-2】関連

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数	修了認定要件 としての 必要単位数
法律基本科目群	38	65	34	61	61
うち基礎科目	24	41	20	37	37
うち応用科目	14	24	14	24	24
法律実務基礎科目群	8	11	8 (2)	11 (2)	10
基礎法学・隣接科目群	8	14	0	0	4
展開・先端科目群	33	63	0	0	18
うち選択科目	13	26	0	0	4

(16) 学生の履修状況…【5-1】関連

評価実施年度の前年度 の修了者について、各 科目群の履修単位数 (平均値)	未修者コース	既修者コース
法律基本科目	61	61
うち基礎科目	37	37
うち応用科目	24	24
法律実務基礎科目	10.4	10
基礎法学・隣接科目	4.8	4
展開・先端科目	19.4	20
うち選択科目	5.2	4
4科目群の合計	95.6	95

(17) 収容定員に対する在籍者数の割合…【7-3】関連

【過去5年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2019年度	48人	46人	95.8%
2020年度	48人	46人	95.8%
2021年度	48人	47人	97.9%
2022年度	48人	50人	104.2%
2023年度	48人	49人	102.1%
平均	48人	48人	100%

【評価実施年度の在籍者数】

	在籍者数（未修）	在籍者数（既修）	合 計
1年次	15人		15人
2年次	11人	1人	12人
3年次	18人	4人	22人
合 計	44人	5人	49人

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

- ・令和4年4月13日
認証評価WGの設置について研究科委員会で承認
- ・令和4年9月22日
認証評価事前説明会(オンライン)
- ・令和4年10月26日
認証評価WGリーダーから報告書作成担当割振案及び受審までのスケジュール案提示、
認証評価WG会議(運営委員会)で検討
- ・令和4年11月9日
報告書作成担当割振案及び受審までのスケジュール案について研究科委員会で
承認
- ・令和4年12月28日
報告書原案作成の進捗状況について認証評価WG会議(運営委員会)で確認
- ・令和4年12月31日
報告書別紙2提出期限、以後未提出の分野に督促
- ・令和5年1月25日
報告書別紙2提出状況について認証評価WG会議(運営委員会)で確認
- ・令和5年3月15日
報告書原案提出期限、以後未提出の委員会に督促
- ・令和5年3月29日
報告書原案提出状況について認証評価WG会議(運営委員会)で確認
- ・令和5年4月12日
認証評価WGメンバーの一部変更について研究科委員会で承認
- ・令和5年4月26日
提出された報告書原案の検討(分野ごとの読み合わせ及び修正依頼)を開始
することを認証評価WG会議(運営委員会)で承認
- ・令和5年5月31日
報告書原案の検討実施状況について認証評価WG会議(運営委員会)で報告
- ・令和5年6月8日
認証評価WGによる分野ごとの報告書及び添付資料の点検(第1回)
- ・令和5年6月13日
認証評価WGによる分野ごとの報告書及び添付資料の点検(第2回)
- ・令和5年6月14日
認証評価WGによる分野ごとの報告書及び添付資料の点検(第3回)
- ・令和5年6月24日
認証評価WGによる分野ごとの報告書及び添付資料の点検(第4回)
- ・令和5年6月27日

自己点検・評価報告書の完成

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

これからの法曹は、「国民の社会生活上の医師」¹として、それぞれの地域の人々や社会の抱える問題に適切に対応できる心（マインド）と知識（スキル）を持った人でなければならない。同時に、通信や移動手段の発達等によりグローバル化が地球の隅々にまで浸透した今日では、地域（ローカル）の問題が直ちに国際的（グローバル）な問題につながることを理解しうる法曹でなければならない。

このように、「国民の社会生活上の医師」であると同時に国際性を兼ね備えた法曹の養成が求められている今日の時代にあって、本研究科は、とくに「地域にこだわりつつ、世界を見る法曹」²、すなわち地域特性と国際性を兼ね備えたグローバル（グローバル＋ローカル）な法曹を養成することを基本理念として平成16年に発足した。

「地域にこだわる」とは、法曹が地域の人々から信頼を得るために、高い人格と倫理観を持ち、人の心を理解できる、いわば総合的な「人間力」を有することを意味している。人間味の溢れた法曹には信頼が集まり、経験を積み重ねることで、よりいっそう地域からの信頼を高めていけるからである。また、「世界を見る」とは、わが国の中でひととき異彩を放つ沖縄の地理的・歴史的・文化的・政治的特性を理解し、法的視点から地域の問題を国や世界に発信することができる力を意味している。今日の日本や周辺諸国との間で、沖縄社会が将来にわたり安定的に繁栄してゆくためには、法曹にも国際的な視野で問題を解決する能力が求められているからである。

このように、本研究科は、地理的・歴史的・文化的・政治的に大きな地域特性をもった沖縄県に所在する唯一の法科大学院として、日本の法制度と沖縄の地域特性を深く理解し、国際的視野を持ちながら地域の法的ニーズに応えることができる法曹の養成を目指してきたところ、平成20年度の入学生にいわゆるLGBTQの当事者が複数名おり、彼らが周囲にカミングアウトしたことから、研究科としてもこのような人々の存在に関心を持つようになった。同じころ着任した刑事法を専攻する教員がジェンダー問題の研究者でもあったため、以後、この教員を中心とした啓発活動のもと、教員・

¹ A36 琉球大学大学院法務研究科法務専攻設置計画書（抜粋）「設置の趣旨及び必要性」。

² A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程2条。

学生の間で「ジェンダー」や「性の多様性」の問題が人権問題であり重要な法曹の素養のひとつであるという理解が次第に広まっていった。本研究科は、平成 28 年にホームページで、性の多様性を尊重し、全ての学生、教職員のセクシャリティを尊重することを明言するとともに、学生募集要項に「当事者の学修環境への配慮に努めるほか、学生・教職員への性の多様性に関する教育も実施している」旨を明記した³。

そして、このような経緯と実績を踏まえ、平成 30 年の研究科委員会で、「ジェンダー」「性の多様性」にまつわる多くの問題は人権問題であり、国内外において LGBTQ の社会的認知が目覚ましく拡大して行く昨今の社会状況の下では、人権擁護を担う法曹の中にアライ（理解者）がいることは極めて重要であるとの認識のもと、本研究科として、性の多様性を尊重する法曹を養成することを基本理念の一つとすることを決定し、本研究科の基本理念を、「地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹を養成する」⁴こととした。

(2) 法曹像の周知

ア 教員への周知、理解

本研究科の設置（平成 16 年）に携わった専任教員は、「琉球大学大学院法務研究科（法科大学院）設置計画書」の中で謳われているグローバルな法曹像について熟知している。もっとも、設置当時の専任教員はすでに少数となり、現在はそれ以外の専任教員が多数を占めるようになった。そこで、これらの教員に対しては、採用面接や研究科長が辞令を交付する際に意識的に理念についての周知を図ってきた。また、専任教員や事務職員は、各年度の入学式・修了式に出席した折に地域のために貢献するグローバルな法曹像に言及する研究科長の挨拶に接している。近年加わった「性の多様性の尊重」についても、毎年、これをテーマとする FD 研修を開催して、意識が浸透するように努めている。平成 29 年度には研究科のシンボルとして公式ロゴマークを制定したが、この図柄には性の多様性の象徴であるレインボー・フラッグが用いられており、関係者の自覚を促すことに役立っている。本研究科が養成しようとするこのような法曹像は、研究科委員会はもちろん、授業改善のための FD 会議やカリキュラム改正の議論においても、常に念頭におかれている。

イ 学生への周知、理解

学生に対しては、まず入学前に、入学予定者に対して送付する「新入生へ

³ A7-2 令和 6 年度学生募集要項 1 頁。

⁴ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 2 条。

のメッセージ」⁵によって、本研究科が養成しようとする法曹像について周知を図っており、次いで、入学式における研究科長の挨拶や、新入生オリエンテーションにおいて研究科長の行う本研究科のアドミッション・ポリシーの説明の中で、あるいは教務委員会の行う本研究科のカリキュラムの説明の中で、このことを強調している。入学後も、パンフレット⁶やホームページ⁷で周知が図られている。特に「性の多様性の尊重」については、後述のように固有の選択科目が設けられ、教育内容となっている。

ウ 社会への周知

本研究科が養成しようとする法曹像について、本研究科は、社会一般に対してもホームページや SNS⁸を通じて周知を図っている。とりわけ、本研究科への進学希望者に対しては、県内外で行われる各種の入試説明会・進学相談会において丁寧に面談し、周知を図っている。

さらに、進学が期待される本学の学部生やその保護者に対しても、人文社会学部国際政治学科法学プログラム（以下「法学プログラム」という）の新入生オリエンテーションや保護者懇談会に参加して理念を伝えた。このほか、大学のオープンキャンパスに訪れた高校生に対しても、学部の説明会や法科大学院独自の進学相談会を通じて理念を伝えている。

本研究科の司法試験合格者祝賀会は、毎年、県内法曹三者の関係者、企業関係者、自治体や矯正施設等公的機関の関係者にもご参加いただいているが、そこでも研究科長の挨拶の中で言及している。地元企業への訪問活動を行う際にも、本研究科の目指す法曹像について触れている。

なお、前述のロゴマークが印刷されたファイルフォルダや簡易バッグなどのオリジナルグッズは、説明会や企業等訪問の際に広く配布しており、本研究科の理念の一つである性の多様性の尊重をアピールする役目を果たしている。

後述するように、本研究科には指導教員制度や学生支援委員会制度があり個々の学生の就学状況を遺漏なく把握できるように努めているが、入学後に自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴えた学生がいるという報告を受けたことはない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

⁵ A72 新入生へのメッセージ参照。

⁶ A2 法科大学院パンフレット。

⁷ 本研究科 HP URL:<https://law.skr.u-ryukyu.ac.jp/#news>

⁸ 本研究科フェイスブック URL:<https://www.facebook.com/RyukyuLS/>

2 点検・評価

「地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する」という法曹像は、本研究科のホームページなどでも明確に示され、入学した学生も日頃からその法曹像を自覚して研鑽に励んでいる。本研究科は、本学の他の部局からも、人材育成で最もその目指すべき人物像が明確に示されている部局であると評価されている。

3 自己評定

A

[理由]

法曹像の明確性・周知のいずれも、良好である。

4 改善計画

特になし。

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本研究科の特徴

本研究科は、基本理念である「地域にこだわりつつ世界を見つめる法曹の養成」に向けて、地域性の涵養という観点から、沖縄の地域特性に根差した科目を多数開設している。

また、同じく、国際性の涵養という観点から、グローバルな科目を多数開設しており、特に、開設当初から現在に至るまで実施しているハワイ大学での「英米法研修ハワイプログラム」が、国際性の涵養に大きな役割を果たしている。

さらに、もう一つの基本理念である「性の多様性を尊重する法曹の養成」については、協定を結んだ周辺自治体と協力しながら法曹としてのスキルを学ぶ実践型の科目を提供している。

このように、さまざまな地域特性をもつ本県の抱える多様な法律問題に広い視野で柔軟に対応でき、鋭い人権感覚を持った法曹を養成しようとするところに本研究科の特徴がある。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

本研究科では、上記3つの特徴を追求するために、次のようなカリキュラムを組み⁹、また、具体的な教育実践においてもさまざまな取り組みを行っている。

第1に、沖縄の地域特性に根差した特色ある科目として、「米軍基地法」、「日米関係」、「自治体法学」、「沖縄企業法務」、「沖縄金融法務」及び「ジェンダーと法」などの科目を配している。「クリニック」や「エクスターンシップ」も、沖縄社会の実情をよく見聞することができるような内容のものとなっている。

例えば、「米軍基地法」は、本県には現在も米軍基地が多く存在することから、本研究科の特徴的な科目として開設されているもので、歴史、地位協定、経済、環境などの様々な視点から米軍基地に関する法的諸問題を取り扱っている。また、「ジェンダーと法」では、ジェンダーと法に関する基礎知識を学ぶほか、米軍の駐留から派生する国際結婚・離婚に関わる本県に特有なアメラジアン(Ameri-Asian=米兵とアジア人女性との間に出生した子の俗称)問題などについても取り上げている。「リーガル・クリニック」は、本研究科においては、消費者問題、契約問題(多重債務事案を含む)、倒産問題など、経済的基盤が弱く所得の低い狭い地域で発生しがちで、本県に多い法律問題を扱っているほか、司法過疎地域である離島における無料法律

⁹ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程9条及び別表1。

相談も実施している。さらに、「エクスターンシップ」は地域社会において生起する現実の問題を知り、これへの対処を受講者自らが体験できる科目であり、グローバルな法曹の養成にとって重要な科目であるが、教育課程連携協議会での協議結果をうけ、関連する講義を受けてからエクスターンシップに臨めるようにカリキュラム及び授業内容を工夫している¹⁰。

第2に、本研究科では、国際性の涵養を目指すグローバルな科目として、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律基礎英語Ⅰ」、「法律基礎英語Ⅱ」、「国際社会と法」、「国際法」、「国際私法」、「国際取引法」などの科目を開設している。このうち、「アメリカ法」はネイティブの法曹有資格者が担当している。前述の「日米関係」は、地域性のほか国際性の涵養にも関わる科目である。国際性の涵養に配慮した取り組みは、ハワイ大学での「英米法研修ハワイプログラム」としても具体化されている。このプログラムは、ハワイ大学ロースクールとの間の学術交流協定（平成17年3月締結）に基づき、毎年、春季休暇中に約2週間のハワイ研修として実施されるもので、この研修では、ハワイ大学ロースクールの特別講義を受講するほか、ハワイ州の最高裁判所や巡回裁判所、法律事務所、ハワイ州議会訪問、刑務所参観等を実施している。

第3に、本研究科では、性の多様性の当事者学生を教育するのみならず、性の多様性を人権の問題と捉えて深い理解を示すいわゆるアライの法曹を養成する目的で、「性の多様性の尊重と法」という科目を提供している。受講者は、LGBTQを含む性の多様性について基本的な知識をひととおり学んだ後、そのときどきの状況により、この問題について特化した協定を結んでいる那覇市及び浦添市と協力して、法案・条例案・ガイドライン等の作成や法律相談の実施などの実践的な学習も行っている。また、毎年、全専任教員を対象として、性の多様性の尊重に関するFD研修を行い、各科目の底流に、性の多様性を尊重する法曹養成という意識をもって臨めるようにしている。

このように、本研究科では、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目としてグローバルかつ性の多様性を尊重する法曹を養成するための特徴ある科目を開設している。

（3）取り組みの効果の検証

上記（2）の取り組みの効果は、毎学期途中に実施されている授業評価アンケートや、授業終了後アンケート、学生との意見交換会などにおいて確認されている。

（4）特に力を入れている取り組み

特になし。

¹⁰ 現在、授業との連携が図られているエクスターンシップ先は、保険会社、少年院、金融機関、総合企業（小売流通、建設、観光等）グループなどである。

- (5) その他
特になし。

2 点検・評価

本研究科は、開設当初から現在まで、地域性と国際性を踏まえたグローバルな法曹を養成するために、カリキュラムの面で、一方では沖縄の地域特性に根ざした特色ある科目を、他方では国際性を涵養する科目を配置してきた。また、離島地域の住民から法律相談を受ける「クリニック」や地域の問題に直接触れることのできる「エクスターンシップ」、海外（ハワイ）のロースクールで研修の機会を得る「英米法研修ハワイプログラム」は、「地域にこだわりつつ世界を見つめる法曹」を養成するための本研究科の特色ある教育実践例として評価することができる。さらに、性の多様性を尊重する法曹の養成に関しても、周辺自治体との協定のもと、座学に留まらない実践的な学習が可能となっており、本研究科の特徴が追求されている。

3 自己評価

A

[理由]

特徴の明確性、取り組みの適切性が、いずれも非常に良好である。

4 改善計画

現在、沖縄県はその地域的特性を活かして東アジア諸国との交流を通じた経済発展を目指している。本研究科も、このような取り組みを法的にサポートできる国際性豊かな人材の養成を目指している。コロナ禍でここ数年停滞しているものの、今後、台湾の大学と協力して、本研究科での台湾法の講義や、学生の台湾研修を行うことにより、さらに国際性を打ち出すことを計画している。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本研究科には、自己改革を目的とした独立の組織はなく、研究科委員会のもとに置かれた6つの常設の専門委員会及び4つの特別専門委員会がそれぞれの所掌事項を通じて自己改革のための活動を行い、必要に応じて研究科委員会に諮っている。

ア 常設専門委員会には、次の各委員会がある。

- ①運営委員会（研究科長、副研究科長兼学生支援委員長、教務委員長、入試委員長、広報委員長で構成される） 研究科の将来構想、活動についての自己点検・評価等
- ②教務委員会（委員数3名） 教務関係
- ③学生支援委員会（委員数3名） 就学環境の維持・改善等
- ④入試委員会（委員数3名） 入試
- ⑤広報委員会（委員数3名） 広報
- ⑥FD委員会（委員数3名） 教員のFD
- ⑦渉外委員会（委員数2名） 他機関との連携
- ⑧研究推進委員会（委員数3名） 紀要の発行、研究活動の活性化

イ 特別専門委員会には、次の委員会、ワーキング・グループがある。

- ①業績評価委員会（4名） 業績評価
- ②司法試験対策WG（3名） 司法試験合格率向上の取組み
- ③法曹コース検討WG（3名） 法曹コース設置の検討
- ④認証評価対応WG（6名） 認証評価対応

これらの委員会やワーキング・グループの自己改革の提言は、運営委員会に報告され、同委員会が審議したうえで、必要に応じて研究科委員会に諮られている。

(2) 組織・体制の活動状況

本研究科における意思決定機関である研究科委員会は、原則として第2水曜日に開催され、運営委員会はその準備を兼ねて第4水曜日に開催されている（それぞれ年間12回程度開催）。いずれの会議でも同席した事務職員により議事録が作成され、内容について全委員の確認を経た後、記録として保管されている。

その他の常設専門委員会及び特別専門委員会は随時会議を開催したり、頻繁にメールで委員間の意見交換を行ったりして、それぞれの改革課題について組織的に対応している。原則として議事録が作成されているが、事務職員が参加しているわけではないため徹底されていない面がある。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取り組み状況

(ア) 教育体制の改善

教育体制改善のうち、カリキュラムについては、教務委員会において常時検討され、その結果は運営委員会で報告・審議され、承認が必要な事柄については最終的に研究科委員会で審議・決定される。直近では、令和3年度の終わりから令和4年度にかけて、司法試験合格率が低迷していることを受け、カリキュラム改正の検討が行われ、令和5年度未修者コース入学者から、3年次に配当されている応用演習科目を分野別（3分野・4科目）から科目別（7分野・10科目）とするカリキュラム改正が行われた。これにより、より厳格に到達目標の達成度を測れることが期待できるようになった。

教員体制の改善については、教授である専任教員全員で行われる人事構想会議¹¹の場で、採用・昇任計画等を中長期的な視点から検討し、研究科委員会で報告している。直近では、令和5年4月12日及び5月10日に開催され、教授昇任人事について意見交換を行った。

授業の改善については、FD委員会の所掌事項なので第4分野に譲る。

(イ) 入学者選抜における競争倍率の確保

入試委員会が入試戦略として検討し、その後運営委員会、研究科委員会で議論されている。

本研究科の開設当初は、内地の大学を卒業した内地出身の志願者が主であり、本学からの内部進学者は僅かであったが、平成29年ころから、内地出身の志願者が減り、逆に、内部進学者、沖縄県内他大学卒業者、内地の大学を卒業した沖縄県出身者の志願者が過半数を占めることが多くなり、その傾向は現在まで続いている。そこで、本研究科では、人文社会学部国際法政学科法学プログラムへ積極的に授業を提供することを継続しつつ、同プログラムに「LS 進学等特修クラス」を開設し、法曹志願者に早期から高度な法律教育を施す体制を構築するとともに、広報委員会と入試委員会が協同して、入試説明会への参加を積極的に呼びかけることによって、内部進学希望者や県内他大学からの進学希望者の掘り起こしを図ってきた。また、コロナ禍のためにオンラインで行った入試説明会が、県外在住の学生等に好評であり、これが令和4年度入学者に県外在住の学生（沖縄県出身者を含む）が多かった理由であると考えられたことから、広報委員会の提案により、令和5年の入試説明会は対面とオンラインの両方で行うこととなっている。

このような努力により、競争倍率は令和3年度こそ2倍であったが、過去5年間平均で約2.5倍という水準を保っている。

(ウ) 定員充足率

定員充足率は、同じく令和3年度に81.3%であったが、過去5年間平均で約95%という水準を保っている。離島県という沖縄の地域的特性を踏ま

¹¹ A5-5 琉球大学大学院法務研究科教員選考内規2条1項。

えた地元重視の入試戦略がよい結果に結びついたといえる。

(エ) 公開された情報に対する評価や改善提案への対応

一般的にはまず運営委員会において取り上げられ、必要に応じて専門委員会に割り振られるか、あるいは研究科委員会で審議することになる。たとえば、前回の認証評価結果は運営委員会を通じて研究科委員会で報告され、教員全員で問題を共有したうえで、各専門委員会が検討事項として引き取った。

(オ) 法曹に対する社会の要請の変化

地域社会が期待する具体的な法的能力を持った修了生を輩出することが本研究科の使命であるという認識から、地域のニーズを把握する努力を継続しなければならないと考えている。沖縄県の経済は中小企業によって支えられているが、近時は地理的特性を活かした貿易・物流・観光業の発展に期待する声が高い。このようななかで本研究科ができることが何かは、教育課程連携協議会や沖縄弁護士会法科大学院特別委員会との連絡協議会の場で意見交換を行い、また、運営委員会や研究科委員会でもしばしば議論している。

(カ) 教員の参加状況等

以上の取り組みは、研究科委員会の決定に基づくものであり、全専任教員が認識を共有し、配属された委員会やワーキング・グループの委員として取組みに参加している。

イ 修了者の進路に関する問題の把握、検討、具体的取り組み状況

(ア) 進路の把握

本研究科は、修了者の進路について把握することに努めており、これまでも概ねその進路を把握していたが、令和3年度から令和4年度にかけて、法科大学院係及び学生支援委員会委員を中心に、複数の教員がすでに進路を把握している修了生に問い合わせるなどして、各期の修了生の進路を把握するための調査を行った。その結果、平成29年度から令和3年度の修了生の進路については、52名中50名（不明率0.04%）まで把握することができた。

司法試験合格率については、合格発表直後に事務を通じて全教員に周知され、共有されている。その際には、全法科大学院平均や全法科大学院中の本研究科の順位等の情報も共有されている。

(イ) 進路の把握を踏まえた対応（司法試験合格率向上に関すること）

本研究科では、過去5年間に2度、司法試験合格率が全法科大学院平均の半分未満の年があった。本研究科では、その原因を①短答式試験の合格率が低迷していること、②法的文書作成に困難さを感じる未修者が多いこと、③コロナ禍で、本研究科の強みである学生同士あるいは教員と学生と

のつながりが弱くなってしまったこと、④直近修了者以外の修了者の合格率が過去に比べて低下していることなどにあると考え、従前の取り組みに加え、司法試験対策WGを設置し、沖縄弁護士会と連携して、入学後早い段階で短答式試験や論文式試験を解かせる試み（①への対応）、法律基本科目の選択科目として問題研究科目の新設（②への対応）、指導教員を4人とする指導教員制度の改革（③への対応）、修了生を主な対象者とする学習会の開催（④への対応）などの取り組みを行っている。また、人文社会学部法学プログラムとの連携を深め、入学生の多くを占めるに至っている同プログラムの在生員に対し、早期から高度な教育を提供している。未だ、その成果が十分に現れているとはいえないものの、これらの取り組みにより、今後の司法試験合格率の改善に結びついていくことが期待される。

（ウ）進路の把握を踏まえた対応（修了生の進路を支援する取り組み）

本研究科は、修了生への支援を任務とする専門委員会として渉外委員会を新設し、従来からの支援活動をさらに強化する取り組みを行っている。

a 沖縄県内の企業との接続・連携

本研究科は、沖縄銀行と、同銀行が、本研究科の修了2年目以降の司法試験受験生を「リーガル・アシスタント」という名称で有給の臨時職員として雇用し、司法試験までは学業に専念させるという内容の修了生支援の協力協定を締結し、これまで22名が採用されており、そのうち15名が司法試験に合格している。

また、本研究科は、琉球銀行と、同銀行が、原則として修了1年目の受験生を「リーガル・サポート」という名称で有給の臨時職員として雇用し、司法試験までは学業に専念させるという内容の修了生支援の協力協定を締結し、これまで8名が採用され、そのうち4名が司法試験に合格している。

本研究科は、以上の沖縄銀行、琉球銀行のほか、これまでエクスターンシップの受け入れ、修了生の雇用、奨学金の提供などで協力いただいている沖縄債権回収サービスなどと定期的に意見交換会を開催し、有望な修了生の情報を共有している。

b 沖縄県内自治体との接続・連携

沖縄県庁には、司法試験の可否に関係なく多数の修了生が就職しているが、同窓会の県庁支部が結成され、緊密なネットワークが形成されている。

c 裁判所との接続

本研究科は、平成28年度から、本学において、那覇地方裁判所の職員による就職説明会を開催して、裁判所職員を志望・併願する学生に対する支援を行っている。

（4）特に力を入れている取り組み

修了生が司法試験の可否にかかわらず地域社会に受け入れられ活躍でき

るようにするためには、地域のニーズをしっかりと把握し、そのニーズに応えられる法的能力を身につけさせる必要がある。地域特性の強い沖縄において、その具体的なニーズを把握し、把握したニーズに応えられる科目を提供するために、支援先企業との意見交換、教育課程連携協議会における協議を積極的に活用している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科では、自己改革を目的とした独立の組織はないが、教務委員会や入試委員会など研究科委員会のもとに置かれた 8 つの常設専門委員会や、司法試験対策 WG、法曹コース検討 WG などアド・ホックな特別委員会がそれぞれの所掌事項について自己改革のための活動を行い、その提案を受けて、運営委員会や研究科委員会で自己改革を実施しており、「L S 進学等特修クラス」の開設、カリキュラムの改善や入学試験の健全化の面で積極的な施策が試行されている。また、法曹に対する社会の要請の変化への対応も、地域のニーズを汲み取る努力を続けるとともに、「性の多様性を尊重する法曹」という先進的なアドミッション・ポリシーを掲げる意欲的な試みも行っている。さらに、修了者の進路もよく把握しており、修了者に対する支援体制も充実している。

そのような改革の努力にもかかわらず、本研究科の司法試験合格率は全国平均を下回っている。今後も司法試験合格率向上のための努力をしていく必要はあるものの、それぞれの委員会が適切に改革を進め、一定の成果を出しており、組織・体制は良好に機能しているといえる。

3 自己評定

B

[理由]

自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも良好である。

4 改善計画

特になし。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

(1) 教授会の権限

本研究科には、教授会に相当する機関として研究科委員会が置かれており、原則として毎月1回開催されている。

研究科委員会における審議事項については、琉球大学教授会等通則のもとに定められた琉球大学法務研究科委員会規程第3条に規程があり、同条第1項で、①学生の入学及び課程の修了の認定に関すること（入学者選抜方法・合否判定、既修単位認定試験の判定、修了判定など）、②学位の授与に関すること、③その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものと定められ、さらに同条第2項で、④研究科に関する諸規則の制定及び改廃に関すること、⑤教育課程及び試験に関すること（カリキュラム、非常勤講師の任用に向けた資格審査、定期試験の時間割の設定、成績判定会議の開催など）、⑥法務学修生に関すること、⑦学生の進級、休学、退学、除籍、賞罰その他身分異動に関すること、⑧研究科長候補者及び諸委員の選考に関すること、⑨教員の選考に関すること、⑩その他研究科の運営等に関する重要事項で研究科長が必要と認めたことと定められている（⑩は、例えば、学年暦・各学期の教務日程に関する事項、各学期の開講科目とその担当者、各学期開講科目の時間割、各学年次の指導教員、授業評価アンケート結果及びアンケートに対する教員のコメントの学生への開示、各学期に行う授業参観の日程、「授業改善報告書」の研究科委員会への提出期限、進級認定、再入学者の既修得単位の認定、インターナショナル・ロイヤー・コースへの申請に対する承認及び同コースの修了者の認定などがこれに当たる）。

上記のうち、教育活動に関する重要事項について、本研究科では、すべて所管委員会（教務委員会や入試委員会）の提案を受け（事項によっては運営委員会における事前の審議を経て）、研究科委員会において慎重な審議を行い、研究科としての意思決定を自主的・独立的に行っている。

(2) 理事会等との関係

本学には、法人及び大学の長として学長が置かれるほか、理事会に相当する機関として役員会が置かれているが、この役員会における意思決定は一般に全学的な組織である教育研究評議会（学長が主宰）や全学人事委員会（担当理事が主宰）の審議を経て行われるのが通例である。

教育活動に関する重要事項のうち、学生の身分異動に関する事項（入学、再入学、転入学、休学、復学、転学、退学、除籍など）や修了認定・学位の授与は、琉球大学大学院学則¹²（第6章及び第7章の諸規定）により、学長の決定事項とされている。しかし、これらの事項に関する学長の決定は、研究科委員会の議に基づいて行われるもので、形式的なものである。

専任教員の任用（採用、昇任）など人事に関する事項は、国立大学法人琉

¹² A5-7 琉球大学大学院学則。

球大学教員選考通則¹³第 10 条 1 項ないし 3 項により、各学部・研究科等の選考した採用候補者につき、学長が教員人事学長諮問委員会の意見を参酌して採用等の決定を行うこととなっているが、同委員会にあっては各学部・研究科等の自主性を尊重した運営がなされており、これまで本研究科からの提案について否定的な意見が述べられたことはなく、また、本研究科が推薦した候補者を学長が採用拒否（差戻し）したこともない。

(3) 他学部との関係

本研究科では、他学部との関係でも研究科委員会の意向が実現できなかった例はない。なお、本研究科の教員が、人文社会学部国際法政学科法学プログラムの科目を担当し、逆に同プログラムの教員が本研究科の科目を担当することについては、合同会議を開催するなど、両者の合意に基づいて適切に運用されている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科の教育活動に関する重要事項はすべて、研究科委員会における慎重な審議を経て自主的に決定されている。

3 自己評定

適合

[理由]

自主性・独立性に問題はない。

4 改善計画

特になし。

¹³ A73 国立大学法人琉球大学教員選考通則。

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

ア 養成しようとする法曹像 (①) については、以下の URL でウェブサイトに掲載されている。

<http://web.law.u-ryukyu.ac.jp/#section3>

イ 教育課程並びに当該教育課程を履修するうえで求められる学識及び能力 (②)、成績評価の基準及び実施状況 (③)、修了認定の基準及び実施状況 (④)、司法試験の在学中受験資格の認定の基準及び実施状況 (⑤)、修了者の進路に関する状況 (⑥)、志願者及び受験者の数、その他入学者選抜の実施状況に関するもの (⑦)、標準修業年限修了率及び中退率 (⑧)、法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目その他教育内容等に関するもの (⑨)、授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置その他学生の学習環境に関するもの (⑩)、社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率 (⑪) については、以下の URL で PDF ファイルとしてウェブサイトに掲載されている。なお、②のうちの教育課程 (カリキュラム) と、⑦については、上記 PDF にリンクを掲載している。

http://web.law.u-ryukyu.ac.jp/wp-content/uploads/2023/06/R5_%E7%90%89%E7%90%83%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%E6%B3%95%E5%8B%99%E7%A0%94%E7%A9%B6%E7%A7%91_%E5%85%AC%E8%A1%A8%E8%B3%87%E6%96%99.pdf

ウ 教員に関するもの (⑩) については、以下の URL でウェブサイトに掲載されている。

<http://web.law.u-ryukyu.ac.jp/education/>

エ 自己改革の取り組み (⑫) については、以下の URL でウェブサイトに掲載されている。

<http://web.law.u-ryukyu.ac.jp/#news>

オ その他 (⑬) として、本研究科の特徴的な取り組みが、以下の URL でウェブサイトに掲載されている。

<http://web.law.u-ryukyu.ac.jp/projects/>

カ なお、在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率 (⑭) については、未実施のため公開されていない。

(2) 公開の方法

上記の URL 等でウェブサイトに掲載されているほか、Facebook、本研究科のパンフレット (琉球大学大学院法務研究科大学院案内)、学生募集要項、外部の雑誌等への情報提供によって公開している。ウェブサイト、Facebook

は随時更新し、その他は年1回更新している。また、新しい取り組みを行う場合等は、全学の広報とも連携し、各メディアにも発信している。

具体的には、下記のとおりである(上記(1)イのPDFに記載されている点については省略する)。

ア 養成しようとする法曹像

本研究科のウェブサイト(「TOP」)や『学生募集要項』(「入学者選抜の基本方針」欄)、パンフレット等で公開している。Facebookの研究科長挨拶、フロントページ等にも掲載している。

イ 入学者選抜に関する事項

入学者受入方針や入学者選抜の基準(出願資格や配点基準を含む)・方法等を、本研究科のウェブサイト(「入試」の「最新入試情報特設ページ」)にも掲載している『学生募集要項』等で公開している。出願者数、受験者数、合格者数、入学者の概要・属性等の入学者選抜の結果は、同ウェブサイト(「入試」の「入試結果の概要」欄)で公開している。

ウ 教育内容等に関する事項

授業科目や年間の授業計画等カリキュラムの概要、教育指導の特色、履修方法及び修了要件等を、本研究科のウェブサイト(「学修」の「カリキュラム」欄)等で公開している。また、授業の内容・方法や達成目標等が記載されたシラバスを、全学のウェブサイト(教務情報システムのシラバス検索欄)などで公開している。

エ 教員に関する事項

本研究科のウェブサイト(「学修」の「教員一覧」)等で公開している。

オ 修了者の進路等に関する事項

司法試験合格状況や修了生の進路を、本研究科のウェブサイト(「司法試験と進路」)、パンフレット等で公開している。

カ 学生の学修環境に関する事項

施設や設備環境を、パンフレットで公開している(ウェブサイトについては準備中)。授業料・入学料、奨学金制度、授業料免除制度等は、本研究科のウェブサイト(「授業料と奨学金」)や学生募集要項等で公開している。インターナショナル・ロイヤー・コース、指導教員制度、沖縄弁護士会による学修支援、長期履修制度等は、同ウェブサイト(「学修」の「多彩な学修スタイル」欄と「少人数教育と学修支援」欄)等で公開している。

キ 自己改革の取り組みに関する事項

『自己点検・評価報告書』等を、本研究科のウェブサイト(「基本情報と情報公開」の「認証評価」欄と「自己評価」欄)で公開している。

ク その他

- (ア) 入学志願者のために、ウェブサイトにおいて、過去の入学者選抜試験問題を公開している。学生生活に関する学生の声や司法試験合格体験記等もウェブサイトに掲載している。合格体験記は合格者の許可を取った上で写真を含め、ウェブサイトの他、Facebook、パンフレットにも公開している。
- (イ) 離島における無料法律相談（クリニック）やハワイ大学ロースクールにおける研修プログラム等についてもウェブサイトに毎年の様子を更新しながら積極的に情報公開をしている。これらはパンフレットにも最新の様子を掲載している。
- (ウ) 本研究科で実施した行事（入学式や修了式等）、講演会等については、インターネット媒体（ウェブサイト、Facebook）で随時更新している。行事の様子は毎年更新し、パンフレットに掲載している。特徴ある取り組み、新しい試みについては社会に広く公開するため、全学広報と連携し、各メディアにも情報発信している。
- (エ) 入試説明会等の情報はインターネット媒体（ウェブサイト、Facebook）で随時更新し、公開している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

本研究科のウェブサイト等における公開情報についての質問・意見・要望については、電話（法科大学院系の電話番号を記載）のほか、ウェブサイトのお問い合わせ欄からの電子メールによる質問等も受け付けている。Facebook でもメールの問い合わせが可能となっている。これに対する対応は主に広報委員会と事務が対応している。電話での問い合わせは内容に応じて、事務から広報委員会委員あるいは所掌する委員会委員へ転送されている。

入試説明会の来場者には、どのようにして情報を得たかアンケートを実施している。また新入生にはウェブサイトで参照した部分についてアンケートを実施している。これに応じて掲載媒体、掲載内容の改善を実施している。

(4) 特に力を入れている取り組み

本研究科の理念を実現する特色ある科目であり、かつ、地域貢献や国際交流にも役立っている離島における無料法律相談（クリニック）やハワイ大学ロースクールにおける研修プログラム等については、特に積極的に情報公開をしている。

「性の多様性の尊重」についても、独立したページを設け、取り組みなどの情報を積極的に公開している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

必要な範囲の情報はほぼ公開されており、さらに、沖縄の法科大学院として特色のある科目や性の多様性の尊重といった本研究科独自の教育内容については、積極的に公開しているといえる。ホームページの他、フェイスブックを開設していることで、よりスピーディーに情報が公開できている。

3 自己評定

A

[理由]

情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

特になし。

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本研究科が、パンフレット、ウェブサイト、『授業シラバス集』、『法務研究科便覧』等において学生に約束した教育活動等の重要事項としては、科目の開設（教育内容・教育方法を含む）その担当教員、定期試験の答案の返却、指導教員制度、オフィスアワーの設定、自習室や図書室（資料室）の整備、コピー機等の設備・備品、授業料、授業料免除・細目化設定、奨学金などがある。

(2) 約束の履行状況

『授業シラバス集』に記載されている科目については、担当教員も含めて、予定どおりに開講されている。

指導教員制度についても、各指導教員が学期初めに必ず個人面談を実施しているほか、随時、必要に応じて個人面談を実施している。また、オフィスアワーについても『授業シラバス集』で時間を設定して対応できるようにしている。

自習室・資料室も実際に設置しており、そのうち資料室については、日常の学習に必要な不可欠な参考文献や法令・判例資料など法律基本科目を中心に年40～50万円程度の予算的措置を講じて図書を購入している。図書の発注・管理は、学生支援委員会がその所掌任務として実施している。

なお、授業料の免除やその細目化設定についても、研究科委員会における審議に基づいて適正に運用し、学生に対する約束を履行している。

答案の返却については、全科目で行われているが、返却が遅延している例があり、改善が必要である。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

令和5年度前期から、MS Forms を利用して、答案返却が申合せどおりに行われているかを把握する体制を整えることとした。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科が教育活動等の重要事項について学生に約束したことは、基本的に十分に履行してきた。教育内容や就学環境の改善などを目的とする授業終了後アンケートや学生との意見交換会を行い、そこで得られた回答や意見を

踏まえて、さらなる改善努力が続けられている。

3 自己評定

適合

[理由]

答案返却の遅延以外に特に問題はなく、本研究科全体としてみれば問題となる事項はない。また、上記問題についても対応がとられている。

4 改善計画

特になし。

1－7 法曹養成連携協定の実施状況

1 現状

- (1) 法曹養成連携協定で貴法科大学院が行うこととされている事項
法曹養成連携協定は締結していない。以下記載を省略する。
- (2) 貴法科大学院が行うこととされている事項の実施状況
- (3) 実施されていない事項がある場合の改善の見込み等
- (4) 特に力を入れている取り組み
- (5) その他

2 点検・評価

3 自己評価

4 改善計画

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

(1) 学生受入方針

本研究科は、高い人格と倫理観をもち、人間味に溢れ、それゆえに地域の人々から深い信頼を得て地域のニーズに応えることのできる能力と、日本の法制度と法律を深く理解して地域の問題を国や世界に発信し、諸外国の法曹とも渡り合える能力を併せもち、性的指向や性自認を含む性の多様性を尊重できる（地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する）法曹の養成を基本理念としている¹⁴。

こうした基本理念のもと、本研究科は、地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹になりたいという強い熱意と、その素養をもった者を求めており、社会人や他学部出身者を積極的に受け入れている。

具体的には、以下のとおりである¹⁵。

「(1) コース共通

- ・法曹となるにふさわしい人格、倫理観、人間味を備えている者
- ・本研究科の理念を理解し、そのような法曹になりたいという熱意を有している者
- ・法曹として必要とされる基礎的能力（分析力、思考力、課題解決力、コミュニケーション力、表現力等）を有するか、あるいは、在学中にこれらの能力を身につけられる素養を有する者
- ・優れた語学力を有する者
- ・地域の問題やニーズに強い関心を持ち、それに対応できる能力を涵養しようとする者
- ・性の多様性を尊重できる者

(2) 2年コース（法学既修者対象）

- ・基礎的な法的知識を備えている者」¹⁶

¹⁴ A7-1 令和5年度学生募集要項表紙裏及びA7-2 令和6年度学生募集要項表紙裏に明記。本研究科ウェブサイトにも掲載。

¹⁵ 同上。本研究科ウェブサイト「アドミッションポリシー」にも掲載。

(<http://web.law.u-ryukyu.ac.jp/admissions/#section1>)

¹⁶ なお、「性的指向や性自認を含む性の多様性を尊重できる（地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する）法曹の養成」は、平成31年入学者選抜以降に本研究科の基本理念として入試要項上で明記した。さらに、本研究科がLGBTQを含む性の多様性／すべての学生、教職員のSOGIESC（すなわち、Sexual Orientation [好きになる性、性的指向]、Gender Identity [自認する性]、Gender Expression [表現する性、仕草や服装、言葉遣い等] 及びSex Characteristics [身体の性的特徴]) を尊重すること、学修環境への配慮に努めるほか、学生への性の多様性に関する教育、全教職員への性の多様性に関する研修を実施していること、性別違和等で通称使用を希望する場合、「琉球大学における学生の通称名等の使用に関する規程」も利用できるため、入学式前に相談に応じること、かつ在学中でも対応すること、入学志願票、受験票、志願者整理票の性別欄は統計のためにのみ使用するので、自認する性別の記載あるいは性別を記載しなくても構わないことを募集要項に明記している（A7-1 令和5年度学生募集要項1頁及びA7-2 令和6年度学生募集要項1頁）。

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 選抜基準

「2年コース（法学既修者）」及び「3年コース（法学未修者対象）」のみの区分に基づき、ABCの年3回の日程での各コースの選抜試験を実施している。

定員16の内訳としては、A日程8名のうち2年コース3名及び3年コース5名、同B日程6名のうち2年コース3名及び3年コース3名、同C日程2名のうち2年コースと3年コースをあわせて2名で割り当てている。

具体的には以下のとおりである¹⁷。

(ア) 2年コース（法学既修者対象）

法律試験と面接試験を実施し、提出された書類と合わせて総合的に判断している。ただし、合格するためには法律試験の合計得点が概ね60%以上であることが必要であり、また、受験した5科目の法律試験のうち1つでも30%未満の得点の科目があったときは、総合点のいかんにかかわらず不合格とする。なお、法律試験以外の審査項目の得点が平均点を著しく下回ったときも、不合格とすることがある¹⁸。

試験内容は、①提出書類（入学志願票、志願理由書、成績証明書、その他資格、経歴や能力に関する書類（提出は任意であり、英語を含む外国語試験のスコアレポートや推薦状を含む）10点、②面接（提出された書類を資料として個人面接を行い、法曹（法律家）の資質や本法科大学院への適性があるかどうかを見る）20点、③憲法100点、刑法100点、民法150点、商法50点（会社法（総則を除く）に限る）、民訴法（上訴・再審の部分を除く）50点、合計450点満点での法律科目についての論述式の試験を行い、当該配点で採点した上で、これを70点に換算した点数をもってその成績とする。

(イ) 3年コース（法学未修者対象）

記述式試験と面接試験を実施し、提出された書類と合わせて総合的に判

¹⁷ A7-1 令和5年度学生募集要項9-10頁。なお、令和2年募集要項では、甲方式のA日程7名（うち特別選抜3名程度）として2年コース2名及び3年コース5名、同B日程5名（うち特別選抜2名程度）として2年コース2名及び3年コース3名、同C日程（うち特別選抜1名程度）として2年コースと3年コースをあわせて2名程度の計14名に加えて、乙方式で3年コース若干名としていた。ここでいう「特別選抜」とは、2年コースにおいては「法律試験と面接試験を実施し、TOEFL又はTOEICのスコア、提出された書類と合わせて総合的に判断します。ただし、合格するためには法律試験の合計得点が概ね60%以上であることが必要です。また、受験した5科目の法律試験のうち1つでも30%未満の得点の科目があったときは、総合点のいかんにかかわらず不合格とします。なお、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがあります」、3年コースにおいては「小論文試験と面接試験を実施し、TOEFL又はTOEICのスコア、提出された書類と合わせて総合的に判断します。ただし、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがあります」と説明しており、2年コースにおける「一般選抜」すなわち「法律試験と面接試験を実施し、提出された書類と合わせて総合的に判断します。ただし、合格するためには法律試験の合計得点が概ね60%以上であることが必要です。また、受験した5科目の法律試験のうち1つでも30%未満の得点の科目があったときは、総合点のいかんにかかわらず不合格とします。なお、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがあります」と及び3年コースにおける「一般選抜」すなわち「小論文試験と面接試験を実施し、提出された書類と合わせて総合的に判断します。ただし、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがあります」と対置されるものである（令和2年学生募集要項13頁）。もっとも、特別選抜で合格する受験生については全員が一般選抜を併願しており、一般選抜でも合格するという状況がみられた。さらにここで専願・併願という言葉を用いることで別途の2年コースと3年コースにかかる併願と混乱も生ずるといった指摘等も踏まえ、入試効率化の観点から語学能力重視の特別選抜は廃止している。

¹⁸ なお、A7-2 令和6年度募集学生募集要項では、当該なお書きについてさらに客観的な基準となるよう、「なお、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがあります」と修正した。

断する。ただし、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがある¹⁹。

試験内容は、①提出書類（入学志願票、志願理由書、成績証明書、その他資格、経歴や能力に関する書類（提出は任意であり、英語を含む外国語試験のスコアレポートや推薦状を含む）10点、②記述式試験（時事・社会問題等に関する長文の資料（法的知識を必要としない文章等）を提示し、その資料に関する設問に対して記述式による解答を求める）45点、③面接（提出された書類を資料として個人面接を行い、法曹（法律家）の資質や本法科大学院への適性があるかどうかを見る）45点。

(ウ) 併願について²⁰

AないしCの各日程で2年コースと3年コースの併願が可能。併願することによって受験料が増額されることはない。2年コースと3年コースを併願した者の合否判定は、2年コースから行う。3年コースの合否判定では、法律試験の結果は考慮しない。先行する日程の試験を受験した者は、その合否に拘わらず、後行する日程の試験を受験することができる（この場合には、通常の受験料が必要）。たとえば、A日程で3年コースのみに出願・合格した者が、B日程やC日程の2年コースを受験することも可能（3年コースの合格者として入学料を納付している場合には、2年コースに合格した場合でも、入学料は不要）。

イ 選抜手続

いずれの試験方式・試験日程においても面接試験を必須とするとともに、これと複数の試験科目を組み合わせしており（提出書類審査ならびに法律試験もしくは記述式試験）、アドミッション・ポリシーへの適合度、志願者の能力、適性、協調性等を総合的に評価できるようにしている。

ウ 飛び入学制度について

飛び入学制度を設けているが、独自の選抜基準及び選抜手続は設けておらず、出願資格審査に通った受験生については他の受験生と同様の基準で選抜している²¹。

¹⁹ なお、A7-2 令和6年度募集学生募集要項では、当該ただし書きについてさらに客観的な基準となるよう、「ただし、審査項目のいずれかの得点が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがあります」と修正した。

²⁰ A7-1 令和5年度学生募集要項4頁。A7-2 令和6年度学生募集要項3頁も同様。

²¹ なお、飛び級入学制度自体については、A7-1 令和5年度学生募集要項及びA7-2 令和6年度学生募集要項上で「出願資格第10号」として記載している。A7-2 令和6年度学生募集要項では5-6頁に以下を明記している。すなわち、「飛び級による出願について第10号の『大学に3年以上在学し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者』として出願するためには、以下の要件を満たす必要があります。①令和6年3月末時点で、大学在学期間が3年以上となる見込みであること（休学期間は在学期間に含まれません。）、②令和6年3月末時点で、卒業所要単位のうち94単位以上を修得できる見込みであること、③出願時点で提出可能な最新の成績証明書において、修得したすべての単位のGPA（4段階方式）が3.00以上であること又は修得したすべての単位の3分の2以上の学業成績が、在学する大学の学業成績で100点満点中80点以上又は優以上のいずれかであること。なお、入学試験合格後、上記①②に定める要件を満たさないことが確定したときは、入学許可を取り消します（③の要件に関しては、出願時点で提出可能な最新の成績証明書のみで判断します。）」この「第10号」に規定する飛び級要件に該当するかについては、ABC各日程の出願（それ以前の事務室への事前照会）に応じて、その他の号に規定される出願要件とあわせて、入試委員会における審査判断を行い、その結果を研究科委員会にかけ承認を得ている。

エ 夜間主コースについて

法学既修者の人数は、昼間主コースと夜間主コースの合計人数となることは、「令和5年学生募集要項」までの各募集要項において明記している。なお、「令和5年度学生募集要項」においては、夜間主コースについて「令和6年度入学者選抜から募集を停止する可能性があります」ことを明記していた²²。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

ア 学生受入方針とその公表

学生受入方針、選抜基準、選抜手続の内容は、毎年6月上旬ころに発表される学生募集要項及び研究科ウェブサイトにて公開されているほか、大学内外で開催される入試説明会において周知徹底を図っている。

また、3年コースの選抜にあたっては、多様な人材を確保するため、合格者に占める社会人（大学の学部を最初に卒業した後、学部または大学院で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者。ただし、その間、専ら資格試験・国家試験等の受験準備をしていた者は除く）及び非法学部出身者（以下のいずれかに該当する者。①大学で修得した専門科目の単位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者、②大学院で取得した専門科目の単位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者）の割合ができるだけ2割を下回ることのないように留意することも学生募集要項に明記している²³。

イ 選抜基準及び選抜手続の公表

配点は前述のように学生募集要項に明記のうえ公表している。さらに法律試験においては、試験問題中で小問ごとに配点を記載している。

なお、問題及び出題趣旨・採点基準については、これまでも試験終了の約1か月後に、試験問題とともにウェブサイトで公表していたが、特に直近5年度については、法律試験及び記述式試験ともに採点基準もあわせて公表している。

(4) 選抜の実施

ア 選抜実施の経緯

令和5年度入学者選抜以降、記述式試験として「時事・社会問題等に関する長文の資料（法的知識を必要としない文章等）を提示し、その資料に関する設問に対して記述式による解答を求める」ことを明記している²⁴。

イ 選抜の実施

(ア) 入学者選抜基準・選抜手続

入学者選抜は定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って実施されて

²² A7-2 令和6年度学生募集要項上での記載については、「(6) その他」に記す。

²³ A7-1 令和5年度学生募集要項4頁。

²⁴ A7-1 令和5年度学生募集要項10頁。コロナ禍での対応を踏まえた令和6年度選抜実施に際しての変更点については、「(6) その他」に記す。

いる。合否判定については、試験実施後に事務職員が各受験生について試験科目ごとの成績・採点結果を整理し、総合成績順に並び替えた成績判定資料を作成し、これを基に入試委員会が原案を作成し、研究科委員会で審議・決定がされている。

(イ) 適切に実施するための工夫²⁵

法律問題の作成にあたっては、これまでに各科目の出題担当者と入試委員会でやり取りを行い、問題の質や量、文章表現の適切性、科目間の難易度の調整などを行ってきた。さらに法律試験の採点は担当者 1 人によって行っているが、採点基準（ウェブサイト上で公表）どおりに採点しており、かつ採点が適切になされているかについては、入試委員によるチェックを適宜行っている。ただし、コロナ禍においては教員の出勤状況や検討会議の日程調整の難しさが生じたため、一部メールでのやり取りでこれらを代替することになった。

面接試験は担当者 2 人で面接チームを組んで行っている。各面接チーム間での取扱に不平等が生じないように、事前に面接担当者に「大学院法務研究科選抜試験 A・B・C 日程（面接）実施要領」を配布し、面接担当者はこれに従って面接を実施している。また、面接試験の配点についても考慮し、できるだけ客観的な評価が行われるように、面接評価シートを用いて項目ごと（アドミッション・ポリシーとの適合度、志望動機、法曹となるのに必要な基礎的能力、入学後の見通し）に評点をつけ、各項目に研究科委員会で定めた配点率を乗じて面接の評点が算出されるようにしている。また面接で評価すべき点がより明確になるように、面接評価シートにはチェックポイントを明記している。

提出書類の審査は 3 名の採点者（入試委員）が書面審査採点基準に基づいて厳格に行っている。

いずれの試験科目についても、公正さに疑いを生じさせるような事項は考慮されていない。

(ウ) 受験者数が入学定員を下回る場合等の配慮

これまでに競争倍率が 2 倍を下回ったことはない。法曹養成という目的に照らして本法科大学院への入学を認めることが相当な者を選抜するために、引き続き競争倍率が 2 倍を下回ることのないように合否判定を行う。

(エ) クレームの有無

入学者選抜の公正さ・公平さ自体に疑問を提起されたことはこれまでなかったが、令和 3 年度に実施した令和 4 年度入学者選抜試験において、受験者氏名、受験番号、答案、点数といった個人情報のほか、試験問題（3 年コースの B 日程と C 日程を除く）という本来担当者のみが共有すべき入試情報の一部がソフトウェア利用の誤認識による不適正な取扱いによって学

²⁵ 令和 6 年度選抜実施に際しての変更点については、「(6) その他」に記す。

内（教職員及び学生）で閲覧可能な状況にあったことが判明した。

当該情報セキュリティインシデントについて本学では、速やかに当該全ファイルを閲覧できないよう措置を講じ、個人情報及び当該入試情報の漏洩、流出、改ざん及び当該入試の不正に関して考え得る限りの確認・調査・分析等を実施した結果、これらが疑われる内容や事案は認められなかったものの、当然の措置として、令和5年1月に本学公式ホームページでの公表を行った。その一方、本研究科においても、令和4年度入学者ならびに選抜試験受験者（不合格者）に対する対応状況の説明とお詫びの文面を発行し、継続して問い合わせを受け付ける対応を継続している。また、令和5年1月18日には本研究科において当該情報セキュリティインシデントに関する謝罪と説明会を開催し、考え得る事後的な対応ないし措置を講じているところである。

当該情報セキュリティインシデントは、入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される重大な事態であった。その後の文部科学省高等教育局大学入試室通知の内容も踏まえ、本研究科も含めた本学全体で今回の事態を重く受け止め、個人情報及び担当者のみが共有すべき情報の管理についてより一層の強化を図り、同様の事態を二度と起こさないよう再発防止に全力で取り組んでいる。

最後にクレームの有無についてはないが、入学者選抜の公正さ・公平さを担保する取組の一端として、法律に基づく法人文書開示請求における成績開示への対応のほか、本法科大学院では、法科大学院評価基準における「受験者に対し、個別に入学者選抜の成績を開示することは望ましい」という要請をも踏まえ、独自の成績開示の取組みを行っている。平成23年以降、入試委員会が各年度の受験者全員に合格者及び不合格者ごとのAないしCのランク付けを行い、成績開示の求めがあった場合にはこのランクを明記して自身がどのランクに位置付けられた結果合否に至ったかを知る目安を示している。

（5）特に力を入れている取り組み

問題の作成者は1人であるが、採点・評価はできるだけ複数で行うようにしており、試験実施の前後において出題内容が適切であるかどうかを検証している。配点の比重の高い面接試験についてできるだけ客観的な評価が行われるように、面接評価シートを用いている。

（6）その他

ア 夜間主コースについて

「令和6年度学生募集要項」では、夜間主コースを廃止した。その理由は、令和元年度以降の夜間主コースへの希望出願者数、合格者数及び不合格者数の推移を踏まえた場合、夜間主コースの所期の設置目的あるいはニー

ズに照らした効果が十分に得られていないと判断したためである。

イ 選抜実施の経緯について

コロナ禍における対応としては、研究科委員会での承認を経て、令和3・4・5年度入学者選抜においてオンライン受験を実施し、当該受験者に固有の対応を図った。すなわちオンライン受験者については、受験票とともに送付された答案用紙に手書きで解答を記入したうえで、これをカメラ（タブレットやスマートフォン、ウェブカメラ等を想定）で撮影したものを所定のアドレス宛に Email で送信して提出するという方式で試験を実施した。受験中は受験者が端末のカメラをオンにして解答作業を行い、当該画面を監督者が常に確認する作業を継続しながら不正行為の有無を判断している。その結果、対面での教室受験と比較した場合、あるいは対面での教室受験と当該方法によるオンライン受験とを併用した場合の入学者選抜の公正さ及び客観性の確保に努めることが可能となり、各実施年度の各日程の入学者選抜におけるオンライン入試自体の公正さ及び客観性が損なわれることはなかったと考えている。しかしながら、当初から想定していた受験生の端末画面を通じたオンタイムでの不正行為監視作業については、受験者に複数のカメラをあらかじめ準備してもらい、解答時の手元及び端末画面の両方の同時撮影を課すことの是非、スマートフォンやスマートウォッチ等の並行使用がなされていないかについての確認の方法、さらに直近での Chat GPT による解答作成の可能性等の課題も継続するものと考えられる（なお、後述する情報セキュリティインシデントの発生にもかかわる）。そのため、コロナ禍における対応としてはやむを得なかったとしても、極力本来的な対面受験のみの実施に戻すべきであるという考えから、令和6年度入学者選抜においてはオンライン受験を実施しないことに変更した。

ウ 選抜実施を適切に実施するための工夫

令和6年度選抜においては、各日程で法律試験の出題者及び入試委員会間での対面もしくはオンライン会議の形式での検討作業に戻す。記述式試験については、提出された問題・採点基準・配点等を入試委員会で確認し、6月の段階で確定させた各日程の出題者及び採点者3名での共有を図る。こうした事前共有と事前確認作業を経て、意見があれば申し出てもらう。あわせて採点後には、採点者間での意見交換や実感共有も行う。なお、記述式試験については、こうした検討作業に加え、FD 会議等において教員全員が問題を事後的に検証し、次年度の出題に活かす機会を確保する可能性についての意見も出されている。

2 点検・評価

学生受入方針は明確に規定されて公開されているが、選抜基準及び選抜手続、学生受入方針に適合する学生を選抜するものとして適切なものであると考えている。さらにその公表も同様である。実際の選抜も、選抜基準、選抜手続にしたがって行われており、面接実施要領や面接評価シートを整備して客

観的かつ公平な面接試験を行おうとする取組みや、複数人による審査及び一定の検証体制を整えるなどの取組みも確保している。本法科大学院に入学させるのが相当な者を適切に選抜できている。しかしながら、今回の評価期間中、特にコロナ禍での入試対応のありかた、さらに情報セキュリティインシデントの発生を踏まえれば、問題点及び改善すべき課題が継続しているといえる。

3 自己評定

C

[理由]

全体の検討を通じて「2 点検・評価」欄に記載した内容を踏まえた結果、法科大学院として必要とされる水準に達していると判断する。

4 改善計画

コロナ禍での入学者選抜のありかた及び実施体制下での課題・反省をも踏まえ、出題内容の適切性を確保する体制について十分に機能しているかを引き続き検証する。なお、前回の認証評価において、入学者選抜における成績と法科大学院在学中の成績、司法試験の結果（成績）との関連性の検証について継続性が不十分であることが指摘された。この点については、その後「履修カルテ」制度が導入され、学生にかかる成績データの蓄積・利活用の条件が整った段階に入っている。そのため、継続的な当該検証制度のあり方について、研究科全体での議論に進みたいと考えている。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

A日程、B日程及びC日程で既修者コース選抜試験を行うとともに、未修者コースで合格した者に対しては、それ以降に実施される日程の法律試験を利用した法学既修者認定試験を受験する機会を与えて、法学既修者選抜を行っている。定員は合計7名程度（A日程、B日程が各3名程度、C日程が未修者コースとあわせて2名程度）である。この定員は法学既修者認定試験の合格者も含めての定員である。

既修者選抜・2年コースの合格者は、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱを除く1年次配当の必修科目25単位を履修したものとみなし、2年次に配置される。合格者には、入学後の4月初頭に、刑事訴訟法に関して既修者としての実力があるかどうかを試す試験を受ける機会が与えられ、合格した場合、その科目を履修したものとみなす（受験は任意）。なお、2年コース合格者のうち司法試験の在学中受験資格取得を希望する場合は、同じく4月初頭に、刑事訴訟法及び行政法に関して既修者としての実力があるかどうかを試す試験を受ける機会が与えられ（なお、行政法の当該機会は、在学中受験制度の開始を見据えたカリキュラム編成の改正に伴い、令和4年度入学選抜において合格し入学した者から付与している）、これに合格した場合、行政法Ⅰ・Ⅱ及び刑事訴訟法Ⅰ（この場合、刑事訴訟法Ⅱについては入学後に履修する必要がある）を履修したものとみなすことになる。

A日程で3年コースのみ合格して入学手続をとった者で、2年コースへの進学を希望する者は、既修者認定試験として、B日程及びC日程で法律試験のみを受験することができる。また、同じように、B日程で3年コースのみ合格して入学手続をとった者で、2年コースへの進学を希望する者は、既修者認定試験として、C日程で法律試験のみを受験することができる。ただし、A日程及びB日程の2年コースの合格者（入学手続を行わなかった者は除く）の合計数が規定数を超えた場合には、基準を満たしていても、上記の既修者認定試験のみを受験した者には既修者認定を行わない可能性もある（つまり法学既修者認定試験の成績上位者よりも、既修者コース合格者を優先して既修者選抜を行うこととしているが、これまでに実例はない）。既修者認定試験を経て既修者認定された者は、2年コース合格者と同様に扱われる²⁶。

2年コース及び上記の既修者認定試験は法学部出身者でなくても受験可能である²⁷。

法律試験は2-1-1-(2)-ア-(ア)に記載のとおり、憲法（100点・60分）、民法（150点・90分）、刑法（100点・60分）、商法（50点・30分）、民事訴訟法（50点・30分）の5科目（合計450点）をいずれも論述式の試験問題で実施している。以下の基準を募集要項に明記し、可否の判断を行っている。すなわち、各科目30%の得点としており、その点数未滿の科目が

²⁶ A7-1 令和5年度学生募集要項3頁。

²⁷ 同上。

1 つでもあった場合には不合格となる。また、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときにも不合格となる場合がある²⁸。

飛び入学制度については、出願資格審査を満たした受験生につき他の受験生と同様の基準で選抜している。

このように、単位認定される科目については必ず論述式の試験が課されており、かつ科目ごとの最低基準点を設け、法律試験の成績が一定の基準（60%の得点）に達しない場合には合否判定を慎重に行うことによって既修者の質を確保している。

（2）基準・手続の公開

法学既修者の学生受入方針、選抜基準・手続、各選抜方法により判定する能力、既修単位の認定基準・手続の内容は、毎年5月下旬から6月上旬ころに発表される学生募集要項及びウェブサイトで公開している。また、広報委員会と入試委員会とで連携を図りながら開催している入試説明会やその他の広報活動においても周知徹底を図っている。なお、前回の認証評価での指摘を受け、現在は前述のように、法律試験の合計得点については概ね60%以上であることが必要であり、また、受験した5科目の法律試験のうち1つでも30%未満の得点の科目があったときは、総合点のいかんにかかわらず不合格とすることを募集要項に明記している²⁹。

出題趣旨・採点基準は前述のように、受験生が次の日程での受験に臨むにあたり参考にできるように、試験終了後1か月を目途にウェブサイトで公開している。

既修者選抜について組織的に意見を聴取したことはないものの、既修者コースを不合格となり未修者コースで入学した者について、これまでのところ特に不満の声は聞かれない。

なお、不合格者も含めた成績開示については2-1-1-(3)記載の対応を同様に図っている。

（3）既修者選抜の実施

ア 既修者選抜・既修単位の認定

定められた基準・手続に従って実施している。合否判定については、試験実施後に事務職員が各受験生について試験科目ごとの成績・採点結果を整理し、総合成績と法律科目の成績にわけて、それぞれ成績順に並び替えた成績判定資料を作成し、これを基に入試委員会が原案を作成し、研究科委員会で審議・決定している。

刑事訴訟法及び行政法については、各担当者が採点后、研究科委員会で単位認定の可否について提案し審議を行っている。

イ 適切に実施するための工夫

法律問題の作成にあたっては、これまでに各科目の出題担当者と入試委

²⁸ A7-1 令和5年度学生募集要項9頁。なお、前掲注18の記載に同じであるが、令和6年度選抜実施に際しての変更点については、「(5) その他」に再掲する。

²⁹ A7-1 令和5年度学生募集要項9頁。

員会でやり取りを行い、問題の質や量、文章表現の適切性、科目間の難易度の調整などを行ってきた。さらに法律試験の採点は担当者 1 人によって行っているが、採点基準（ウェブサイト上で公表）どおりに採点しており、かつ採点が適切になされているかについては、入試委員によるチェックを適宜行っている。ただし、コロナ禍においては教員の出勤状況や検討会議の日程調整の難しさが生じたため、一部メールでのやり取りでこれらを代替することになった。面接試験の実施とあわせて、この点については2-1-1-(4)-ア-(イ)に記載したとおりである³⁰。

いずれの試験科目についても、公正さに疑いを生じさせるような事項は考慮されていない。

ウ 受験者数が定員を下回る場合の対処

法学既修者選抜試験の受験者数が定員を下回るときには、法律試験の成績が一定の基準（概ね 60%の得点）に達しない場合、合否判定は慎重に行っている（原則不合格）。また 1 科目でも最低基準点に達しない科目があった場合には不合格となる。競争倍率が低かったときにはないが、仮に下回ったとしても、法曹養成という目的に照らして本法科大学院への入学を認めることが相当な者を選抜するための厳格な対応を行う。

エ クレームの有無

入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起されたことはない。なお、令和 3 年度に実施した令和 4 年度入学者選抜試験における情報セキュリティインシデントについては、2-1-1-(4)-ア-(エ)に記載したとおりである。

(4) 特に力を入れている取り組み

設立の経緯も踏まえ、本研究科においてはこれまで未修者コース入学者を主な対象としてカリキュラムを組んでいる。あくまでも当該カリキュラムに対応できる者のみを法学既修者として選抜しており、厳格な選抜を行っている。

(5) その他

ア 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続について

「令和 5 年度募集学生募集要項」においては、「なお、面接試験の点数が平均点を著しく下回ったときは、不合格とすることがあります」と記載していた。この点についてさらに客観的な基準となるよう、「令和 6 年度募集学生募集要項」では、「なお、法律試験以外の審査項目の得点が平均点を著しく下回ったときも、不合格とすることがあります」と修正した。

イ 選抜実施を適切に実施するための工夫

令和 6 年度選抜においては、各日程で法律試験の出題者及び入試委員会

³⁰ 前掲注 25 の記載同様、令和 6 年度選抜実施に際しての変更点については、「(5) その他」に再掲する。

間での対面もしくはオンライン会議の形式での検討作業に戻すことにしている。

2 点検・評価

法学既修者選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続は、関係法令に適合する公平、公正なものである。また、未修者コースを主な対象としたカリキュラム構成となっている本研究科の特色に照らし、必要とされる基礎的な学識を有する者を適切に選抜し得るものとなっている。また、学生募集要項及びウェブサイトで明確に表示され公開されている。実際の選抜も選抜基準、選抜手続にしたがって行われており、既修単位認定も論述式試験の結果を踏まえて適切になされている。本研究科では法学既修者として認定するのに相応しい者のみが選抜されている。

3 自己評定

B

[理由]

全体の検討を通じて「2 点検・評価」欄に記載した内容を踏まえた結果、基準・手続とその公開は適切であり、選抜・認定が適切に実施されていると判断する。

4 改善計画

出題趣旨の公表及び出題内容の適切性を確保する体制については、現状でも十分に機能している。ただし、法律問題の作成及び検討については、コロナ禍での課題ないし反省をも踏まえて、十分に機能しているかを引き続き検証する。なお、前回の認証評価において、入学者選抜における成績と法科大学院在学中の成績、司法試験の結果（成績）との関連性の検証について継続性が不十分であることが指摘された。この点については、その後「履修カルテ」制度が導入され、学生にかかる成績データの蓄積・利活用の条件が整った段階に入っている。そのため、継続的な当該検証制度のありかたについて、研究科全体での議論に進みたいと考えている。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

本研究科では「非法学部出身者」と呼んでおり、以下の①②のいずれにも該当しない者のことをいう。①大学で修得した専門科目の単位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者、②大学院で修得した専門科目の単位数のうち法律科目の占める割合が3分の1以上である者³¹。

(2) 実務等の経験のある者の定義

本法科大学院では「社会人」と呼んでおり、大学の学部を最初に卒業した後、学部または大学院で学んだ期間を除き、入学時において満3年以上を経ている者をいう。ただし、その間、専ら資格試験・国家試験等の受験準備をしていた者は除く³²。

こうした定義は、入学者の多様性を測るためのものであり、一定の社会経験を持つ機会があったことが前提となる。よって卒業後、高等教育機関を離れた状態で一定期間が経過していることが必要であると考えられること、またその間に、専ら受験準備をしていれば社会経験を持ったとはいえないと考えられることから、そのような者は除外するのが妥当であると考えている。

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合

基本データ表(6)のとおりである。

(4) 多様性を確保する取り組み

3割以上となることを目標に、募集要項において社会人・他学部出身者を幅広く受け入れ、多様な人材を確保する観点から資格や経歴を積極的に評価している旨を明言している。また、社会人が司法試験に合格した場合、合格体験記等をウェブサイトに掲載し、また地元メディアの取材等を通じて積極的に広報している。さらに社会人が進学しやすい環境を整えるために長期履修制度を導入している。これまでに県内出身者のみならず、いわゆるUターン及びIターン者が本法科大学院に入学し、司法試験に合格した者も少なくない。コロナ禍における入試説明会(希望者に対する個別の相談対応も含む)については、従前からの対面に加えてオンライン対応を併用して法科大学院や沖縄に興味のある者に本研究科のことを知ってもらう機会を設けており、一定の成果をあげている。

なお、募集要項においては、性の多様性を尊重している旨を明言しており、

³¹ A7-1 令和5年度学生募集要項4頁、A7-2 令和6年度学生募集要項4頁。

³² 同上。

性別欄の記載や入学後の呼称などについて具体的な配慮を示すなど、多様な人材を受け入れるための配慮をしている。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

年度ごとの偏りはあるものの、法学部以外の学部出身者及び実務等の経験のある者の割合は、比較的高い割合となっていると考えられる。また、会社員や自治体・官公庁等の公務員経験者のほか、子育て中の女性などがこれまでに修了し、かつ司法試験に合格していること、さらに在校生の中にも各種事業主、政策秘書、看護師、一級建築士などの職歴を有する者がおり、かつ少なくない法学部以外の学部の出身者、子育て中の女性なども含まれており、多様性は十分に確保されている。

3 自己評価

A

[理由]

全体の検討を通じて「2 点検・評価」欄に記載した内容を踏まえた結果、さらに夜間主コースで想定された人材のニーズが現実になかった事情から今後夜間主コースの募集を取りやめたとしても、昼間主コースにおける入学希望者及び入学者への対応において入学者の多様性の確保は持続できる。「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」を入学させるよう適切な努力を継続していると判断する。

4 改善計画

特になし。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

本研究科の入学定員は16人であり、収容定員は48人である。これに対して、専任教員の数は15人（研究者教員9人、実務家教員6人〔うち、みなし専任教員1人〕）であるので、学生3.2人に専任教員1人の割合となる。

専任教員には、学部の専任教員または修士課程、博士課程もしくは他の専門職学位課程の専任教員を兼ねている者はいない。

（2）法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

法律基本科目ごとの適格性のある専任教員の数は、基本データ表（8）のとおりである。

各科目を担当する適格性を有する専任教員の氏名（職階）は、以下のとおりである。

【憲法】 西山千絵（准教授）、小林祐紀（准教授）

【行政法】 井上禎男（教授）

【民法】 吉崎敦憲（教授）、武田昌則（教授）、宮城 哲（教授）、
白木敦士（准教授）

【商法】 久保田光昭（教授）、内村博信（教授）

【民事訴訟法】 藤田広美（教授）、吉田英男（准教授）

【刑法】 矢野恵美（教授）、齋藤 実（教授）

【刑事訴訟法】 宮尾 徹（教授）

なお、刑事訴訟法担当の准教授を現在公募中である。

（3）実務家教員の数及び割合

実務家教員の数および割合は、基本データ表（9）のとおりである。

（4）教授の数及び割合

教授の数および割合は、基本データ表（10）のとおりである。

（5）特に力を入れている取り組み

特になし。

（6）その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科の専任教員の数は15人であり、12人以上という基準を満たしている。また、学生の収容定員は48人であるので、学生3.2人に専任教員1人の割合となり、学生15人に専任教員1人以上の割合という基準を満たしている。

上記(2)のとおり、法律基本科目の各分野ごとに、入学定員が100人以下の法科大学院に必要な数の専任教員がいる。

5年以上の実務経験を有する専任教員の数は6人(うち、みなし専任教員1人)であり、本研究科の必要専任教員数12人の50%に当たり、2割以上という基準を満たしている。みなし専任教員は1人であり、必要専任教員数の2割に3分の2を乗じて算出される数を下回る。

教授の数は10人であり、専任教員15人の66.7%を占めており、半数以上という基準を満たしている。

3 自己評価

適合

[理由]

教育に必要な能力を有する教員につき、教員人数割合を満たしている。

4 改善計画

特になし。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

専任教員の採用人事は、本学の上位規程³³に則り、原則として公募により行われている³⁴。本研究科は、法科大学院に最低限必要な専任教員の数12人を上回る15人の専任教員（みなし専任教員1人を含む）を擁し、入学定員16人に対して十分な数の専任教員を確保している。なお、全学的には各部署が教員の削減を求められるなかでも、本研究科存続の意義が理解され、専任教員16ポスト（教授11ポスト、准教授5ポスト）の体制が維持されている。

本研究科では、第4分野で詳しく述べるように、各種のFD活動が活発に行われているが、この取組みは若手教員の教育能力の向上に資するものである。また、新任教員は年長の教員と共同して授業を担当しており³⁵、これにより専任教員として必要な能力を得ることが期待される。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

第4分野や第7分野で言及する若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー（AA）制度は、継続的な教員確保のための取組みとしても位置付けられる。すなわち、学生に司法試験に合格するに足る法的知識・能力を身に付けさせるためには、高い教育・研究能力を有する教員を安定的に確保する必要があるところ、実定法科目を担当する教員は将来的に法曹資格をもつことが期待されるとの観点から、AAとして授業を支援している若手弁護士のうち、法科大学院の教員としての能力と適性を有する者を助教などとして採用し、本研究科において優秀な教員を育成するという展望をもっている。現に、在学中から法科大学院の教員になりたいとの意思を有していた修了生は、弁護士として活動する傍ら、本研究科や本学・他学の学部の非常勤講師として教育の経験を積んでいる。

本研究科では、将来研究者（教員）となることを目指す学生を対象に、研究論文作成のための指導を行う「論文指導Ⅰ・Ⅱ」、比較法的研究を行うための基礎作業として英語で書かれた専門書を講読する「外書講読Ⅰ」、同じくドイツ語またはフランス語で書かれた専門書を講読する「外書講読Ⅱ」の4科目を配置している。最近は、毎年度いずれかの科目の受講を希望する学生がいる。

³³ A5-10 国立大学法人琉球大学教員選考基準（千原事業場）6条。

³⁴ A5-5 琉球大学大学院法務研究科教員選考内規2条2項。

³⁵ 「民法Ⅴ」、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」及び「民法問題研究Ⅰ・Ⅱ」。A3 令和5年度法務研究科便覧掲載の授業科目の内容等参照。

(3) 教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

本研究科では、教員の採用人事（公募）をする際には、最終選考に残った応募者に対して面接のほか模擬授業を実施させ、その者の教育指導上の能力を確認することになっている³⁶。

教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取組みとしては、第4分野で詳しく述べるように、各種のFD活動が活発に行われている。なお、前回の認証評価で指摘された点であるが、本研究科の教育内容・方法に関するFD活動だけでなく、本学教職大学院の教員を招き、「授業づくり」についての研修も実施した³⁷。

(4) 特に力を入れている取組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科は、入学定員16人に対して十分な数の専任教員を確保しているが、継続的な教員確保のための取組みとしてAA制度を位置付けるとともに、カリキュラムには将来研究者（教員）を目指す学生のための授業科目が複数配置されている。また、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための取組みとして、各種のFD活動が活発に行われている。

3 自己評価

B

[理由]

教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、有効に機能している。

4 改善計画

特になし。

³⁶ A5-5 琉球大学大学院法務研究科教員選考内規9条2項。

³⁷ A42 令和2年度第4回FD会議（令和3年3月3日）資料。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

各科目群の開設クラス数及び担当専任教員数、クラスごとの履修登録者数の平均は、基本データ表（11）のとおりである。

（2）教育体制の充実

本研究科では、専任教員（研究者教員9人、実務家教員6人）が各科目にその規模や目的に応じて適切な人数で配置されており、クラスごとの履修登録者数も適切である（平均4.2～10.8人）。

法律基本科目については、3年次配当の応用演習科目を研究者教員と実務家教員とが共同・連携して担当したり、新任教員を年長の教員がサポートする体制をとったりする³⁸などの工夫をしている。また、小規模な法科大学院であるため、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目のいずれかを主たる専門領域とする専任教員はいないが、本研究科の理念・目的に応じて専任教員が担当する複数の授業科目がある。本研究科全体のFD活動のほか、科目別・系統別のFD活動（4-1の1（1）イ参照）により、教育内容・方法の充実を図り、将来にわたってこれを維持できるように努めている。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科では、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにおいて、専任教員がその規模や目的に応じて適切な人数で配置されており、クラスごとの規模も適切である。各系ごとまたは各科目ごとの充実した教育体制を確保できるような配慮もなされている。

3 自己評価

A

[理由]

教員の科目別構成等は適切であり、非常に充実した教育体制が確保され

³⁸ 3-2の1（1）参照。

ている。

- 4 改善計画
特になし。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

1 現状

（1）教員の年齢構成

教員の年齢構成は、基本データ表（12）のとおりである。

（2）教員の年齢構成についての取り組み

教員の採用人事（公募）をするに当たって、年齢構成に配慮している。教授ポストを使って若手研究者を准教授または講師として採用したことがある。

（3）その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科の教員は、50歳代（51～58歳）が8人とその過半数を占めるが（53.4%）、30歳代2人、40歳代2人、60歳代3人と様々な年齢層の教員が在籍しており、教育体制の安定性・継続性や教育の多様性を確保している。

3 自己評価

A

[理由]

教員の年齢層のバランスに問題はない。

4 改善計画

特になし。

3-5 教員体制・教員組織（5）〈教員のジェンダーバランス〉

1 現状

（1）教員のジェンダーバランス

教員のジェンダー構成は、基本データ表（13）のとおりである。

（2）特に力を入れている取り組み

特になし。

（3）その他

本学は、男女共同参画社会基本法の趣旨に則り、女性教員の積極的な採用を推進している。本研究科でも、この方針を踏まえ、教員選考内規に、採用人事（公募）における「審査に当たっては、教育研究業績等の評価が同等と認められる場合は、女性を優先的に採用候補者とする」と明文化し（令和4年7月8日改正）³⁹、公募要項にはその旨の記載をしている。令和元年度には、民法担当教員について女性限定公募を実施した⁴⁰。

2 点検・評価

女性の専任教員は、令和2年度に3人に増加したが、現在は2人であり（13.3%）、前回の認証評価受審時と同じである。教員のジェンダーバランスを改善するため、採用人事（公募）に当たっては上記（3）に記載した方針で臨むことにしているが、女性が働きやすい教育・研究環境の整備に努めるとともに、女性に積極的に応募の働きかけをするなどの工夫が必要である。

3 自己評定

B

[理由]

専任教員中の女性比率は、10%以上30%未満である。

4 改善計画

採用人事（公募）をするに当たっては、女性に積極的に応募の働きかけをするなどの工夫をしたい。

³⁹ A5-5 琉球大学大学院法務研究科教員選考内規9条5項。

⁴⁰ A67 民法担当教員公募要項（令和元年5月15日）。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

過去3年間の各年度の教員の担当コマ数は、基本データ表（14）アのとおりである。

（2）他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数は、基本データ表（14）イのとおりである。

（3）授業以外の取り組みに要する負担

専任教員（みなし専任教員を除く）は、原則として毎月1回開催される研究科委員会（2～3時間程度を要する）に出席するほか、研究科内の専門（常設）委員会やその他の委員会・ワーキンググループの委員を務めており⁴¹、各委員会の活動状況は異なるが、会議に出席するなど一定の負担を負っている。入学試験の実施に当たっては、専任教員（みなし専任教員を含む）の全員が試験問題の作成や採点、試験監督、面接などを携わっている。

さらに、多くの教員が各種の全学委員会の委員を引き受けている。要職である副学長または学長補佐を併任されている2人の教員は、懲戒事案やハラスメント事案への対応を中心に、大学運営のための業務にかなりの時間を費やしている。

（4）オフィスアワー等の使用

各専任教員は、学生からの各種相談や担当授業科目についての質問に応じるため、週に1コマまたは2コマのオフィスアワーを設定するか、固定枠は設けないものの、メールによる連絡があればいつでも対応することになっているが⁴²、本研究科は小規模な法科大学院であり、学生と日常的に対話する機会が多いため、その利用は多くない。オフィスアワーを補習目的で使用することはない。

（5）特に力を入れている取り組み

特になし。

（6）その他

特になし。

⁴¹ A68 令和5年度第1回法務研究科委員会（令和5年4月12日）資料（令和5年度運営体制）。

⁴² A16-2 令和5年度前期授業シラバス集 190頁。

2 点検・評価

過去 3 年間の各年度の専任教員の担当授業コマ数は、教員によってばらつきはあるものの、平均すると、他大学・他学部の授業数を含めても毎学期 3～4 コマ程度であり、みなし専任教員については 1～2 コマ程度である。これは、教員が十分な準備をして授業に臨み、かつ十分な時間を学生のフォローアップに使うことができる程度の授業時間数であり、許容し得る範囲にあるといえる。オフィスアワーによる負担も大きくない。

授業以外の業務については、一部の教員にその負担が集中する嫌いがなくはないが、本研究科の運営に必要なものであり、教育・研究に差し支えるという状態にまでは至っていない。

3 自己評価

A

[理由]

授業時間数は、非常に十分な準備等を行うことができる程度のものである。

4 改善計画

特になし。

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援体制

本研究科の教員の研究活動を経済的に支援する体制として、個人研究費がある。大学全体の予算削減のため本研究科に配分される予算も年々減少しており、教員に配分する個人研究費（旅費を含む）もここ数年度は1人当たり15万円にすぎない⁴³。令和4年度には、教員の研究活動を支援するため、年度末に予算の執行状況を見計らって1人当たり13万円を追加配分したが⁴⁴、追加配分できなかった年度もある。

科学研究費補助金（科研費）については、その申請時期に情報を提供して応募を促している。その結果、毎年度3件程度の申請に対して1～3件が採択され、現在5人の教員が科研費による研究を継続中である。申請件数、採択件数ともに少ないことは認識しているが、小規模法科大学院である本研究科の教員は教育活動に注力せざるを得ないため、やむを得ない面がある。なお、ごくわずかであるが、科研費以外の外部資金（委託研究を含む）を活用している教員もある。

（2）施設・設備面での体制

本研究科では、各教員に研究室として標準的な面積（24 m²）の個室が与えられている。研究室には、教育・研究活動に必要な不可欠な備品及び情報機器（TKC、LLI、West Lawなどの各種データベースに接続し、判例・文献の検索・閲覧が可能である）が備えられている。

（3）人的支援体制

本研究科の事務を担当する職員体制として、人文社会学部事務部のなかに法科大学院係があり、係長1人、係員1人及び事務補佐員3人（令和5年4月から1人増員された）の合計5人の職員が配置されている。法科大学院係は、教員の研究活動については、個人研究費や科研費の執行（図書・備品等の購入、旅費の申請・報告書の提出など）に関する事務的なサポートを行っている。

（4）在外研究制度

本学の教員は、授業に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて（海外または国内において）研修を受けることができる⁴⁵。また、部

⁴³ A69 令和4年度第5回法務研究科委員会（令和4年7月13日）資料（令和4年度予算）。令和5年度も同じである。

⁴⁴ A70 令和4年度第15回法務研究科委員会（令和5年1月11日）議事要旨。

⁴⁵ A5-8 国立大学法人琉球大学教員就業規程（千原事業場）15条2項。教員は、現職のままで、長期にわた

局長の承認を得て、いわゆるサバティカル（研究休暇）制度を利用することができる⁴⁶。

本研究科では、従来、授業分担などの関係からサバティカル制度を利用する教員はいなかった。しかし、教員が在外研究の機会を得ることは、それぞれの研究活動の進展を図るだけでなく、グローバルな法曹を養成するための教育活動にとっても有益であるとの認識のもと、在外研究を希望する教員にはサバティカル制度の利用についてできる限り便宜を図っていくことが研究科委員会で確認されている⁴⁷。この方針に基づき、令和元年度に刑事訴訟法担当の若手教員がハワイ大学ロースクールで約1年間在外研究に従事した。なお、令和2年度には行政法担当の教員が内地研究員として九州大学法学部で約1年間研修を行い、博士（法学）の学位を取得した。

（5） 紀要の発行

人文社会学部国際法政学科法学講座との共同の紀要である『琉大法学』を原則として年2回（9月及び3月）発行している。

（6） 特に力を入れている取り組み

特になし。

（7） その他

特になし。

2 点検・評価

教員の研究活動を支援するための施設・設備面での体制はほぼ整えられている。また、サバティカル（研究休暇）制度の利用に便宜を図ることが確認され、初めて若手教員がハワイ大学ロースクールで在外研究に従事したことは大きな改善点である。

一方で、事務補佐員が1人増員されたものの、人的な支援体制は必ずしも十分でない。また、経済的な支援の面でも、大学全体の予算削減のため本研究科に配分される予算も年々減少しており、個人研究費は決して十分な金額であるとはいえない。大学本部からは科研費等の外部資金の獲得が強く求められているが、法科大学院を取り巻く厳しい環境のもとでは、小規模法

る研修を受けることができる（同条3項）。

⁴⁶ A5-11 国立大学法人琉球大学教員のサバティカル制度に関する規程7条。同規程のサバティカル制度とは、教員の資質向上及び教育研究活動の発展を図ることを目的として、教員の従事する教育研究及び管理運営に係る職務の全部または一部を一定期間免除し、国内外の教育研究機関等において主として研究活動に専念させる制度をいう（2条）。

⁴⁷ A71 平成29年度第6回法務研究科委員会（平成29年6月28日）議事要旨。在外研究中の教員の担当科目については、大学本部に非常勤講師経費戦略的運用（部局等申請枠）申請を行うなどの配慮を行っている。

科大学院である本研究科の教員は教育活動に注力せざるを得ないため、研究活動に十分な時間を確保できず、外部資金を獲得しても研究責務を果たしづらいという実情にある。研究時間への配慮が必要である。

3 自己評定

C

[理由]

支援制度等の配慮は、法科大学院に必要とされる水準に達している。

4 改善計画

サバティカル（研究休暇）制度の利用を促進するほか、本研究科の多くの教員が関わることのできる共同的な研究課題を設定し、科研費等の外部資金を獲得することにより、個人研究費の問題を少しでも改善したい。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

1 現状

（1）組織体制の整備

ア 取り組み体制について

本研究科におけるFD業務についてはFD委員会が担当し、平成29年度以降は2人の専任教員によって、令和3年度からはFD委員が全員入れ替わり、研究科長を含む3人の専任教員によって構成されている。

本研究科におけるFD活動に関する基本方針は、全学によって定められている「琉球大学の教育に関するファカルティ・デベロップメントの基本方針」（令和4年3月15日グローバル教育支援機構会議決定）に基づいている。そして、FD委員会の設置及び所掌事項については、本研究科委員会規程及び「法務研究科における各種委員会・委員の設置及び所掌事項に関する申し合わせ」（令和5年4月12日研究科委員会改正）に規定されている。

令和5年度におけるFD委員会の業務としては、①授業改善に向けたFD活動の企画・実施、②教員の資質向上に役立つ研修・講演会等の企画・実施、③学生による授業評価アンケート（以下、「アンケート」という）及び授業終了後アンケートの実施・分析、④授業参観の実施、⑤授業改善報告書の管理・分析、分野ごとに行われるFD活動の統轄、⑥学生からの授業に対する意見の聴取、⑦AA制度の運用、そのほかである。なお、令和3年度及び4年度の2年間は、学生との懇談会（意見交換会）について学生支援委員会と共催で企画・実施していたが、令和5年度より令和2年度までと同様にFD委員会の所掌外となっている。

イ 科目別・系統別のFD等について

科目別・系統別のFDについては、形式的には組織的活動として行われてはいないが、それに関するFD活動がまったく行われていないというわけではない。

たとえば、憲法演習及び刑法演習については担当教員が授業及び試験を共同で行っており、授業内容及び試験内容について教員同士が常日頃から検討しながら授業を担当している。民法分野においては、比較的頻繁に教科書選定の検討が行われ、また本年度から科目担当教員について配置換えも行われている⁴⁸。商法分野においては、2名の専任教員がFD委員ということもあり、授業のあり方など積極的な話し合いが行われている。刑事訴訟法分

⁴⁸ A35 令和4年度前期授業シラバス集及びA16-1 令和4年度後期授業シラバス集並びにA16-2 令和5年度前期授業シラバス集参照。

野においては、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱにて後述するAAの代わりに実務家専任教員が担当するにあたって科目担当教員と積極的な意見交換を行っている。また、平成30年に一部改訂された「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」の付属的規定である平成30年に制定された科目別の関連科目の学修指針の改訂についての検討が科目別に行われ続けており、令和4年度には研究科全体で改訂について検討している⁴⁹。そして、令和5年度よりこれまで系統別に行われていた応用演習科目についてカリキュラム改正が行われた。すなわち、授業内容及び授業方法についての検討を系統別に行い、結果的に応用演習は系統別ではなく科目別の科目となった。このように、科目別・系統別のFD活動についても実質的に行われてきたといえよう。

また、本研究科においては、本研究科設置時以来、実務家教員は全体の半数近くを占めており、また、実務科目のみならず理論科目についても授業を担当しているのが特徴でもある。したがって、本研究科内においては、実務家教員と研究者教員との区別が事実上行われていないため、FD活動については常に共同で行われている。

(2) FD活動の内容

ア FD委員会

FD委員会は、令和3年度にFD委員が全員交代した後、それまでは行われていなかった会議体としてのFD委員会を開催している。そこでは、FD活動に関する具体的な活動や問題点等について議論し、必要があれば直近の研究科委員会に発議等を行い、審議及び承認を経た上で具体的施策等を実施している。FD委員会は現在のところZoomによって行われ、開催回数は、令和3年度は7回、令和4年度は6回、令和5年度は報告書提出時点において1回である。また、委員会終了後に議事要旨が作成される⁵⁰。

イ FD会議

FD会議は、通常、研究科委員会終了後に開催され、令和元年度以降におけるFD会議の議題の大半は教育に関するものである。

従前、各学期の成績判定会議後に続けて開催されるFD会議においては、個々の学生の状況を教員全体で共有し教育等に反映させることを目的として「学生ごとの特性に応じた教育方法」が主として議題とされ議論されてきたが、令和2年度からは行われていない。その理由としては、議論する内容自体が学生の状況を五月雨式に述べるだけであるという的確な指摘があったことと、本研究科に個々の学生の状況を記載する履修カルテが導入されたため、各教員がそれを閲覧することによって学生の状況を個別に把握す

⁴⁹ A13-5-⑦令和4年度第2回FD会議議事録参照。

⁵⁰ A6 令和3年度～令和5年度FD委員会議事要旨参照。

ることが可能になったためである。

その結果、その後のFD会議の議題は多様化することになり、令和2年度においては、専任教員全員を対象としたものとして、「2020年度共通到達度確認試験の結果に関する検討会」⁵¹及び「授業の工夫：パワポ・ZOOMを利用した授業」⁵²が議題として検討され、両者とも授業内容や授業方法に関する問題が議論されている。また、本研究科への進学を目的とした授業を人文社会科学部に提供している「LS進学等特修クラスの検討」⁵³など、本研究科以外科目を対象としたFD会議も行われている。

令和3年度からはFD委員会の方針により、より授業方法や授業内容に関する問題点について議論する方向へ進んでいる。すなわち、令和3年度の本研究科の教育に関するものとして、まず、これまで曖昧であった平常点の扱いがFD会議の議題として2回にわたり開催・検討され、懸案事項がほぼ解決した⁵⁴。また、本研究科が最も主眼をおいている未修者教育についてもFD会議の議題となり、成績評価のあり方等も含めたあらゆる観点から議論が行われた。この議論は非常に白熱し、長時間にわたる議論により、カリキュラム改正の道筋も見えるFD会議となった⁵⁵。また、令和2年度と同様に「特修クラスについて」も積極的に議論が行われている⁵⁶。令和4年度についても、コロナ禍における「授業のあり方について」⁵⁷、「共通到達目標の改訂」⁵⁸及び「コロナ禍における授業の振り返り」⁵⁹と授業に関して議論を行っている。

開催回数は、直近3年をみると、令和2年度は5回、令和3年度は5回、令和4年度は3回である。議事録については毎回作成され、専任教員に公開されている。

ウ 外部研修への参加

平成29年度より当時の研究科長から、教育方法などについての組織的なFD外部研修の機会を確保するようFD委員会に対して要望がなされていた。これまで、本研究科においては、平成30年度に研究科長以下3名の教員が法科大学院協会主催のロースクール教育に関するシンポジウムに参加したことはあったものの、前回の認証評価時点においては組織的・個別的に外部研修に参加したのはこの1件のみであった。その後、学内外で講師に適する者を探した結果、本学大学院教育学研究科教授を招聘することができ、令

⁵¹ A41 令和2年度第3回FD会議議事録参照。

⁵² A43 令和2年度第5回FD会議議事録参照。

⁵³ A39 令和2年度第1回FD会議議事録参照。

⁵⁴ A13-5-②令和3年度第2回FD会議議事録及びA13-5-③第3回FD会議議事録参照。

⁵⁵ A13-5-④令和3年度第4回FD会議議事録参照。

⁵⁶ A13-5-⑤令和3年度第5回FD会議議事録参照。

⁵⁷ A13-5-⑥令和4年度第1回FD会議議事録参照。

⁵⁸ A13-5-⑦令和4年度第2回FD会議議事録及び資料としてA31参照。

⁵⁹ A13-5-⑧令和4年度第3回FD会議議事録参照。

和 2 年度の FD 会議にて教育方法に関する研修が行われた（議題：「『授業づくり』の基本の“き”」）⁶⁰。

また、令和 4 年度においては、法科大学院協会・カリキュラム等検討委員会の未修者基礎教育検討小委員会による「未修者教育 FD 講演会」第 1 回民事訴訟法及び第 2 回刑事訴訟法⁶¹において本研究科の科目担当教員全員が遠隔方式で参加している（科目担当教員以外で他に 1 名が参加）⁶²。これまでは、沖縄という地理的な状況において費用面等の問題により外部研修への参加が困難であったが、遠隔方式による講演会等が実施されるようになり、本研究科教員も容易に参加することができるようになった。

また、ほかにも、性の多様性の尊重⁶³及びハラスメント⁶⁴に関する学内外の講師による FD 外部研修を実施しており、実際の事例の紹介や問題に対する留意点などのレクチャーを受け、活発な質疑応答を行うことにより、問題点等についてより一層理解できるよう努めている。

エ 各学期における授業評価アンケートの実施

4-2 で触れる。

オ 相互授業参観

授業参観については、これまで基本的には授業評価アンケートの結果に基づいて、FD 委員会において対象授業を決定していた。基本的にアンケートの得点の低い科目や学生によるコメントでなにかしら気になる点があった授業について参観の対象としていたが、令和 3 年度以降については、FD 委員会において一定の目的をもって選定している。

たとえば、令和 3 年度前期については、着任してから年数の浅い教員の授業を対象とし、令和 4 年度前期については学生から好評な授業を対象とした。対象授業については、FD 委員が録画された媒体を視聴するという形式で参観を行い、参観結果を FD 委員会で検討した後に研究科委員会で報告している。

もともと、FD 委員のみによる参観だけでは、教員の教育能力の向上に資するかにつき疑問があるため、FD 委員会で議論した結果、令和 3 年度後期の授業参観については、教員が各自興味のある授業を積極的に参観するという方針を立て、研究科委員会においても了承された。しかし、自主的に参観する教員はいたものの、FD 委員会が想定した規模とは言えなかったため（そのため、令和 3 年度後期は一旦従前の授業参観方式とした）、令和 4 年

⁶⁰ A37 教育方法に関する研修（FD）会議資料及び A42 令和 2 年度第 4 回 FD 会議議事録参照。

⁶¹ A13-2-⑥法科大学院協会主催・未修者教育 FD 講演会（民事訴訟法・刑事訴訟法）案内参照。

⁶² A13-2-②～⑤令和 4 年度未修者教育 FD 講演会参加報告参照。

⁶³ A40 令和 2 年度第 2 回 FD 会議議事録参照。

⁶⁴ A13-2-①令和 3 年度ハラスメント研修（FD）会議資料及び A13-5-①令和 3 年度第 1 回 FD 会議議事録参照。

度後期については、各教員が個別に行う相互授業参観の対象授業をFD委員会を選定した上で授業参観自体をすべての専任教員が行うこととし、また、令和5年度前期は民法Iの授業を全員で参観することになった⁶⁵。

カ オンラインによる授業等に関する学生の意見聴取、授業終了後のアンケート実施及び学生との意見交換会
以下(3)と4-2で触れる。

キ 各教員からの「授業改善報告書」の提出とすべての教員によるその内容の共有
以下(3)で触れる。

ク AA制度とFD委員会による調整

本研究科は沖縄弁護士会と様々な面で協力・連携関係にある。沖縄弁護士会には、本研究科を様々な面で支援し本研究科修了生である弁護士の多くが加入している法科大学院特別委員会が設置されており、本研究科との連絡協議会を学期ごとに定例的に開催している（現在はZoomによる遠隔方式による開催）。

連絡協議会においては、両者から懸案事項等が報告されると同時に、それについての議論が行われることによって、本研究科の教員が教育活動を再考する機会の一つとなっており重要なFD活動の一つといえる⁶⁶。

沖縄弁護士会からは、答案練習会の提供や自主ゼミの協力に加えて、学期中の授業におけるAA（教育補助者）が派遣され、後者については、FD委員会が各教員から希望するAAの業務を記載したリクエストシート⁶⁷を取りまとめ、事務室法科大学院係を通じて沖縄弁護士会に提出している。

AAの業務はサマリーの添削や授業への参加など多岐にわたる。とりわけ、研究者教員が担当する科目においては、AAが様々な形で授業に参加することによって実務的発想を取り入れることができている。

(3) FD活動の成果及び成果に結びつかせるための方策・工夫

本研究科におけるFD会議を含むFD活動全般については、研究科委員会において、審議事項あるいは報告事項としてすべての構成員の問題として位置づけられており、組織的な問題として取り組んでいる。

たとえば、授業評価アンケートの結果報告については、原則として研究科

⁶⁵ もっとも、FD委員会が指示せずとも自主的に授業参観すること自体排除していない。実際、武田昌則教授は、令和4年後期に刑事訴訟法演習及び沖縄金融法務（A13-1-②④授業相互参観シート・刑事訴訟法演習及び沖縄金融法務参照）を、令和5年度前期には民事法応用演習I（民法分野）（A13-1-⑤授業相互参観シート・民事法応用演習I（民法分野）参照）について自主的に参観を行っている。

⁶⁶ A63 令和4年度渉外委員会の活動報告・議事要旨等参照。

⁶⁷ A13-6-①AAリクエストシート書式参照。

委員会の審議・承認を経た後に TKC 教育支援システム（以下、「TKC」という）上にて学生へと公表され、また、オンラインによる授業等に関する学生の意見聴取及び授業終了後アンケート（両者とも 4—2 で説明する）についても、学生が希望すれば当該教員へコメントが開示されることになっており、さらに、すべての教員への開示を希望した場合においては、研究科委員会で報告事項とされている。以上のように、個別具体的なコメント等を教員が真摯に検討することによって、教育改善の効果が得られていることは確実であり、さらに、実際、学生もそのように感じていることがアンケート等でみてとれる⁶⁸。

「授業改善報告書」は、成績判定会議において各学期の成績確定後、FD 委員会により各専任教員に対して作成及び提出要請がなされる。各教員は作成したものを教員間メーリングリストに提出し、また他の教員が作成したのものについても閲覧することが求められている。書式⁶⁹については統一されており、教員は作成にあたって、同じ点検項目と記載方針によって当該学期の担当授業について改善点も含め振り返りを行う。提出期限は原則、当該学期内としており、十分な検討期間があるため、すべての教員が授業改善報告書を提出している。

このように、本研究科の FD 活動については、各教員の授業改善を促す重要な契機となっており、実際に教育活動の改善に貢献していると考えられる。また、FD 会議での議論が、各教員が担当する科目における授業改善のアイデアになることは多々あり、また、カリキュラム改正の一助にもなっている。

（4）教員の参加度合い

FD 活動自体については、本来的に専任・非常勤問わずすべての教員が取り組むべきものであるが、本研究科における FD 活動の内容によっては、参加度合いが異なる。

FD 会議においては、専任教員全員の参加が求められている。通常、研究科委員会終了後に続けて開催されるため、研究科委員会に出席した教員は、時期的に体調不良を理由とする研究科委員会早退による欠席はあったものの、大部分の教員が参加している⁷⁰。非常勤の教員については、実務家あるいは遠隔地から招聘しての集中講義等であることなどを考慮してこれまでは出席を求めていなかったが、Zoom 等による遠隔会議が可能となったことから令和 4 年度のハラスメント研修から非常勤にも参加を求めることを FD

⁶⁸ たとえば、A13-3-④令和 4 年度後期授業終了後アンケート回答参照。

⁶⁹ A15-1 授業改善報告書の様式参照。

⁷⁰ もっとも、研究科委員会及び委員会活動の出席を免除されているみなし専任教員及び疾病により研究科委員会を恒常的に欠席している専任教員については毎回参加していない。後者については、FD 委員であるため、FD 会議の企画段階に参加しており、また FD 会議後には FD 委員会にて内容につき説明を受けており、議論には参加できていないものの内容については十分共有している。

委員会にて決定していた⁷¹。しかし、当該ハラスメント研修自体が本学ハラスメントセンターと日程調整がつかず開催できなかった。

授業評価アンケートについては、専任教員のみならず非常勤担当を含めて実施している（中央大学法科大学院が実施する連携開設科目である「政策形成と法」についてもアンケートは実施されている）。アンケート結果については事務室法科大学院係が取り纏めたあと、すべての教員へメールにて送付し、当該教員の担当科目についてコメントを求めている。以前は、コメントがまったく記載されていない科目も存在したが、令和3年度の授業評価アンケートより、コメントを記載するまでリマインドを徹底した。その結果、「特にありません」というコメントは未だ一部にはあるものの、まったくコメントがない科目は現在存在しない⁷²。

教育方法以外のFD活動としての学生支援ないし修学環境をめぐるFD外部研修は、研究科委員会に先だって開催している。そのため、当日の研究科委員会に出席する専任教員及び法科大学院事務室の職員全員が当該外部研修に参加している。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科における教育内容及び教育方法の改善に向けた組織的な活動については、全学のFD基本方針に依拠しながら行われている。本研究科は小規模校であり、大規模校と比較して教員のマンパワーがそれほど費やせないことを考慮しても、比較的積極的な活動が行われていると自己評価する。

令和3年度より、FD委員会は研究科長を含む3名体制となり、これまで実施されていなかった会議体としてのFD委員会を開催し、とりわけ教育内容及び教育方法に関する施策について委員間で議論を行ったうえで発議を研究科委員会に行い、審議・承認に基づいて施策を実施している。その結果、令和3年度以降、FD会議においては、教育内容や教育方法について改善を図るための積極的な議論がなされ、それによってカリキュラム改正などにも繋がっている。また、分野別・科目別でも、授業改善について教員間で恒常的に検討が

⁷¹ A6-9 令和4年度第3回FD委員会議事要旨参照。

⁷² なお、令和2年度の授業評価アンケートまでは、アンケート結果を受けて特にコメントの必要がないというリアクションをした場合と、FD委員会からのリマインドに応じずにリアクションがない場合とを区別するため、アンケートの統合版には前者につき「特にありません」等と記載し、後者については空白のままで処理していた。

行われている。なお、令和3年度からは従前から記録していたFD会議議事録のみならずFD委員会議事要旨についても記録がされるようになっている。

また、学期中に行われるアンケートだけではなく、随時行われているオンラインによる授業等に関する意見聴取、授業終了後アンケートと複数の授業に対する学生からの聴取の機会を設けており、それは専任教員担当科目のみならず非常勤教員担当科目（他大学が科目を設置している連携開設科目も含む）にまで及ぶ。ほかにも、期末試験終了後に行われる学生との懇談会（意見交換会）は修了生も参加することができるため幅広い意見の聴取が可能となっている。さらに、アンケート等や学期中に行われる授業参観の結果を踏まえ、授業改善報告書を各専任教員は提出しなければならないが、全員の専任教員が真摯に履行し、教育内容及び教育方法の改善に取り組んでいる。すなわち、本研究科におけるFD活動は、学生の視点に立って行われており、また教員間で問題点等について共有され、それに対する改善を積極的に行っている。

成績評価の厳格化・客観化については、近時は、FD会議の議題として議論することはないものの、本研究科においては各学期の試験後に成績判定会議が行われ、毎回、科目ごとの評価について議論が行われた上で適切に評価がなされており、また、FD会議で話題となり議論をすることもあり、FD活動としての検討は行われているといえる。

外部研修についても、教育に関する研修について外部講師をFD会議に招聘することができた。また、コロナ禍を起因とする遠隔配信の普及によって、島嶼地域という地理的問題を事実上克服し、5人もの教員が法科大学院協会主催の講演会に参加できるようになった。もちろん、回数及び人数的には依然として充分ではないが、遠隔配信がこれからも継続するのであれば、組織的にも予算面・時間面から外部研修の参加が容易になると思われる。

授業相互参観については、参観授業における内容の指摘のみならず、自分の授業の参考になった旨のコメントが参観者から寄せられており、授業改善の一助になっている様子が伺えるなど、授業改善に一定の効果はあるといってい⁷³。

以上より、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みについては十分に合格点にあると自己評価する。

3 自己評定

B

[理由]

本研究科のFDの取り組みについては、質的にみてもFD会議の内容や授業評価アンケート等について充実しており、また、量的に見ても、FD会議

⁷³ また、授業相互参観の方法についての意見もFD委員に直接寄せられており、授業改善の方法論についても各教員が取り組んでいるといえる。

や授業相互参観等も定期的に開催されており、充実しているといえる。

4 改善計画

授業参観については、現状以上に組織的かつ積極的に行うべきであり、また、各教員についても、授業参観を自発的に活用すべきである。現状ではすべての教員が活用しているとまでは断言できないため、FD 活動として今以上に授業参観を積極的に活用できるような方策を講じる。

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

本研究科における授業に関する教育内容及び教育方法に対する学生からの評価については、主として、各学期（前期及び後期）の途中に実施される学生による授業評価アンケート（以下、「アンケート」という）によって把握する。

アンケートの実施期間については、FD 委員会案を研究科委員会へ発議し、審議及び承認後、それを受けて事務室法科大学院係が、アンケートの実施期間及び回答依頼を TKC 教育支援システム（以下、「TKC」という）上にて告知する。

アンケートの実施時期については、令和 2 年度の前期はコロナ禍対応のため緊急的にアンケート実施を遅らせたという事情があったものの、後期は例年どおり第 5 回授業終了後にアンケートを実施していた。しかし、授業の実施方法・特徴等がある程度把握した後の方がより正確かつ充実した回答を得られると考えられたため、研究科委員会で審議の上、令和 3 年度前期は第 7 回授業終了後に、後期は第 6 回授業終了後にアンケートを実施した⁷⁴。もっとも、アンケートの実施時期を若干ではあるものの遅らせるため、学生の授業等に対する意見が教員に反映されるのが遅れることになる。

そこで、アンケート実施以前に学生の意見を反映させることができるよう、令和 3 年度より、「オンラインによる授業等に関する学生の意見聴取」ができる制度を導入し、学生はいつでも（アンケート実施前後にかかわらず）オンライン上で授業等の意見を無記名で述べる機会が設けられている（以下、「オンラインによる意見聴取」という。詳細は、以下 1 (3) にて触れる）。

アンケートの設問については、事務室法科大学院係が TKC 上にて設定し、その上で、学生が各自のパソコン・スマートフォン等より直接回答するため匿名性が担保されている。したがって、教員は学生によるアンケートの回答について直接的に介入できないため、学生は率直かつ自由な回答を行うことができる。また、令和 2 年度前期より、コロナ禍のために遠隔授業が本格的に開始されたことを踏まえ、授業方式が多様化した。そこで、それに対応するためにアンケートの質問事項についても多様化させた⁷⁵。さらに、臨床科目については、これまでの質問事項では対応できないことから、令和 2 年度後期より質問事項を一部変更している⁷⁶。

⁷⁴ なお、臨床科目については、アンケート開始時にはすべての授業が実施されていないため、科目特性上この時期にアンケートを実施することは好ましくないとの担当教員側の希望により後日別途実施している。

⁷⁵ A64 令和 2 年度前期授業評価アンケート参照。もっとも、令和 3 年度前期よりすべての授業が双方向型で実施されているため、結果的にアンケートは通常の質問事項で行われている。

⁷⁶ A65 令和 2 年度後期授業評価アンケート参照。

アンケートの回答率の推移を見てみると、平成 28 年度は両学期とも 40% まで落ち込んでいたものの、平成 29 年度及び 30 年度とも 50% 台、令和元年度は 60% 台と回復傾向にあったが、令和 2 年度は 46% となり、令和 3 年前期は 40% 台とかなり低迷しており、後期にいたっては 36% とついに 40% を割り込んだ。回答率低下の要因について確定的なことは明らかではないものの、COVID-19 の影響により対面授業がほとんど行われていなかったことが要因の一つとして考えられ、たとえば学生支援委員会の前身である旧就学支援委員会に対して遠隔授業等に関しクレームを申し出た学生も存在した⁷⁷。實際上、令和 4 年度からは遠隔併用ではあるものの大半の授業で対面授業が行われた結果、令和 4 年度前期は 72%、後期は 66% と前年度と比較し大幅に改善した。また、回答率のみならず、コメントの記載についても大幅に増加しており、学生のアンケート回答意欲が向上したことは明らかである。

また、学期が終了した後は、アンケートとは別の形式で、授業終了後アンケートを実施しており、加えて、アンケートとは別に、学生との懇談会（意見交換会）が行われている（ともに、詳細は、以下 1 (3) にて触れる）。

(2) 評価結果の活用

アンケートについては、回答期日終了後、速やかに結果の集計が事務室法科大学院係によって行われ、集計後、各教員に向けて科目ごとの個別結果を提示し、その結果に対するコメント作成の依頼を行う。期日までにコメントが寄せられない場合、個別に再度のリマインドを行う。令和 2 年度までは、再度のリマインドにもかかわらずコメントを提出しない教員に対してはそれ以上のリマインドは行っていなかったが、令和 3 年度よりコメントが寄せられるまでリマインドを繰り返すことによって、教員のコメント欄が空白ということがなくなった。

FD 委員会は、アンケートについて授業科目ごとのフィードバックを受けたものを整理し、総評が冒頭部分に付された統合版を作成する。この統合版についての修正や補完がないか各教員に確認したうえで、直近の研究科委員会に審議事項として提案される。この FD 委員会による統合版が研究科委員会において審議され、承認を得たものが TKC 上で学生に対して公表されることになる。

実際、各教員はアンケートで指摘された事項等、とりわけコメントで指摘された事項については、適切かつ真摯に改善を図っており、学生からもその点について評価されている⁷⁸。

⁷⁷ A38 令和 2 年度前期学生からの意見報告書参照。

⁷⁸ たとえば、A13-3-④令和 4 年度後期授業終了後アンケート回答参照。

(3) アンケート調査以外の方法

学期中に実施されるアンケートは、授業が半分近く終了した時点で行われるため、授業開始早々の、あるいは、アンケート終了後及び授業終了後の学生の意見について反映することができない。そこで、本研究科においてはアンケートとは別にいくつかの制度を設けている。

まず、通常のアンケートに加えて、学期中に Microsoft Forms によるオンラインでの意見聴取を令和3年度より随時行っている⁷⁹。アンケート実施前後に、授業内容等に関する意見を述べたいというニーズは一定程度あると考えられ、また、アンケート結果はコメントも含めすべての学生へ公開されるため、教員へ配慮するなど様々な理由でアンケートにコメントを記載するのを遠慮する学生も少なからず存在していたからである。加えて、オンラインによる意見聴取とともに面接やメール等でFD委員会が個別に学生からの意見を把握できる機会を設け、その結果、いくつかの意見が寄せられた。意見については学生の開示範囲の希望に従い、担当教員に直接その内容を伝達するか、教員全体に研究科委員会等で注意を促すことによって、改善が必要なものについては、迅速に対応できることになった。

そして、アンケート終了後及び授業終了後、とりわけ後者の意見を聴取するために授業終了後アンケートを実施している。これは、すべての学生が回答することを前提とする通常のアンケートとは異なり、学生になにかしらの意見があれば回答するという形式をとっている。実施方法については、以前は、TKCに回答用紙を添付して、法科大学院係に設置された回収箱に学生が投函するという方法をとっていたが、現在は、Microsoft Formsによりオンライン上にて行い、匿名性も担保されている⁸⁰。回答についてはFD委員会が取り纏めて、結果については、研究科委員会に報告されるが、開示先の指示がFD委員会や当該教員のみという場合には、授業に関する質問部分については研究科委員会において開示されない⁸¹。授業終了後の学生による授業に関する意見のため、教員は、来期あるいは来年度における授業改善の一助となっている。

アンケートとは別に、学生支援委員会が主体となって行う（令和3年度及び4年度はFD委員会も主体となり参加していた）、学生との懇談会（意見交換会）が期末試験終了後に実施される（通常は年に2回であるが1回の場合もある）。ここでは、在学生だけではなく修了生も参加することができる。寄せられる意見は多岐に及ぶが、授業内容というよりはむしろ、それ以外の要望（授業を受講する際の設備面や環境面等）の方がどちらかといえば多い。なお、要望等については、研究科委員会にて報告され、内容について検討した後に、必要があれば速やかに適切な対処がなされる。意見交換会に

⁷⁹ A13-3-⑤オンラインによる意見聴取の設問様式参照。

⁸⁰ A13-3-④令和4年度後期授業終了後アンケート書式参照。

⁸¹ カリキュラム、時間割、学年歴及び性の多様性の尊重についての理解についての回答のみ開示される（A13-3-④令和4年度後期授業終了後アンケート書式参照）。

出席できなかった学生のためにメール等においても意見を受け付けており、それについても同様の処置がなされる。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

学生から意見を聴取する方法については、学期中に行われるアンケートだけでなく、随時行われているオンラインによる授業等に関する意見聴取、授業終了後アンケート及び期末試験終了後に行われる学生との懇談会（意見交換会）と、複数導入している。現状では、時期については適切であり、回数についても十分である。また、方法についても、アンケートについては TKC や Microsoft Forms を用いたオンライン方式を採用することにより、完全に匿名性が担保されており、また、学生からのコメントについても、原文のまま教員及び学生に公開され全面的な共有が行われている。

アンケート等の結果については、FD 委員会及び法科大学院係によって取り纏められ、学生からのコメント等の指摘に対して教員はそれについて検討した上で、学生に対し真摯にコメントを行い、必要があれば速やかに改善を行っており、實際上、学生の満足度も高い。また、アンケート等の結果を踏まえて、授業改善報告書の作成等を通じ、各教員は授業内容及び授業方法についてあらためて点検・評価を行っており、来期の授業改善の一助となっている。

したがって、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組みは充実していると自己評価する。

3 自己評価

B

[理由]

学生の意見聴取についてはアンケートを含め様々な方法により行われており、また時期についても学期中だけではなく、随時意見を聴取できる制度が整っている。また、アンケート等の結果について、教員は真摯に授業改善に取り組んでおり、取り組みとしては充実しているといえる。

4 改善計画

アンケートの回答率については改善したものの、一時的なものである可能性も否定はできなくはない。回答率のさらなる改善に向けて、向上策の検討を

組織的に行う必要がある。

また、アンケートの質問事項については、臨床科目や双方向授業以外の科目につき改訂が行われたため、現状でも問題とは思われないものの、学生の声を設問段階で今以上に把握できるよう改訂を検討する。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

1 現状

(1) 開設科目

基本データ表(15)のとおりである。令和5年度カリキュラム改正後については、(6)その他に記載するとおりである。

選択科目に相当する科目は、すべて開設されている⁸²。

(2) 履修ルール

ア 1年次配当の問題研究(4科目・各1単位。修了要件に含まれない)を除き、法律基本科目(修了要件:基礎科目37単位、応用科目24単位)は、すべて必修科目であり、法律実務基礎科目(修了要件:10単位)は、9単位分(6科目)が必修科目、1単位分が「クリニック」及び「エクスターンシップ」の2科目からの選択必修である。これらの合計71単位につき、段階的学習を意識しつつ、1年次29単位(基礎科目のみ)、2年次30単位(基礎科目8単位、応用科目14単位、法律実務基礎科目8単位)、3年次12単位(応用科目10単位、法律実務基礎科目2単位)とバランス良く配置されている⁸³。

基礎法学・隣接科目(修了要件:4単位以上)及び展開・先端科目(修了要件:18単位以上。そのうち選択科目4単位以上)は、3年次に履修を限定した科目はなく、履修上限の範囲内で、原則として2年次からみずからの選択で履修できる⁸⁴。なお、上記の合計93単位に加えて、選択しなかった法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の中から1単位(合計94単位)を修得することが修了要件となっている⁸⁵。

これらの科目配置、単位配分により、修了までに偏りなく修了要件単位を履修できるようになっている。

イ 本研究科は、「地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹」の養成という教育理念を有するところ、沖縄の地理的・歴史的・政治的特性を活かしつつ国際的に活躍することのできる法曹(インターナショナル・ロイヤー)を目指す学生を対象に、インターナショナル・ロイヤー・コースを設置し

⁸² A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程9条・別表1参照。なお、「国際関係法(公法系)」に相当する科目は「国際社会と法」及び「国際法」であり、「国際関係法(私法系)」に相当する科目は「国際私法」及び「国際取引法」である。

⁸³ A16-2 令和5年前期授業シラバス集13-14頁。

⁸⁴ 同上。なお、「法律基礎英語Ⅰ」「法律基礎英語Ⅱ」「英米法研修ハワイプログラム」は、学生がインターナショナル・ロイヤーを目指す契機ともなり得るため、1年次から履修できるようにしている。

⁸⁵ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程11条1項、A16-2 令和5年度前期授業シラバス集4頁。

ている。このコースを選択した学生は、基礎法学・隣接科目のうち、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「日米関係」、「中国法」、「法律基礎英語Ⅰ」、「法律基礎英語Ⅱ」から4単位以上、また展開・先端科目のうち、「国際法」、「国際社会と法」、「国際私法」、「国際取引法」、「米軍基地法」、「英米法研修ハワイプログラム」「外書講読Ⅰ」「外書講読Ⅱ」から8単位以上を修得しなければならない。

ウ なお、入学時に十分な実務経験を有する者についての特別の定めはない。

(3) 学生の履修状況

学生の履修状況は、基本データ表(16)のとおりである。

単位を修得できずに再履修をしなければならない学生や、在学中受験を希望して一部の科目を前倒し履修する学生については、時間割編成において十分な配慮はしている。

もともと、2年次の必修単位数がやや多いこともあって、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を2年次に履修することが難しい場合がある。また、選択科目のうち、「環境法Ⅰ」「環境法Ⅱ」「国際私法」「国際取引法」及び「労働法Ⅱ」は隔年開講となっており、履修選択の自由度が低い。特に「労働法Ⅱ」については、「労働法Ⅰ」の発展的内容であるため、開講年度によっては、履修を断念する学生もいる。なお、「国際私法」、「国際取引法」は、県外非常勤講師が担当しているが、オンラインと集中講義とを併用した新たな授業方式を導入したことにより、隔年かつ全回集中講義形式で開講される選択科目はなくなった⁸⁶。

なお、令和元年度入学者については、規程上は、必修科目70単位(法律基本科目61単位、実務基礎科目9単位)、選択科目23単位(実務基礎科目1単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目18単位)以上を修得することが修了要件とされていたが、履修指導により、修了者全員が選択科目を24単位以上修得した⁸⁷。

(4) 科目内容の適切性

授業科目の名称と実際に提供される講義に齟齬はないか、また各科目群の授業科目として適切な内容となっているかなどの点については、「シラバスの作成に関する申合せ」⁸⁸に基づき、毎学期の『授業シラバス集』の編集に際して、教務委員会がシラバス・チェックを実施し、琉球大学全学大学院教育プログラム委員会に対して報告を行っている。シラバス・チェックにおいては、全学的な組織での教育改善活動の推進を担う琉球大学グローバル

⁸⁶ 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の開講方針(平成22年11月10日研究科委員会決定、令和5年2月22日最終改正)。A3 令和5年度法務研究科便覧81-83頁参照。

⁸⁷ A44 令和4年度第19回法務研究科委員会(令和5年3月8日)資料(修了判定)。

⁸⁸ A45 シラバスの作成に関する申合せ(令和4年3月2日研究科委員会決定)。

教育支援機構が作成するシラバス・チェックリストを用いて、検証している。令和4年度後期及び令和5年度前期に開講された授業科目については、特に問題はなかった⁸⁹。また、授業内容及びカリキュラム構成、十分な教育成果が得られているかを共通の様式により点検し、組織的に確認する全学的な授業点検の取組に関して、本研究科も授業点検を実施し、上記全学大学院教育プログラム委員会に対して、結果を報告している。令和4年度に開講された授業科目については、特に問題はなかった⁹⁰。

(5) 特に力を入れている取り組み

未修者教育の充実の観点から、基礎的な法的表現能力を養うことを目的として、憲法、刑法及び民法について、1年次の学生が履修できる「憲法問題研究」「刑法問題研究」「民法問題研究」を開講している。答案の書き方に必ずしも習熟していないなかで、法律基本科目の学習到達度を論述式試験によって考査される点に関して、未修者コースの特に非法学部出身の学生からしばしば寄せられた意見を受けて具体化したものである。この問題研究科目は、基本的な答案の書き方を修得させる重要な意義をもつものであるが、1年次の必修科目との優先関係を明確にするために、法律基本科目の選択科目（修了要件単位には含まれない）としている⁹¹。

(6) その他

令和4年度カリキュラム改正において、応用科目の再編成を行い、公法応用演習を憲法応用演習Ⅰ・Ⅱ及び行政法応用演習へ、刑事法応用演習を刑法応用演習Ⅰ・Ⅱ及び刑事訴訟法応用演習へ、民事法応用演習Ⅰ・Ⅱを、民法応用演習Ⅰ・Ⅱ及び商法応用演習、+民事訴訟法応用演習へと改めた⁹²。

ア 改正後の開設科目は、以下のとおりである。

	開設科目数	単位数	うち必修科目数	うち必修単位数	修了認定要件としての必要単位数
法律基本科目群	45	67	41(6)	63(6)	61
うち基礎科目	24	41	20	37	37
うち応用科目	21	26	21(6)	26(6)	24

⁸⁹ A46 シラバス・レビュー結果報告。

⁹⁰ A47 授業実施・点検報告シート。

⁹¹ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程9条・11条・別表1。

⁹² 3年次前期・後期に開講される応用演習科目では、実務的側面も有する事例問題を演習形式（双方向・多方向型）で深く検討し、論述の能力を確実に修得させることを図っているところ、各法分野の学修が法科大学院修了者に値する水準にまで到達しているかどうかをより厳密に、よりきめ細やかに判定するために、従前、公法・刑事法・民事法という3分野に分けて提供していた応用演習科目を六法別に提供することとした。

法律実務基礎科目群	8	11	8(2)	11(2)	10
基礎法学・隣接科目群	8	14	0	0	4
展開・先端科目群	34	65	0	0	18
うち選択科目	14	28	0	0	4

[注] 1 上記「うち必修」には「選択必修」も含む。ただし、「選択必修」の数については、カッコ書きに記入している。

2 「修了認定要件としての必要単位数」は、法学未修者及び法学既修者に共通する数値。

イ 履修ルール

以下の3年次の法律基本科目の履修ルール以外は、上記(2)の履修ルールと同じである。

3年次の法律基本科目(応用科目)は5科目6単位(前期2科目3単位、後期3科目3単位)が必修科目として、また6科目6単位(前期及び後期に各3科目3単位)が選択必修科目として配当されており、選択必修科目については公法系科目、民法法系科目及び刑事法系科目から各1単位以上を含む4科目4単位を必ず修得しなければならない⁹³。

2 点検・評価

本研究科では、便覧に定める法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目はすべて開講され⁹⁴、履修ルールも専門職大学院設置基準に適合した、偏りのない配置を行っている。選択科目はすべて提供し、このうち倒産法、租税法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)については、各科目の4単位化を実現している⁹⁵。開設されている授業時間割の編成でも、留年者・再履修者・長期履修者に対して配慮を行っており、履修上の問題はなく、実際に、学生は各科目群の授業科目を偏りなく履修している。また、インターナショナル・ロイヤー(沖縄の地理的・歴史的・政治的特性を活かしつつ国際的に活躍することのできる法曹)を目指す学生に対して、インターナショナル・ロイヤー・コースを設置し、その履修ルールを別途定めることにより、本研究科の教育目的の実現を図っている。

島嶼地域にある法科大学院のため、選択科目の非常勤講師の確保が困難であり、隔年開講や集中講義を余儀なくされている面がある。ICTを活用したオンライン講義と集中講義とを併用した新たな授業方式を導入するなどの工夫により改善を図っているが、未だ課題を完全に解消するには至っていない。

⁹³ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 11 条 1 項・別表 1。

⁹⁴ カリキュラム改正後における新旧授業科目の履修についての申し合わせ(平成 30 年 4 月 11 日研究科委員会決定)。A3 令和 5 年度法務研究科便覧 84 頁参照。

⁹⁵ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 9 条・別表 1。なお、「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」「労働法Ⅰ」「国際社会と法」「国際法」「経済法」「知的財産法」は毎年開講、「労働法Ⅱ」「環境法Ⅰ」「環境法Ⅱ」「国際私法」「国際取引法」は隔年開講である。A5-14 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の開講方針(平成 22 年 11 月 10 日研究科委員会決定、令和 5 年 2 月 22 日最終改正)。A3 令和 5 年度法務研究科便覧 81-83 頁。

3 自己評定

B

[理由]

全科目群の授業科目の開設、履修が偏らないような配慮のいずれも良好であるが、選択科目の履修について課題が残る。

4 改善計画

ある県内他大学の方針で、その所属教員に学期中の非常勤講師を担当してもらえなかったが、その制限がなくなったことから、これまで県外非常勤講師が担当していた科目をできるだけ県内非常勤講師担当とするように、毎年依頼をしていく。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫

カリキュラムは、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を踏まえ、下記のとおり、学生が1年次から3年次まで系統的かつ段階的に授業科目を履修することができるように編成されている。「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は、平成30年度に各科目別に「学修の指針」を定めたことにより、より詳細なものとなっており、令和3年度にはその点検・見直しを行い、これを通じて、科目開設の体系性について検討・検証を行った。

(ア) 法律基本科目

法律基本科目として、公法系（憲法、行政法）、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）、民事法系（民法、民事訴訟法、商法）それぞれについて、1年次前期から3年次後期まで、講義主体の授業形態である基礎科目、演習主体の授業形態である応用科目（演習科目及び応用演習科目）を系統的かつ段階的にバランスよく開設し⁹⁶、すべての法曹に普遍的に共通して必要な専門的知識・応用能力を養成している（積み上げ式の教育）。

1年次前期から2年次後期までの間に開設される基礎科目では、双方向型の講義により、基礎的・体系的な法的知識を確実に修得させるとともに、法的分析・推論・分析・構成の能力の基本を身に付けさせる。なお、論述の能力を着実に修得させていく見地から、答案の書き方等の基礎的な法的表現能力を養うことを目的に、令和元年度から憲法、刑法及び民法について問題研究科目を新設している（選択科目）。

2年次前期から3年次前期までの間に開設される応用科目のうちの演習科目では、基本的に、それ以前の基礎科目で修得した法的知識のうち重要なものについての理解を深めるとともに、法的分析・推論・分析・構成能力及び論述の法的議論・表現・説得能力を涵養することを目的に、事例問題を演習形式（双方向・多方向型）で検討する。また、3年次前期・後期に開設される応用演習科目では、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を演習形式（双方向・多方向型）で深く検討することにより、法的知識・能力を法科大学院修了者に値する水準にまで到達させる。

(イ) 法律実務基礎科目

法曹としての社会的使命・責任を自覚させ、その職務を遂行するにあたって要求される高い倫理観を涵養するために、独立の授業科目として「法曹倫理」を開設している。それとともに、将来の法曹として実務を行うにあたって必要な学識と基礎的な実務技能（事実調査能力、事実認定能力、コミュニケーション能力、弁論能力等）を修得させるために、2年次前期から3年次

⁹⁶ A16-2 令和5年度前期授業シラバス集 5-6 頁・13-14 頁。

後期までの間に講義科目と実習科目を開設している。

(ウ) 基礎法学・隣接科目

基礎法や比較法あるいは法学の隣接分野にかかわる科目群であり、沖縄の地理的・歴史的・政治的状况を社会科学的に理解させることに重点が置かれている。1年次において基礎的な学修を終えた後に、2年次前期から選択して履修する(4単位以上)。令和3年度から「中国法」が加わったほか、「SDGsと法」、「アメリカ法」、「アメリカ憲法」、「法律基礎英語Ⅰ」「法律基礎英語Ⅱ」、「日米関係」等を開設する。このうち、「アメリカ法」は米国の弁護士資格を有する講師が英語で講ずる授業科目であり、同科目や下記の「英米法ハワイ研修プログラム」へのステップとなる科目として、「法律基礎英語Ⅰ」「法律基礎英語Ⅱ」がある。また、「日米関係」は沖縄を取り巻く国際情勢や日本と米国間の政治問題に精通した国際政治学者による授業科目である。選択科目のうち「法律基礎英語Ⅰ」「法律基礎英語Ⅱ」「英米法研修ハワイプログラム」は1年次から履修することができるが、基本的には、2年次前期から履修すべきものとして、段階的な配置を行っている⁹⁷。

(エ) 展開・先端科目

幅広い専門的な法的知識を修得させるとともに、「地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹」の養成という本研究科の教育目的を実現するために開設された科目群である。

法曹実務に必要な応用的・先端的な分野にかかわる多数の授業科目のほか、地域性と国際性を兼ね備えたグローバルな法曹の養成という観点から、沖縄の地理的・歴史的・政治的状况を理解しつつ、国際的視野をも養うための授業科目として、「沖縄金融法務」、「沖縄企業法務」、「米軍基地法」、「英米法研修ハワイプログラム」等を開設している。LGBTQ等の性の多様性をめぐる法的問題について学ぶ授業科目として、「性の多様性の尊重と法」があり、本研究科の教育理念の実現にとって重要な授業科目である。さらに、中央大学法科大学院との教育連携協定に基づく授業科目として、「政策形成と法」及び「首都圏研修プログラム」がある。将来研究者となることを目指す学生のために、「論文指導Ⅰ・Ⅱ」及び「外書講読Ⅰ・Ⅱ」が用意されている。

選択科目は、1年次において基礎的な学修を終えた後に、ホーム・ロイヤー(地域の法律家として市民の日常的問題に対応することのできる能力を有する法曹)を目指すのか、インターナショナル・ロイヤー(沖縄の地理的・歴史的・政治的特性への理解を活かしつつ国際的に活躍することのできる法曹)を目指すのかなどの基準により、2年次前期から選択して履修する。そして、インターナショナル・ロイヤーを目指す学生には、2年次前期にインターナショナル・ロイヤー・コースを選択することを推奨している⁹⁸。

イ 関連科目の調整等

関連する授業科目間における内容の調整等については、成績判定やFD活

⁹⁷ A5-14 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の開講方針(平成22年11月10日研究科委員会決定、令和5年2月22日最終改正)。A3 令和5年度法務研究科便覧81-83頁。配当年次の指定はなく、開設年度・学期についての申し合わせに沿って、科目展開がなされている。

⁹⁸ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程3条2項、A5-13 インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ(平成22年11月24日研究科委員会決定)2項。

動の一環として全体で議論されるほか、同一分野の教員間で個別に協議を行い、意思決定することが多い。また、非常勤講師の委嘱を新規に依頼する場合には、担当講師に伝えるべき科目の開講方針・内容について、教務委員会において関連科目に照らした確認・点検を行っている。

法学既修者につき、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱの履修免除を行わない場合があるが、2年次必修科目と競合しないように時間割編成を行っている。

(2) 特に力を入れている取り組み

ア 特徴的な選択科目の開講

幅広い専門的な法的知識を修得させるとともに、「地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹」を養成するという本研究科の教育理念を実現すべく、LGBTQ等の性の多様性をめぐる法的問題について学ぶ授業科目として、「性の多様性の尊重と法」(2単位)を毎年開講している。

令和3年度には、沖縄県の子どもの学びと育ちを支える法曹の充実という観点から、スクールロイヤーとして県内に配置されている弁護士等を講師に迎えて、「子どもの教育と法」(2単位)を新設した。また、令和4年度には、沖縄の企業・金融・経済により精通した法曹の養成という観点から、「沖縄金融法務」(1単位)⁹⁹を新設した。上記の2科目は、地域性を高める工夫として、教育課程連携協議会からのカリキュラム改善提案等を受けて¹⁰⁰、具体化したものである。

イ 科目ナンバリング

令和4年度より、教育課程の体系性・順次性を明示する観点から、本学の大学院課程のガイドラインに沿って、開設されたすべての科目に科目番号の設定(科目ナンバリング)を実施し、学生便覧及びシラバスに記載している¹⁰¹。科目番号の構造は、研究科コード、課程コード、受講段階コード、科目コードからなっている。その科目の分野、水準、履修順序、授業形態などが可視化され、学生が体系的な履修計画を立てることができるのはもちろんであるが、今後、新規の科目番号の付番に際して、その都度、研究科のディプロマ・ポリシー¹⁰²及びカリキュラム・ポリシー¹⁰³に相応しい科目構成となっているか、分野に偏りが無いかなどについて、いわゆる大学院カリキュラム・マップ¹⁰⁴などとともに点検を行う機会を確保し、もって科目の体系性の維持を図ることとしている。

(3) その他

⁹⁹ 令和4年度に「沖縄企業法務」(2単位)を「沖縄企業法務」と「沖縄金融法務」に分割し、それぞれ1単位の科目として開設した。県内企業の法務担当者や金融機関の法務担当者等をゲストスピーカーとして招聘している。A16-1 令和4年後期授業シラバス集 154-156頁、A16-2 令和5年度前期授業シラバス集 161-163頁。

¹⁰⁰ A48 第3回教育課程連携協議会(令和2年10月22日)議事要旨、A48 第4回教育課程連携協議会(令和3年3月4日)議事要旨。

¹⁰¹ A49 琉球大学における大学院教育(修士課程・博士課程・博士前期課程・博士後期課程・専門職学位課程)で用いる科目番号に関するガイドライン(令和3年11月5日全学大学院教育プログラム委員会決定)。

¹⁰² A50 ディプロマ・ポリシー(令和4年6月8日研究科委員会決定)。

¹⁰³ A50 カリキュラム・ポリシー(令和4年6月8日研究科委員会決定)。

¹⁰⁴ A51 カリキュラム・マップ(令和5年3月28日研究科委員会決定)。

特になし。

2 点検・評価

カリキュラムは、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を踏まえ、1年次から3年次まで段階的・系統的に履修することができるように編成されており、適切に検討・検証も行っている。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、本研究科の教育目的を反映した授業科目が多数開設されている。法学既修者について、履修免除対象となる1年次配当必修科目の一部につき履修免除を行わず、2年次に履修させる場合には、免除していない必修科目との関係も考慮したうえで時間割編成を行っている。

3 自己評定

B

[理由]

授業科目の体系性は良好であり、適切な検討・検証もなされている。

4 改善計画

特になし。

5-3 科目構成(3)〈授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し〉

1 現状

(1) 教育課程連携協議会の設置状況

令和元年7月24日制定の「琉球大学法科大学院教育課程連携協議会規程」により設置された¹⁰⁵。構成員は、規程上、①研究科長及び研究科の専任教員2名、②沖縄弁護士会会員である弁護士2名程度、③沖縄県内の地方公共団体及び民間企業の役職員6名程度、④研究科長がとくに必要と認める者とされており、設置直後から現在まで、①3名、②2名、③7名（自治体2名、民間企業5名）の合計12名となっている¹⁰⁶。

多様な意見を汲み取るため、法曹関係者以外が過半数を占めるような構成となっている。

(2) 教育課程連携協議会の活動内容

令和元年10月の第1回協議会以降、毎年9月ころと2月ころの年2回開催している¹⁰⁷。第3回協議会までに、沖縄が必要とする法務人材像やその養成方法について意見交換を行い、展開・先端科目の授業とエクスターンシップを連携させる構想が立てられた¹⁰⁸。その後、協議会での協議を重ねながら、同構想に基づき、「子どもの教育と法」「沖縄金融法務」を新設するカリキュラム改正、関連する展開・先端科目の授業にエクスターンシップ先の関係者をゲストスピーカーとして招聘などを実施し、協議会においては、法科大学院を取り巻く状況について報告したうえで、これまでの取組状況、これからの計画などについて意見交換を行ってきた。

(3) 授業科目及び教育課程の見直し等について

教育課程連携協議会での協議結果を踏まえ、本研究科内でも検討した結果、「子どもの教育と法」「沖縄金融法務」を新規授業科目として開設し、「沖縄企業法務」「保険法」「刑事政策」においてもゲストスピーカーとして、エクスターンシップ先の関係者を招聘するなど、授業とエクスターンシップを連携させる試みを実施している¹⁰⁹。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

¹⁰⁵ A52 琉球大学法科大学院教育課程連携協議会規程。

¹⁰⁶ A53 琉球大学法科大学院教育課程連携協議会委員名簿（令和5年2月1日時点）。

¹⁰⁷ 毎回、議事録を作成している（A54 第1回～第8回教育課程連携協議会議事要旨）。

¹⁰⁸ A55 第4回教育課程連携協議会（令和3年3月4日）資料（琉球大学法科大学院の教育課程の見直し計画）。

¹⁰⁹ A56 第8回教育課程連携協議会（令和5年3月6日）資料（これまでの協議を踏まえた琉球大学法科大学院の教育課程の見直し実施状況）。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

教育課程連携協議会が適切に設けられ、メンバー構成も適切である。法曹・法科大学院を取り巻く状況を踏まえて協議が行われ、その協議結果を踏まえつつ、本研究科で自律的に検討した結果、新規科目の開設、授業内容の見直しも行われている。その方向性は、本研究科の「地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹」の養成という教育理念とも合致している。

3 自己評価

適合

[理由]

授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、教育課程連携協議会の意見を勘案したうえで、適切な体制を整えて実施されている。

4 改善計画

特になし。

5-4 科目構成(4)〈法曹倫理の開設〉

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本研究科では、「法曹倫理」(2単位)が2年次前期の必修科目(法律実務基礎科目)として開設されている。

「法曹倫理」の担当教員は、弁護士である実務家専任教員1名と沖縄弁護士会刑事弁護委員会副委員長であり、刑事弁護の経験を多く有する弁護士1名である。授業科目で扱う内容は弁護士の倫理及び責任が中心となるが、裁判官や検察官の倫理及び責任もその内容に含まれている。

(2) 特に力を入れている取り組み

検察官倫理を扱う授業回では、毎年、那覇地検の検事による講話を行っており、そこで、検事が「検察の理念」についても学生に説明し、討論が行われている¹¹⁰。

裁判官倫理を扱う授業回では、裁判官としての職務経験のある実務家専任教員をゲストに招いて、裁判官としての倫理の悩ましさを学生に伝えるように努めている。

(3) その他

座学中心の講義科目であっても、主体的に受講生に考えさせる機会を設ける観点から、法曹倫理が問題となるようなシーンを含むドラマをDVDの貸し出しなどを行いつつ、学生に視聴させたいうで、討論させる試みを行っている(まずは学生どうしでバズセッションを行い、そこでの意見をもとに多方向での討論も行っている)¹¹¹。

2 点検・評価

「法曹倫理」が必修科目として開設されており、内容も適切である。配当時期が2年次前期であることによって、法曹の現場を体験する「クリニック」及び「エクスターンシップ」の実施前に開講することができている。

3 自己評定

適合

[理由]

法曹倫理が必修科目として開設されており、内容も適切である。

¹¹⁰ A16-2 令和5年度前期授業シラバス集110頁。

¹¹¹ 「やけに弁の立つ弁護士が学校で吠える」(NHK)第3・5・6話、「白い巨塔」第13話等。A16-2 令和5年度前期授業シラバス集109-110頁。

- 4 改善計画
特になし。

5-5 履修（1）〈履修選択指導等〉

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

適切な履修選択指導とは、個々の学生が目指す法曹像、それぞれが抱えている事情、開設されている科目の内容と特徴を的確に把握したうえで、在学期間を通して、どの科目をどのような順序で履修した方がよいかを適切に指導することをいうものと考えている。標準修業年限で修了することが見込まれる学生については、選択科目の履修指導が中心となり、単位を修得できなかった学生や長期履修の学生については、これに加えて、必修科目の履修計画についても指導することになる。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

入学時に新入生オリエンテーションを実施し、『法務研究科便覧』や『授業シラバス集』等に基づき履修指導を行うとともに、OBの若手弁護士による入門講座が行われている¹¹²。

各学期開始前にも授業担当教員によるガイダンスが実施されていた時期もあったが、TKC教育支援システム等を利用して告知すれば十分であるなどの理由から、現在は行われていない。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

各年次には2名（令和5年度から正副4名へと移行している）指導教員が配置され、入学から修了まで、学生による授業科目の履修等について適切な助言を行うとともに、学生生活や進路等の相談に対応している¹¹³。

科目の履修登録に際しては、各学年の担当指導教員と履修状況について面談をした後に、指導教員による履修登録承認の手続を経なければ履修登録が完了しない仕組みが導入されており、学生は、担当指導教員との間で履修に関する十分なコミュニケーションを図り、助言を求めることができる。学生との面談記録は、令和4年度より開始されている指導記録簿に追記するかたちで、事務に提出している（履修カルテ制度）¹¹⁴。指導教員制度によるきめ細やかな学生指導は、本研究科の特色の1つである。

指導教員は、各学期の履修登録期間内に履修指導等のために学生との個別面談（20分程度を目安とする）を実施することが制度化されている¹¹⁵。

また、教員は、原則として週1回のオフィスアワーを設け、その時間帯は研

¹¹² A17 履修科目選択のオリエンテーション（令和5年4月5日）資料。

¹¹³ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程4条1項・3項。

¹¹⁴ A5-15 履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ（平成23年7月27日研究科委員会決定、令和3年3月17日最終改正）2項・4項・5項。履修カルテの指導記録簿の様式については、A3 令和5年度法務研究科便覧93頁参照。

¹¹⁵ A5-15 履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ（平成23年7月27日研究科委員会決定、令和3年3月17日最終改正）1項・3項。個人面談の結果、特に必要があると認められる事項については研究科長に報告しなければならない（同申し合わせ6項）。

研究室に待機することが合意されているほか、学生の求めに応じて随時履修指導等を行っている¹¹⁶。指導教員から積極的に働きかける場合もある。

なお、指導方法の手引きについては、全学的なものはあるが¹¹⁷、本研究科独自のものは無い。研究科委員会においては、毎年、専任教員に対するハラスメント講習を実施している。

ウ 情報提供

授業科目を選択履修するための基本的情報は、『授業シラバス集』に掲載されている。実務家教員やゲストスピーカーまたはアカデミック・アドバイザー（AA）として授業に参加している弁護士がみずからの経験に基づき法曹の仕事について情報提供をすることがある。沖縄弁護士会に所属する弁護士が講師となって行われる答練会やオーダーメイドゼミ等を通して情報提供がなされている。そればかりではなく、令和4年度からは、沖縄弁護士会が、学年ごとに若手弁護士をチューターとして配置し、学生が直接にチューター弁護士とコミュニケーションを図りながら、学修内容だけでなく学修方法等様々な相談ができるチューター弁護士制度を設けた。司法試験の受験勉強を同じように体験した後に実務で活躍している先輩に相談できることは、有意義なことであり、身近な接点を通じて、法曹像を意識するよい機会となっていると思われる。

エ その他

その他の履修選択指導としてなされている取り組みはない。なお、特定科目の履修を選択しないように指導している例はない。

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

毎学期ごとの履修面談により、多くの学生は授業科目を適切に選択履修しているものと思われる。

イ 検証等

指導教員は、学生による授業科目の選択状況を履修面談時に把握することができる。また、すべての教員は、成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）において全体の状況を把握している。

成績判定会議の際には、履修状況についての意見交換も行われる。その際、大多数というわけではないものの、単位を容易に取得できるかどうかを基準に履修科目を選択している学生が昔よりも多くなってきているのではな

¹¹⁶ 授業シラバス集に教員との連絡の取り方（オフィスアワーの時間帯を含む）が案内されている。たとえば、A16-2 令和5年度前期授業シラバス集 190-191 頁。

¹¹⁷ 全学的には、琉球大学学生生活委員会による『A58 指導教員の手引き』があり、指導教員の仕事、就職指導、学生相談室、メンタルヘルス、学生が行う諸手続について説明されている。

いかという意見が出たことが複数回あった。効果的な対策はないものの、目指す法曹像を意識して履修選択するように指導を続けることとしている。

(4) 特に力を入れている取り組み

小規模法科大学院の利点を活かし、指導教員制度等により親身な履修指導を行うように努めている。先にも述べたが、令和5年度からは4名（主担任2名、副担任2名）の指導教員を配置し、学生がこれまでよりも自由に指導教員とコミュニケーションを図れるようにすることによって、丁寧かつ適切な助言を受けられる体制を構築した。入学から修了まで、学生の履修指導に常時かかわる専任教員が増えることで、個々の教員も、学生生活や進路等の相談に十分対応できるスキルの維持が期待できる。

(5) その他

沖縄弁護士会法科大学院特別委員会との協議に基づき、沖縄弁護士会の若手弁護士が学生に対し選択科目の選択について助言する機会を設けている。

2 点検・評価

指導教員制度等による親身な履修指導が行われている。小規模法科大学院の利点を活かし、学生が適切な履修科目を選択できるように、学生に対する指導や働きかけの工夫もされている。

もともと、いわゆるコロナ禍の影響もあり、教員と学生との交流機会、弁護士会のオーダーメイドゼミの開講状況も以前より減っており、そのような中でも、学生としっかりとコミュニケーションを図っていくことが課題である。

3 自己評定

A

[理由]

小規模法科大学院の利点を活かし、履修選択指導が非常に充実している。

4 改善計画

指導教員4名体制による指導を実施しながら、検証も行い、より効果的な指導のあり方について検討を行うこととしている。

5-6 履修(2)〈履修登録の上限〉

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

本研究科においては、学生が1年間に履修することができる単位の上限は、1年次にあっては38単位、2年次にあっては36単位（法学既修者のうち、既修単位認定の対象となる1年次配当必修科目の一部につき十分な能力が認められなかった者について、当該科目に関する既修単位認定を行わず2年次に履修させる場合には、40単位。ただし、既修単位認定を行わず履修させる科目の単位数が2単位のときは、38単位）、3年次にあっては44単位（当該年度の終わりに本研究科の教育課程を修了できないことが明らかである場合には36単位）である¹¹⁸。

共通到達度確認試験の開催日程に教育日程を合わせることを主眼として、令和元年度から授業1回あたりの時間数を、従前の90分から100分へと変更した。1単位科目は7回（総時間数11時間40分）、2単位科目は14回（総時間数23時間20分）、3単位科目は21回（総時間数35時間）授業を実施する（期末試験を除く）¹¹⁹。

(2) 法学未修者教育の充実の見地からの履修単位数増加の有無

ア 1年次について

平成30年度までは、法学未修者教育充実の見地から1年次の法律基本科目の履修単位数を4単位増加させたことに伴い、1年次の履修上限を40単位（実質的には39単位）としていた。

令和元年度カリキュラム改正において、1年次の刑法関連科目（合計5単位）につき、前学期・後学期に切れ目無く配置する観点から「刑法総論Ⅰ」「刑法総論Ⅱ」「刑法各論Ⅰ」「刑法各論Ⅱ」（各1単位）に再編成（1単位減）し、また同民法関連科目については、民法分野の教育内容と時間数を点検した結果、従前の「民事法基礎演習」「契約法Ⅰ」「契約法Ⅱ」「所有権法」「不法行為法」（1年次前期配当、民事法基礎演習は1単位、それ以外は各2単位）「契約法Ⅲ」、「担保法」「家族法」（1年次後期配当、各2単位）という科目配置から、「民法Ⅰ」（3単位）「民法Ⅱ」（3単位）「民法Ⅲ」（2単位）（以上、1年次前期配当）、「民法Ⅳ」（2単位）「民法Ⅴ」（1単位）（以上、1年次後期配当）に再編成した結果、必修科目の履修単位数は4単位減の29単位となった¹²⁰。

¹¹⁸ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 11 条 3 項。前期または後期のみ在学するときは、その単位数の2分の1である。

¹¹⁹ 授業時間についての申し合わせ（令和元年1月16日研究科委員会決定）。A3 令和5年度法務研究科便覧 66 頁参照。

¹²⁰ 必修単位数が減となっているのは、自学自修のための時間を確保しつつ、自学自修を補助する目的で設けられている問題研究科目やアカデミック・アドバイザー制度の活用を図った方が、より高い学習効果が

一方、憲法、民法、刑法の各分野について、未修者教育充実の観点から、簡単な事例問題の答案の書き方を演習形式で学ぶ問題研究科目（4科目・各1単位、選択科目）を新設した。また、令和3年度未修者コース入学者から在学中に司法試験を受験することが可能となったため、在学中受験資格を得ようとする学生には、行政法Ⅰ（2単位）を1年次前期、行政法Ⅱ（2単位）を1年次後期に前倒し履修をすることを認めている。さらに、「法律基礎英語Ⅰ」「法律基礎英語Ⅱ」「英米法研修ハワイプログラム」（各1単位）は、その科目特性から1年次から履修することが認められている。

以上のとおり、1年次に履修登録できる科目は、全部で40単位分であるが、履修登録上限は、38単位と増加する単位を抑えている。また、「法律基礎英語Ⅰ」等はその開講時期や内容からして大きな負担とはならないと考えられるし、問題研究科目は基礎科目の学修をより効果的にさせるものであるうえに、その受講は完全に任意である。

履修上限の38単位中、4単位は法学未修者教育充実の見地から、法律基本科目の履修単位数を増加させたことによるものといえ、学生の自学自修を阻害しないための工夫・配慮等をしているといえる。

イ 2年次について

2年次については、法学未修者教育充実の観点からの履修単位数増加はない。

(3) 法学既修者についての履修単位数増加の有無 該当しない。

(4) 認定学生等についての履修単位数増加の有無

修了年度の年次に在籍する学生については、44単位が履修上限となっている。必修科目（選択必修科目を含む。）は、12単位であり、学生の自学自修を阻害するものではない。

法学既修者で、既修単位認定の対象となる1年次配当必修科目の刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ（各2単位）の両方について既修単位認定を行わず、2年次に履修させる場合¹²¹には40単位が、刑事訴訟法Ⅱについて既修単位認定を行わず¹²²、2年次に履修させる場合には38単位が履修上限となっている。対象となる学生は、基礎科目である「刑事訴訟法Ⅰ（前期・捜査法中心）・Ⅱ（後期・公判と証拠法が中心）」と応用科目である「刑事訴訟法演習（後期）」を

望めると考えたためである。

¹²¹ 入学後に行われる既修単位認定試験を受けなかったり、その結果が水準に達しなかったりしたために、既修単位認定されなかった場合である。

¹²² 在学中受験の関係で、行政法Ⅰ・Ⅱの既修単位認定を優先させる結果、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱの両方を既修単位認定すると31単位を超えてしまうために、刑事訴訟法Ⅰに関する単位認定試験の結果を踏まえて、同科目のみ既修単位認定をする場合である。

受講することになるが、「刑事訴訟法演習」で扱う課題の内容は、おおむね捜査法→公判手続→証拠法の順番となっており、いずれの学生も「刑事訴訟法Ⅱ」と並行して受講することは負担とはならず、むしろ法学既修者であることも考慮すると、かえって学修効果が上がると考えられたため、在学中受験制度が始まることを契機として、履修上限を上げる措置をとったものである¹²³。設置基準上の認定学生ではあるが、法学既修者であることから、刑事訴訟法及び行政法の既修単位認定試験の結果によって認定された単位に応じて、履修単位数の上限が自動的に上がることになる。

(5) その他年間 36 単位を超える履修の有無
上記 (2) (4) 以外では認めていない。

(6) 無単位科目等
単位認定されない科目等はない。

(7) 補習
補習は行われていない。

(8) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(9) その他
特になし。

2 点検・評価

年間 36 単位を上回る履修登録を認めているが、いずれの場合も、増加する単位数や履修時期も考慮して、学生の自学自修を阻害しないための工夫・配慮がなされており、履修登録上限を年間 36 単位を標準とする趣旨を没却するものではない。

履修科目登録ルールは適切であり、遵守もされている。

3 自己評定

適合

[理由]

各年次の履修登録上限は、36 単位を超えているが、44 単位以下であり、それぞれ以下のとおり、適切な内容である。

¹²³ 学生の負担については、改正時に研究科委員会でも検討した。A59 令和 3 年度第 4 回法務研究科委員会 (令和 4 年 2 月 9 日) 資料参照。

1 年次については、法学未修者教育の充実の見地からする法律基本科目の履修単位数の増加であって、特段の合理的な理由がある。

2 年次については、法学既修者について、既修単位認定の対象となる法学未修者 1 年次配当必修科目の一部について既修単位認定を行わず 2 年次に履修させる場合の履修単位数の増加であって、特段の合理的理由がある。

3 年次については、修了年度の年次に在籍する学生について 44 単位までの履修を認めるものである。

4 改善計画 特になし。

第6分野 授業

6-1-1 授業(1)〈授業計画・準備〉

1 現状

(1) 授業計画・準備

本研究科では、全科目のシラバスを、琉球大学全学のオンライン教育支援システムである教務情報システム上、年度の始まる前までに掲載するとともに、前期・後期の開始前にそれぞれTKC教育支援システムを通じ、PDFの形式でまとめられたシラバス集を学生に配布している。シラバスには、授業の形態、アクティブラーニング、授業内容と方法、URGCC学修教育目標、達成目標、評価基準と評価方法、履修条件、授業計画、事前学習、事後学習、教科書、参考書、使用言語、メッセージ、オフィスアワー、メールアドレス、URL、活動・研究のSDGs対応状況等が記載され、年度ごとに作成される。本研究科では、令和4年度より、教室での対面授業を原則としつつ、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、教員・学生において、授業当日に微熱がある場合などには、オンライン授業の実施・受講を可能とする、ハイブリッド方式の授業を採用しているところ、シラバスには、ZoomやMS Teamsなど、授業で使用するテレビ会議システムの明記を求めている。各担当教員が作成したシラバスについては、教務情報システムに担当教員が入力した後、教務委員会による点検が行われる。なお、授業計画に関しては、シラバスのほかに、より詳細な授業計画や授業の実施方法、学生に求められる準備や心構え等を示している科目もある。

多くの科目においてシラバスと実際の授業に乖離はない。質疑応答等による個々の理解度を把握して授業を行う関係から、予定された内容を消化することができず次回に積み残すなど、進捗に遅れが生じている科目も一部にはあるものの、そうした科目においては、授業内で取り扱うべき内容を厳選したり、予習動画・補足動画を作成したりするなどして、進捗状況の改善を図っている。また授業評価アンケートには、「教員は、毎回の授業時間の使い方がうまかった」や「授業の内容は、よく整理されていた」という項目のほか、自由記入欄があり、授業の進捗に関して学生の認識が担当教員にフィードバックされるようになっている。教員は授業評価アンケートにコメントを付し、学期ごとに授業改善報告書を提出することが求められており、授業計画の改善を行う仕組みが用意されている。

(2) 教材・参考図書

授業等で使用するテキストなどの教材・参考図書は、シラバスに明記される。テキスト等の選定は担当教員に委ねられているが、分野によっては担当教員の会議を経て使用テキストを統一することもある(例えば、民法分野)。

授業用レジュメなど都度配付される資料については、TKC教育支援システム等を通じて事前に配付されている。特に講義科目においては、授業の理解を深めるために様々な工夫を凝らしたレジュメを担当教員が作成している。

レジュメの他に、予習動画を作成したり、過去年度の授業の録画を視聴で

きるようにしている科目もある（例えば、憲法Ⅰ・Ⅱ）。

（3）教育支援システム

予習範囲等の連絡事項の伝達及びレジュメなどの資料配布は、TKC 教育支援システムを利用している科目が多い。もっとも、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、遠隔・ハイブリッド授業を MS Teams を用いて行った科目においては、同アプリのファイル共有機能を利用しているものもある。学生からのレポート課題等の提出は、TKC 教育支援システムのレポート提出機能や MS Teams のファイル共有機能を利用する場合のほか、E メールに添付させて提出させるなど、様々な方法で行われている。

（4）予習指示等

ほとんどの科目において、授業で使用するレジュメ等の資料は、授業の 2 週間ないし 1 週間前までに TKC 教育支援システムや MS Teams 等を通じて配布している。授業の 1 週間以上前に詳細な予習・検討事項を指示した上で、授業当日にレジュメを配布する科目もある（例えば、刑事訴訟実務の基礎、商法Ⅲ）。各回の授業で達成すべき目標は、レジュメやシラバスに明記する場合のほか、授業中に口頭やパワーポイントに示して説明している例もある。

（5）到達目標との関係

本研究科では、「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループ「共通的到達目標（第二次案修正案）」（コア・カリキュラム）をベースとして、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」と題する書面を作成しており、各科目は、これを踏まえた授業計画・準備を行っている。同書面については、法改正や判例・裁判例や学説の動向に対応するため、直近では令和 4 年度に改訂が行われた。改訂は、各分野の担当教員が修正案を作成し、FD 委員会がそれらを取りまとめて確認するなど、組織的に行われた。「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」は、TKC 教育支援システムを通じて学生に公表されている。

到達目標に関わる事項の中でも、授業内で取り上げて詳しく解説・検討を加えるべき部分と、学生の自学自修に委ねるべき部分（学生が教科書等を読むだけで十分理解が容易であったり、反対に学修が少し進んでから学生が各自で学修したほうが効率的と思われる部分など）とがありうるところ、それらの区別は、担当教員によって判断されている。自学自修に委ねる部分については、シラバスやレジュメに記載するほか、授業中に口頭で指示するなど方法は様々であるが、学生に明確に伝わるようにされている。学修効果が期待された通り生じているかについては、授業内での質疑応答や、小テスト・課題・レポートの結果、期末試験の成績、授業評価アンケートの結果等を通じて確認・検証が行われている。なお授業評価アンケートの結果は教員間で共有されている。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科は、近年の法改正や判例の動向を反映したアップツーデートな「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」が作成され、該当科目の授業計画はそれに基づいている。授業計画は、統一されたシラバス等の形で、年度開始までに学生に示されている。シラバスの各記載事項の詳しさ等には多少の幅は見られるが、教務委員会のシラバス・チェックを経て、組織的な点検体制がとられており、いずれの科目も必要十分な内容の記載が認められる。授業準備として授業に使用する教材・テキストはシラバス等に明記され、レジュメや資料は授業の約 1 週間前までには学生に交付されている。レジュメや資料の学生に対する提供方法や課題やレポート等の教員に対する提出方法は必ずしも統一されていないが、学生にとってアクセスが容易な方法で提供がなされており、統一がされていないことにより問題は生じていない。多くの科目においてシラバスでの授業計画と実際の授業に乖離はない。遅れが生じている一部の科目も遅れを適切な形で取り戻す工夫をしており、授業評価アンケートやそれに対するコメント、授業改善報告書の提出などを通じて毎年、授業計画の修正を図っている。授業計画・準備については現状概ね良好な状態で行われており、また不断に改善がなされるための仕組みが用意されている。

3 自己評定

B

[理由]

授業計画・準備が、充実している。

4 改善計画

「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」の直近の改訂は令和 4 年度に行われたが、約 4 年ぶりの改訂であった。近年は立法のペースが早い法分野もあることから、改訂・見直しの頻度を上げることを検討する余地がある。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

1 現状

（1）授業の実施

ア 科目毎の教育内容の適切性

個人調書及び別紙2参照。

イ 授業全般の実施状況の適切性

（ア）教育内容

法律基本科目については、1年次から2年次にかけて講義科目、2年次から3年次にかけて演習科目、3年次に応用演習科目を履修する積み上げ式を採用し、バランス良く配置している。本研究科の入学定員は16人であることから、多くのクラスは受講生が20人を下回っており、きめ細やかな指導が可能となっている。

同一分野における科目間の連携・調整は、緊密に行われている。比較的担当教員数が多い民法分野においては、担当教員全員で会議を開き、使用する教科書や教育内容に関して、意見交換を行い、その統一・調整を図っている。その他の分野に関しても、担当教員が適宜、同様の意見交換を行っている。さらに、同分野の教員が複数存在する場合に演習科目担当と講義科目担当と分けるのではなく、両方を担当するようにしたり、担当科目を隔年で交換するなど教育内容の連携を強める工夫をしている分野もある（例えば、憲法分野）。

緊密な連携・調整は、非専任教員との間においても行われており、例えば、刑事訴訟法演習を担当する専任教員と刑事訴訟実務の基礎を担当する派遣検察官とでシラバス作成等の事前協議が行われ、法律基本科目で学修した知識や理解を実務的な観点から深化させることを目指している。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても、法律基本科目との関連性を意識させるような授業を行っている。例えば、「刑事政策」や「SDGs と法」については「刑法Ⅰ・Ⅱ」では扱えないような発展的な問題について検討を行い、「沖縄企業法務」については、民法・商法・会社法の知識を前提として沖縄県内の企業活動から生じる企業法務全般の問題について授業を行っている。

また学生の授業評価アンケートが学期ごとに行われている。担当教員にはコメントが求められ、アンケート結果と担当教員のコメントは、学生・教員間で共有される。さらに、教員は全ての担当科目につき、授業改善報告書の作成を求められ、これも教員間で共有される。すべての科目についてはないが、FD委員会が主導して授業参観を行う仕組みもある。このように、各教員が不断に教育内容を改善・充実させ、適切なものとするよう促す仕組みが用意されている。

授業評価アンケートの結果などからすると、現在行われている講義のほぼすべてにおいて適切な授業が浸透しているといえる。

（イ）授業の仕方

本研究科においては、演習科目はもちろんのこと、講義科目においても、程度の差こそあれ、全ての科目において双方向ないし多方向型の授業を行

っている。例えば、予習を指示した内容や判例につき質問を行うほか、判例と事実を少し変えて質問するなどして規範の正確で有機的な理解を促すことなどが目指されている。前述した通り、現在本研究科は、教室での対面授業を原則としつつ、教員・学生が体調不良の場合などは、オンラインでの授業の実施・受講を可能とするハイブリッド授業を採用しているが、この場合もテレビ会議システムを用いて同時双方向型の授業が行われるよう徹底している。またオンラインでの授業の実施・受講が円滑に行われるようにするため、大型ディスプレイや天井備え付け型高感度マイクシステムを導入するなど教室整備も十分に行われている。

講義科目においては、レジュメやパワーポイントに沿って授業を進めている科目が多い。

(ウ) 学生の理解度の確認

いずれの科目も、授業内の質疑応答、小テストやレポート、中間テストなどの方法により、学生の理解度を確認しながら授業を進めている。大規模校とは異なり、本研究科は少人数で授業が行われているため、講義科目であっても質疑応答による確認が可能であり、余裕をもって質疑応答による理解度の確認がとれている。

(エ) 授業後のフォロー

小テストやレポートについては添削指導を多くの科目で行っている。またいずれの科目も、毎回授業終了後の個別の質問に時間が許す限り丁寧に対応している。教室外の質問についても、オフィスアワー以外でも研究室在室時に対応したり、アポイントを取ってもらってから対応したりするなど、多くの教員が積極的に随時質問に対応している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大時には研究室等での面談等はできなかったが、Zoom や MS Teams 等のテレビ会議システムを利用して適切に質問対応等が行われた。テレビ会議システムの機能を利用し、授業の録画を欠席者に提供したり、復習用として希望者に提供したりしている科目もある。

本研究科では、担当教員の要請により、沖縄弁護士会から派遣される若手弁護士が、アカデミック・アドバイザー (AA) として、授業内でのコメントや課外授業の実施、レポート等の添削等の補助を行う制度を置いている。講義科目では、授業内でカバーしきれない、自ら実際に法的論証を組み立て言語化することの指導などを AA に依頼する科目などがあり、そこでは授業後のフォローとして大いに役立っている。

(オ) 出席の確認

いずれの科目も、点呼、目視、座席表あるいは小テストにより、出席を把握・確認している。対面授業を実施できなかった時期には、Zoom 等のテレビ会議システムのチャット機能を用いて出席を記録していた科目もある。

(カ) 授業内の特徴的・具体的な工夫

学生の授業の理解を深めるため、各科目の担当教員において様々な工夫がなされている。詳細なレジュメを作成している科目のほか、図・イラスト・写真を多用したパワーポイントを活用した科目や、登記簿や競売記録についてタブレット端末を用いて学生に示している科目、具体的なイメージを共有できるように DVD などのビデオ映像を利用している科目などがある。

また、こうしたもの以外にも、担当教員の失敗談を学生に告白し理解してもらうことで、倫理的に活動することの困難さを理解してもらうよう工夫している科目（法曹倫理）、模擬交渉において、一方当事者の弁護士役の学生のみ配付する証拠を用意したり、模擬接見において、弁護士と被疑者の間にアクリル板を設置したりするなど、より実務に近い状況でロールプレイができるよう工夫している科目（ロイヤリング）などがある。

(キ) 対象学年にふさわしい授業の工夫

本研究科は、法律基本科目について、1年次から2年次にかけて講義科目を、2年次から3年次にかけて演習科目・応用演習科目を配置する積み上げ式のカリキュラムとなっている。

1年次においては、未修者対象の講義科目の授業であることを意識しつつ、基礎的かつ体系的な知識の修得を主眼とすると同時に、知識面のみならず思考力の涵養にも努めた授業を行っている。

2年次においては、演習科目を中心として、1年次で修得した知識を踏まえつつ、事例演習問題を通して問題発見・解決能力を涵養することを主眼とした授業を行っている。

3年次においては、応用演習科目を中心として、これまでの総仕上げとして、さらに複雑かつ実務的側面を有する事例問題演習を通して法科大学院修了に値する水準まで到達させることを主眼とした授業を行っている。

また、実務基礎科目及び展開・先端科目を2年次から3年次にかけて、基礎法学・隣接科目を1年次から3年次にかけて配置している。

(2) 到達目標との関係

本研究科は、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を令和4年度に改訂し、法律基本科目についてはこれを踏まえた授業計画・準備を行っているが、実際の授業に際しても、実質的にその内容が学生に教授されるよう各科目の特性に応じた工夫を行っている。学生が実際にこれを理解・修得しているかは、授業内の質疑応答や小テスト・課題の結果からチェックを行い、さらに授業後のフォローとして、小テストや課題の添削、授業後ないしオフィスアワーを用いての質問への回答、AAの指導が行われている。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

FD委員会が主導して教員同士の授業参観が実施され、授業参観をした教員は報告書をまとめFD委員会に提出する。従前は授業が行われる教室に実際に赴き、授業を参観していたが、近年は、ハイブリッドないしオンラインで行われた授業の録画を視聴して参観する方法がとられることもある。また、FD会議において、各教員が授業の実施に際して感じている課題を共有したり、対面授業ができなかった時期には、オンライン授業を円滑かつわか

りやすく実施するための機器やソフトについて紹介したりするなど、各教員が授業スキルを上げるための試みも行われている。

2 点検・評価

本研究科の授業は、全科目につき、適格性・能力を備えた教員が担当しており、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に示された内容を学生に修得させることを踏まえた授業計画・準備に基づき、授業を実施している。科目配置も対象学年の性質に見合ったものとなるよう工夫されている。演習科目のみならず講義科目においても、双方向ないし多方向型の授業が強く意識されており、ハイブリッド・オンライン方式の授業に際しても、この点は貫徹されている。少人数教育を特徴とする本研究科においては、その効果は一段と大きいものと考えられる。授業内で用いる教材も、図表を用いた詳細なレジュメやパワーポイントを利用するなど、学生の理解が円滑なものとなるよう各科目とも工夫を凝らしたものとなっている。AA の利用を含め授業後のフォローも行われており、出席はすべての授業で確認されている。さらに FD 委員会が主導する授業参観の制度や、FD 会議によって、教員間での授業実施スキルの共有が図られている。前述の授業評価アンケートとコメント、授業改善報告書の提出・共有と相まって、法科大学院に相応しい授業品質を維持し、より向上させていく仕組みが整っており、授業の実施の現状については問題がない。

3 自己評定

B

[理由]

授業が充実している。

4 改善計画

特になし。

6-2 理論と実務の架橋 (1) 〈理論と実務の架橋〉

1 現状

(1) 「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本研究科においては、「理論と実務の架橋を目指した授業」とは、法学それ自体でも、また実務それ自体でもなく、社会の中で実際に機能する「生きた法」を理解させ、これを用いて実際の紛争を解決ないし予防できる力を養成する授業であると考えている。理論教育は、紛争解決の役に立つ理論を身に付けることを目指し、他方、実務教育は、理論により裏付けられ、理論を現実社会で発展・進化させるものとして実務を教えることを目指すべきであり、このように両者が常に相互を意識することで「架橋」が成り立つという理解がそこにはある。

以上のような「理論と実務の架橋を目指した授業」については、FD 会議、教務委員会をはじめとして、各種委員会において十分に認識され、教員間の共通認識となっている。

(2) 授業での展開

「理論と実務の架橋を目指した授業」は、各科目の担当教員の工夫、担当教員間の協議・連携により様々な形で実現が目指されている。例を挙げると次の通りである。

ア 法律基本科目

AA を弁護士の先生に担当してもらうことで、研究者教員だけでは補いきれない憲法訴訟論的な視野を含めてフォローを行っている（憲法分野）。学説と判例法理を整理し、それを簡潔に記したうえで、基本判例の判決文を抜粋した詳細なレジュメを配布している。これにより、学説と判例の共通点と相違点を理解させるよう努めている（憲法 I II）。

毎回の課題答案の事前提出と添削を通じ、かつ AA も参加した全員での議論を介した取組によって（取り上げる事例によっては、担当教員による理論的な観点からの意見、AA からの実務的な観点からの意見の対立軸を受講生に意識させる場合もある）、理論と実務の架橋を実践している（行政法演習）。

1 年次から実務家教員が授業を担当しており、講義科目では、理論的・実践的な思考力を涵養する観点から、講義を中心としつつ、プロブレムメソッドを取り入れている（民法分野）。

条文や理論的な理解の復習と確認からはじめて実務的観点をも踏まえ問題解決に至るように、あるいは実務の取り扱いに対して問題提起できるところまでの授業内容となるよう、配慮がされている。授業内での対話問答に際しては、実務を理論的に、あるいは批判的に検討できるよう、理論上の問題状況の中での位置づけをできるだけ明確にしている。また担当教員が過去に扱った事件の経験をなるべく伝えるようにしている（民事訴訟法 I・II、民事訴訟実務の基礎）。

基本的には法理論教育を主眼とするものであるが、判例等の法的紛争に

ついて具体的に検討することがかなりの部分を占めるため、会社実務の動向も踏まえた演習となっている。また商法という科目の特性上、最新の会社実務を講義する必要性が生じるため、理論と実務の両方を意識しながら演習を行っている（商法演習）。

刑法理論にまつわる判例に可能な限り言及したり、実務の状況あるいは近時発生した事件などに言及したりすることで、刑法論を実務家としてどのように活用するかについて説明を行うことを意識している。またその際には、みずからの刑事弁護人あるいは被害者支援弁護士としての経験等を話すなどしてより実務のイメージを持てるよう工夫する（刑法Ⅰ・Ⅱ）。

教材の中の問題に関連する判例を複数読ませ、なぜ似たようなケースで異なる内容の判決が出されたのか、また、講義で扱った犯罪について、まだ判決の出していない新しい事件を題材として、刑法理論を使うことによってどのような法律構成が可能かを検討させる（刑法演習、刑事法応用演習）。

刑事訴訟法の理論と実務の運用・思考、判例の理解等について、研究者教員と実務家教員とが頻繁に意見交換をし、それぞれの担当科目においてそれを反映させた授業を行っている（刑事訴訟法分野）。

イ 法律実務基礎科目

クリニックで扱った題材の解決につき、法律基本科目で学修した内容が関わってくることを強調して理解させることを意識している（クリニック）。

ウ 基礎法学・隣接科目

国内外の法曹実務家に講義に参加してもらう機会を設け、講義で学んだ理論が実際に実務の場でどのように活かされるかを学ばせるようにしている。沖縄の「トートーメー」問題の専門家にも講義をしていただいている（SDGs と法）。

エ 展開・先端科目

沖縄における金融法務と会社法における資金調達の理論及び実務を扱っているため、理論と実務の架橋を相当意識して講義は行われている（沖縄企業法務、沖縄金融法務）。

基本的に実際企業で行われている LGBTQ に対する実務的な取組みを説明するものであり、理論と実務の架橋を相当意識して講義は行われている（性の多様性の尊重と法）。

教員が実際に矯正施設で行っている講義等から学んだ被収容者達の現状について個人情報とは抜いた上で講義の中で紹介し、考えてもらう。依存症回復者による講義によって依存症の現状を学んでもらい、矯正施設職員、更生保護職員による講義によって現場の状況を学んでもらう。また、本学の法医学教室が県内の司法解剖を全て引き受けているため、法医学講座教授に法曹実務家に必要な法医学の基礎を講義してもらう。コロナ禍では実施できなかったが、学生から希望があった場合には沖縄刑務所、沖縄少年院・沖縄女子学園、琉球病院医療観察病棟等の参観を実施している（刑事政策）。

(3) 理論と実務の架橋を意識した取り組み

以上に紹介した通り、多くの科目において、「理論と実務の架橋を目指した教育」が授業の中で展開されているところ、修了年次における総仕上げ的な科目である「民法法応用演習Ⅰ・Ⅱ」及び「刑事法応用演習（刑法分野）」においても、「理論と実務の架橋」という観点から研究者教員と実務経験を有する教員の共同授業を実施しており、また、実務基礎科目である「クリニック」等においても「理論と実務の架橋」という観点から研究者教員と実務家教員の共同授業を実施している。

また、AA が関与することにより、研究者教員が実務家と授業の内容や方法について意見交換する機会がこれまで以上に増え、研究者教員が実務的な知見を得る貴重な機会ともなっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

1年次の早い段階から、実際の紛争・具体的事実を前提とした理論と実務を架橋する法律基本科目の授業を実施するために、理論教育においても教育能力が高いと認められる実務家教員が法律基本科目の授業を担当している。これらの授業は学生からの評価も総じて高く、本研究科のセールスポイントの一つとなっている。法科大学院を修了して司法試験に合格して弁護士として活躍している若手弁護士を教育補助者として本研究科の授業に関与させる AA 制度も「理論と実務の架橋」という観点から力を入れている取り組みといえる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科における「架橋」の理解は適切なものであり、その理解は教員間においておおむね共有が図られ、各科目の授業の中で実践が図られている。1年次法律基本科目（民法Ⅰ～Ⅴ、民事訴訟法Ⅰ）を実務家教員が担当していることが特徴として挙げられる。「クリニック」や「エクスターンシップ」にも研究者が関与している点や、法律基本科目の教科書を執筆している実務家教員、沖縄弁護士会の懲戒委員会や綱紀委員会など実務の問題にも触れる研究者教員を専任教員として擁している点も優れている。

他方で、「理論と実務の架橋」の授業の中での実践は各教員に委ねられており、その実践の程度には濃淡がないわけではない。理論と実務の架橋の実践にフォーカスし、組織的にこれを確認、発展・向上へ導く体制が整えられるとさらによい。

3 自己評価

B

[理由]

理論と実務の架橋を目指した授業が、質的・量的に見て充実している。

4 改善計画

理論と実務の架橋の実践にフォーカスし、組織的にこれを確認して、発展・向上へ導く体制が現状ないことが課題と考えられるので、この点にフォーカスした授業参観制度、FD 会議、授業改善報告を行う。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

1 現状

（1）臨床科目の目的

法律実務を扱う現場ないし現場に類似した状況下で法律問題の解決に関与することを通じて、法曹としてのマインドとスキルの重要性を体感するとともに、法曹を目指すモチベーションをさらに強化する。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 開設されている臨床科目の内容等

臨床科目としては、「ロイヤリング」（2年後期）、「民事模擬裁判」（2年後期）、「クリニック」（3年後期）、「エクスターンシップ」（3年夏期集中・後期）、「刑事模擬裁判」（3年前期）が開設されている。

イ 位置づけ、履修状況等

それぞれ1単位科目で、「クリニック」と「エクスターンシップ」が選択必修、その他は必修科目である。

履修状況は以下の通りである。

・クリニック

令和4年度前期 — 受講者7人、単位取得者7人

令和5年度後期 — 受講者数未定

・エクスターンシップ

令和4年度（夏期集中・後期）— 受講者4人、単位取得者4人

令和5年度（夏期集中・後期）— 受講者数未定

ウ 履修要件

特別な履修要件はない。なお、依頼者を含む第三者と接触する可能性のあるクリニックまたはエクスターンシップ（いずれも3年次・選択必修）を履修する前に、法曹倫理及びロイヤリング（いずれも2年次・必修）を履修するように開講時期が設定されている。

エ 成績評価

いずれも合否のみの成績評価である。

オ 成績評価、単位認定が厳格かつ適正になされる仕組み

起案添削、報告書の提出を行っている。エクスターンシップでは、派遣先からの客観的評価も得ている

カ 適法性の確保

（ア）クリニック

法律相談に入る前に、学生に守秘義務について説明した上で、学生から守

秘義務に関する誓約書¹²⁴を徴収している。また、学生全員が損害賠償責任保険に加入している。法律相談を実施する際には、必ず弁護士資格を有する教員も同席し、同教員が相談者に「クリニック」の概要を説明し承諾を得た上で相談を開始し、最終的には同教員が責任をもって回答することになっている。

(イ) エクスターンシップ

実際の研修に入る前に派遣先に対して守秘義務に関する誓約書¹²⁵を提出させている。派遣先には、エクスターンシップ要綱¹²⁶を交付してその趣旨を説明するとともに、法科大学院学生の特殊性（司法修習生との違い等）を前提とした適法性確保のための注意事項を伝え、適法性確保のための配慮してもらっている。

キ 授業の効果向上に向けた工夫等

(ア) ロイヤリング

臨床教育としての効果向上に向けた工夫として、学生が弁護士役をするロールプレイ（相談者・依頼者役は担当教員ないしAAが担当する）をできるだけ多く行い、各受講生が少なくとも2回（法律相談において1回、交渉において1回）弁護士として事件処理をする場面を体験させるなどの工夫をしている。なお、シミュレーションの中で問題となる守秘義務を中心とする法曹としての倫理感や責任感（マインド）に関する問題についても個別に取り上げて検討・解説しており、「法曹倫理」の応用という観点も意識している。

(イ) クリニック

令和4年度より、本学の特徴を生かし、教育学部附属学校と連携して実施するスクールロイヤークリニック、渉外家事事件を取り扱う渉外家事事件クリニック、離島での法律相談を取り扱う離島法律相談クリニックを実施している。離島法律相談クリニックについては、令和5年度以降の安定的な実施を目指して、「弁護士法人空と海」との間で連携協定を締結する予定で¹²⁷、同法人の社員弁護士1名がクリニックの非常勤講師を務めることとなった。学生に法律相談を担当させており、学生が主体的に責任をもって取り組むよう「ぎりぎりのところまで学生に担当させる」ようにしている。また、法律相談において実際に問題となった点について文書（調停申立書や訴状を含む）を起案させ、これを成績評価の対象としており、学生の起案した文書を担当教員が添削した上で実際に使用することで、学生も緊張感をもって取り組んでいる。実務家教員（専任・非常勤）、研究者教員が担当して

¹²⁴ A74 クリニックで徴収している誓約書のひな型。

¹²⁵ A75 エクスターンシップで徴収している誓約書のひな型。

¹²⁶ A61 エクスターンシップ要綱。

¹²⁷ A60 国立大学法人琉球大学大学院法務研究科と弁護士法人空と海との連携協力に関する協定書。

いる。令和5年度からは、在学中受験を終えた3年次学生を含めて、より授業に集中できるような環境を整えるべく、後期配当科目とした。

(ウ) エクスターンシップ

学生を1週間以上(1日6時間の5日間を最低限の履修時間の目安とする。1単位)、法律事務所、企業(法務部等)、官公庁(少年院等の矯正施設を含む。)等に派遣する。学生には派遣先での法情報調査・法文書作成、法律相談への立会い等の課題を与え、レポートを提出させている。派遣先には簡単な報告書の提出を求め、この報告書と学生のレポートを総合して成績評価している。エクスターンシップは、実務家教員(弁護士。専任)と研究者教員が担当をしている。

(エ) 民事模擬裁判及び刑事模擬裁判

民事は訴状提出から判決まで、刑事は冒頭手続から判決まで、一連の手続を行っている。学生が違う立場を体験できるように法廷(合議体)を複数つくるなどして裁判官役等を体験できる機会を増やすなど配慮されている。

「民事模擬裁判」は専任教員(弁護士)と派遣裁判官が、「刑事模擬裁判」は実務家教員(弁護士。非常勤)、派遣検察官、専任教員(裁判官出身)が担当し、法曹三者それぞれの立場から指導をしている。

(3) 特に力を入れている取り組み

「クリニック」では、本学の特徴を生かし、教育学部附属学校と連携して実施するスクールロイヤークリニック、渉外家事事件を取り扱う渉外家事事件クリニック、離島での法律相談を取り扱う離島法律相談クリニックを実施している。

「エクスターンシップ」では、平成29年度から、研究者教員の仲介で連携協定を締結した沖縄少年院・沖縄女子学園を新たな派遣先に加えた。コロナ禍で実施できない時期が続いたが、学生からは人気のある派遣先であることから、令和5年度からの再開を予定している。また、「エクスターンシップ」に関しては、教育課程連携協議会のメンバーが所属する企業(沖縄銀行、琉球銀行、沖縄債権回収サービス、金秀ホールディング)での研修も学生に推奨している。

(4) その他

「クリニック」の担当教員を務めている研究者教員は、法律相談内容を聴取し、これにつき学生に適宜アドバイスを与えている。また、刑法担当で性の多様性に関する問題を研究している研究者教員も、「エクスターンシップ」の企画・実現につき、積極的に協力している。

2 点検・評価

臨床科目として「ロイヤリング」、「エクスターンシップ」、「クリニック」のすべてが設置されている。「ロイヤリング」は臨床科目の基礎的科目として、

必修科目とされており、その後に配置される「クリニック」、「エクスターンシップ」は、そのいずれかは必ず履修しなければならない。また、那覇市と連携して性の多様性に関する法律相談も実施している。模擬裁判は刑事、民事とも必修であり、内容も適切である。

「クリニック」では、学生に1つの事案を継続して担当させるという意欲的な試みを継続している。また、「クリニック」、「エクスターンシップ」について研究者教員も関与をしている。「クリニック」等に当たり守秘義務を徹底し、損害賠償保険にも加入し、適法性は確保されている。

「クリニック」では、離島法律相談が一時的に行われなかったことは残念であったが、「弁護士法人空と海」との連携により、今後は継続的な実施が期待できる。法律相談件数の減少についても、上記の離島法律相談クリニックのほか、スクールロイヤークリニックや渉外家事クリニックといった特徴的なクリニックを実施することで履修者を増加できており、令和4年度は7名が履修した。

「エクスターンシップ」でも、コロナ禍による影響が収束した令和5年度からは学生に人気があり全国的にも珍しいと思われる矯正施設での研修が再開できる見込みで、連携協議会に参加している企業の協力も得られることから、充実した実施が期待できる。

3 自己評定

B

[理由]

臨床科目が質的・量的に見て充実している。

4 改善計画

特になし。

6-4 国際性の涵養

1 現状

(1) 国際性の涵養

本研究科において国際性の涵養に向けて、以下の取り組みを行っている。

ア 国際性の涵養に配慮した機会の提供

本研究科は、その理念である「地域にこだわりつつ世界を見る法曹の養成」の実現に向けて、ハワイ大学ロースクールとの間で交流協定を締結し、平成16年の開設以来、毎年ハワイ大学ロースクールでの2週間の英米法研修プログラム（以下、「ハワイプログラム」という）を実施してきた。英米法研修ハワイプログラムには、ハワイ大学ロースクール教員による英語による特別授業を受講し、同ロースクールの学生とともに正規の授業を聴講してするほか、ハワイ州最高裁判所、連邦裁判所、法律事務所、州庁、州議会、州刑務所、州拘置所等を見学するといった内容が組み込まれている。ハワイプログラムを履修した学生には、展開・先端科目2単位が認定される。ハワイプログラムの履修時期については、平成17年度以降、毎年2月の下旬から3月の月上旬の2週間に実施されていたが、令和2年度から令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンライン方式での開催を余儀なくされた（令和3年度のオンライン方式でのプログラム実施は本研究科が主催となって行った）。令和4年度は従前通り現地開催が叶った。

ハワイプログラムの法科大学院生の履修者は、平成30年度6名、令和元年度2名、令和2年度6名、令和3年度（オンライン）は3名（聴講1名）、令和4年度は3名であった。なお、平成23年度からは人文社会学部国際法政学科法学専攻ともハワイプログラムを共同実施している。法学専攻でのハワイプログラムの履修が法科大学院への進学を促す契機となっており、学部で同プログラムに参加した学生が本法務研究科に入学した例もある。

ハワイプログラムを受講した本研究科修了生のうち、11名が司法試験に合格して法曹となった（うち3名は法学専攻の学生として受講した者である）。その中で、いわゆる5大渉外法律事務所に就職し、沖縄県の案件を含む国際的な案件を日常的に手掛けている者や、依頼者と英語でコミュニケーションをとることができ、外国人からの依頼案件も担当している者も過去には輩出している。ハワイプログラムを受講した本研究科修了生には、司法試験に合格した者以外にも、国連関係の機関に就職した者や、企業法務部で渉外案件を扱っている者等、広義の「世界を見る法曹」として活躍している者もいる。

イ 国際性の涵養に配慮した環境の整備（特に授業科目）

開講科目については、基礎法学・隣接科目のうち、「アメリカ法」「アメリカ憲法」「中国法」「法律基礎英語Ⅰ・Ⅱ」「日米関係」が国際性の涵養に配慮した科目として提供されているほか、展開・先端科目のうち、「国際法」「国際社会と法」「国際私法」「国際取引法」「米軍基地法」が国際性の涵養に配慮した科目として提供されている。その他、「SDGs と法」においても、ハワイ州最高裁判事による講演や子の奪取に関するハーグ条約が取り上げられるなど、国際性の涵養に対する配慮が組み込まれている。

沖縄には米軍基地が多数存在し、米軍人や米軍属との間に法的トラブルが生じることも少なくないところ、「アメリカ法」は、アメリカの法曹資格を有する沖縄在住の米国籍教員（非常勤）が、学生が将来沖縄で弁護士として活動した際に直面しうる問題について、アメリカ法の制度や理解がどのような形で役立つのかという観点から授業を組み立てている。沖縄で弁護士として活動することを志望する学生が多いことから、単に外国法の知識を身につけるにとどまらない、国際性の涵養という観点から非常に有益な授業内容を提供している。「アメリカ法」は基本的に英語で行われており、ハワイプログラムとともに、英語の法律用語や表現に触れることができる機会となっている。なお、こうした英語科目の受講をスムーズにする目的から、法律に関する英語の文献に触れ、法的問題について英語でのやりとりや簡単なディスカッションを行う「法律基礎英語Ⅰ・Ⅱ」が用意されている。

また、本研究科の教育目的である「地域にこだわりつつ世界を見る法曹」の養成につながるものとして、インターナショナル・ロイヤー・コースを設けている。インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、基礎法学・隣接科目についてアメリカ法等の所定の授業科目 4 単位以上、展開・先端科目についてハワイプログラム等の所定の授業科目 8 単位以上を履修しなければならないとしている。

（2）特に力を入れている取り組み

ハワイ大学との交流協定を活かして教員の研究環境を改善する試みとして、令和元年度には、本研究科教員 1 名がサバティカルを取得してハワイ大学ロースクールの客員研究員として研究を行った。また、ハワイには強力な沖縄系コミュニティが存在するところ、ハワイプログラムの中で、現地沖縄系コミュニティの法曹関係者と関係を強化し、本研究科法科の学生に現地コミュニティとの交流をさせている。例えば、オンラインで実施された令和 3 年度のハワイプログラムでは、ゲストスピーカーとして、弁護士であるエドワード・クバ氏に、「法律家からみたハワイにおける沖縄系コミュニティの発展」というテーマで語っていただき、令和 4 年度にはハワイ州裁判所の判事であるカレン・ナカソネ氏に自身の半生などについてお話をいただいた。そこでは、本研究科の学生からも質問が多くなされた。外国の地

で沖縄系のコミュニティがどのようにして発展し、法律家がそれにどのように寄与し、多くの法律家を輩出するに至ったのかを学生に学ばせることは、地域に目を向けかつ国際性を身につけるといふ本研究科のポリシーと合致するものであり、今後も積極的な交流を図りたいと考えている。

(3) その他

平成 30 年に人文社会学部と合同で 12 日間の台湾研修を行った。台湾の法学院に所属する学生との研究会や、裁判所や検察庁の見学等が行われた。本研究科からは 2 名の学生が参加した。令和 2 年には台湾の静宜大学との大学間交流協定が締結された。

2 点検・評価

国際性の涵養において優れている点としては、ハワイ大学ロースクールとの交流協定に基づきハワイプログラムを設立以来、それを継続的に実施してきていること、とりわけ新型コロナウイルス感染症の拡大により令和 3 年度には、開催が危ぶまれていた中、本研究科が開催の主催として名乗りをあげ、スピーカーへの依頼や通訳の手配を行うなどして開催を実現したこと、ハワイプログラムを履修した者から「地域にこだわりつつ世界を見る」法曹を養成し輩出していること、かつては首都圏の法科大学院と共同してハワイプログラムを実施したことがあったが、現在は、法科大学院として参加しているのは本研究科だけであり、法科大学院の取り組みとして希有なものであること、ハワイプログラムに学部生に参加してもらうことで国際的関心を持った学生の本研究科への入学に結びついていること、沖縄に所在する法科大学院としてハワイの沖縄系コミュニティとの関係の構築・発展を試みており、沖縄ならではの国際性を備えた法曹の育成につながると考えられること、ハワイプログラム以外にも、台湾でのプログラムを立ち上げる構想もあること、英語科目やその導入的科目の設置も含め、国際的な視点を身につけさせる科目を多く置いていることなどが挙げられる。

ハワイプログラムの存在が本研究科の国際性の涵養の点で大きな役割を果たしているところ、ハワイにおける物価と円安の影響が大きく、今後、プログラム参加の費用の確保、学生の参加者の確保できるか懸念がないわけではない。しかし、一層のコストの削減とともに、学生への奨学金応募を促したり、琉球大学内部・外部を問わず資金調達を図るなどの取り組みやその検討を既に始めている。

3 自己評定

A

[理由]

国際性の涵養に配慮した取り組みが、質的・量的に見て非常に充実している。

4 改善計画

従前より、ハワイプログラムの実施経費については、大学本部に対し、単年度ごとに申請しなければならない経費ではなく、恒常的な経費として認めてもらえるように要求している。いまだ実現していないところであるが、この点をさらに働きかけるとともに、外部の団体等にも目を向けて資金確保を目指すとともに、学生自身が奨学金を確保できるよう助言・指導を一層積極的に行うこととしている。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数(1)〈クラス人数〉

1 現状

(1) 1つの授業を同時に受講する学生数(人数にカウントされる人、されない人の区別も含む)

過去3年間の開設科目ごとの履修登録者数は、下表のとおりである。

科目区分	科目名	2020	2021	2022	平均
法律基本科目	憲法Ⅰ	11	13	11	12
法律基本科目	憲法Ⅱ	8	9	11	9
法律基本科目	憲法問題研究	6	6	5	6
法律基本科目	行政法Ⅰ	24	17	11	17
法律基本科目	行政法Ⅱ	17	14	12	14
法律基本科目	憲法演習Ⅰ	18	11	15	15
法律基本科目	憲法演習Ⅱ	12	11	13	12
法律基本科目	行政法演習	11	13	16	13
法律基本科目	公法応用演習	11	12	10	11
法律基本科目	刑法総論Ⅰ	11	12	11	11
法律基本科目	刑法総論Ⅱ	8	10	9	9
法律基本科目	刑法各論Ⅰ	11	12	13	12
法律基本科目	刑法各論Ⅱ	8	10	12	10
法律基本科目	刑法問題研究	7	9	8	8
法律基本科目	刑事訴訟法Ⅰ	14	13	13	13
法律基本科目	刑事訴訟法Ⅱ	9	10	15	11
法律基本科目	刑法演習Ⅰ	17	11	14	14
法律基本科目	刑法演習Ⅱ	12	15	13	13
法律基本科目	刑事訴訟法演習	15	11	13	13
法律基本科目	刑事法応用演習	10	12	14	12
法律基本科目	民法Ⅰ	10	11	11	11
法律基本科目	民法Ⅱ	11	11	11	11
法律基本科目	民法Ⅲ	10	12	11	11
法律基本科目	民法Ⅳ	9	11	9	10
法律基本科目	民法Ⅴ	9	9	11	10
法律基本科目	民法問題研究Ⅰ	10	11	10	10
法律基本科目	民法問題研究Ⅱ	6	4	7	6
法律基本科目	民事訴訟法Ⅰ	10	12	9	10
法律基本科目	民事訴訟法Ⅱ	20	10	18	16

法律基本科目	商法Ⅰ (R4)	-	-	9	9
法律基本科目	商法Ⅱ (R4)	-	-	9	9
法律基本科目	商法Ⅲ (R4)	-	-	4	4
法律基本科目	民法演習Ⅰ	21	9	13	14
法律基本科目	民法演習Ⅱ	13	9	12	11
法律基本科目	民事訴訟法演習	12	10	15	12
法律基本科目	商法演習	12	10	12	11
法律基本科目	民事法応用演習Ⅰ	10	11	9	10
法律基本科目	民事法応用演習Ⅱ	10	11	9	10
法律基本科目	(刑法Ⅰ)	-	-	1	1
法律基本科目	(契約法Ⅱ)	1	-	1	1
法律基本科目	(担保法)	1	-	-	1
法律基本科目	(不法行為法)	1	-	-	1
法律基本科目	(商法Ⅰ (H30以前))	-	-	1	1
法律基本科目	(商法Ⅱ (H30以前))	1	-	1	1
法律基本科目	(商法Ⅲ (H30以前))	1	1	-	1
法律基本科目	(商法Ⅰ (H31~R3))	8	10	1	6
法律基本科目	(商法Ⅱ (H31~R3))	15	11	9	12
法律基本科目_平均		11	11	10	10
実務基礎科目	刑事訴訟実務の基礎	18	9	11	13
実務基礎科目	民事訴訟実務の基礎	23	9	16	16
実務基礎科目	法曹倫理	20	8	13	14
実務基礎科目	刑事模擬裁判	10	13	9	11
実務基礎科目	民事模擬裁判	13	9	11	11
実務基礎科目	ロイヤリング	15	8	12	12
実務基礎科目	クリニック	3	5	7	5
実務基礎科目	エクスターンシップ	8	9	3	7
実務基礎科目_平均		14	9	10	11
基礎法学隣接科目	法律基礎英語Ⅰ	2	6	6	5
基礎法学隣接科目	法律基礎英語Ⅱ	0	4	0	1
基礎法学隣接科目	法哲学	7	8	3	6
基礎法学隣接科目	SDGsと法	-	14	2	8
基礎法学隣接科目	アメリカ法	0	-	2	1
基礎法学隣接科目	アメリカ憲法	2	6	1	3
基礎法学隣接科目	日米関係	5	4	2	4
基礎法学隣接科目	中国法	-	1	0	1
基礎法学隣接科目	(ジェンダーと法)	11	-	-	11

基礎法学隣接科目_平均		4	6	2	4
展開先端科目	租税法	6	7	4	6
展開先端科目	自治体法学	8	3	3	5
展開先端科目	国際社会と法	-	-	3	3
展開先端科目	国際法	2	-	0	1
展開先端科目	労働法Ⅰ	-	0	0	0
展開先端科目	労働法Ⅱ	-	-	0	0
展開先端科目	社会保障法	-	2	-	2
展開先端科目	刑事政策	5	5	6	5
展開先端科目	交通事故賠償法	3	3	5	4
展開先端科目	民事執行・保全法	16	5	2	8
展開先端科目	倒産法Ⅰ	-	3	2	3
展開先端科目	倒産法Ⅱ	-	5	3	4
展開先端科目	保険法	7	7	8	7
展開先端科目	海法・空法	4	6	5	5
展開先端科目	沖縄企業法務	9	6	4	6
展開先端科目	沖縄金融法務	-	-	3	3
展開先端科目	国際私法	8	-	2	5
展開先端科目	国際取引法	-	3	-	3
展開先端科目	経済法	2	3	6	4
展開先端科目	知的財産法	7	7	6	7
展開先端科目	環境法Ⅰ	-	3	-	3
展開先端科目	環境法Ⅱ	-	-	1	1
展開先端科目	米軍基地法	7	7	8	7
展開先端科目	性の多様性の尊重と法	8	8	5	7
展開先端科目	政策形成と法	0	6	8	5
展開先端科目	子どもの教育と法	-	9	4	7
展開先端科目	英米法研修ハワイブ プログラム	3	3	3	3
展開先端科目	首都圏研修プログラ ム	4	-	5	5
展開先端科目	論文指導Ⅰ	1	1	1	1
展開先端科目	論文指導Ⅱ	0	0	0	0
展開先端科目	外書講読Ⅰ	0	0	1	0
展開先端科目	外書講読Ⅱ	0	0	0	0

展開先端科目	展開・先端科目特殊講義Ⅳ	-	7	3	5
展開先端科目	(国際人道法)	2	-	-	2
展開先端科目	(労働法)	2	-	-	2
展開先端科目	(倒産法)	12	-	-	12
展開先端科目	(環境法)	2	-	-	2
展開先端科目_平均		5	4	3	4

※ () で示している科目は、旧カリキュラムの授業。

※ ハイフンは開講していない科目。

0 記入は開講はしたが履修者がいなかった科目。

平均は四捨五入。その際の計算は0は含むがハイフンは含まない。

(2) 適切な人数となるための努力

本研究科では、1クラスの人数が50人を超えることはないが、法律基本科目の必修科目でも、1クラス当たりの人数が10人未満のクラスが生じている。これは、複数クラスの設置に起因するものではなく、学生数の不足によるものである。

(3) 特に力を入れている取り組み

令和元年度から人文社会学部に「LS進学等特修クラス」を設置して以来、本研究科の教員と学部学生との交流が活発となり、優秀な学生が本研究科に入学するルートができつつある。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

令和元年度から人文社会学部に「LS進学等特修クラス」を設置するなど、入学者確保のための施策の強化により、毎年度10名以上の入学者が確保される状況が作られており、1クラス10人未満のクラスも徐々に減少している。

3 自己評定

B

[理由]

現状では、法律基本科目の1クラスの学生数が10人を若干下回る程度といえる。

4 改善計画

厳しい学修環境のなかで孤立感を感じてドロップアウトする学生が出ない

ようにするための工夫として、令和 5 年度より 1 学生あたりの指導教員を 4 名として、学生が教員に相談しやすくする体制を整備した。

7-2 学生数(2)〈入学者数〉

1 現状

(1) 過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合

過去5年間における入学定員に対する入学者数の割合は、基本データ(2)のとおりである。

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

過去5年間の平均入学者数は入学定員の88.8%であり、入学定員を10%以上上回ってはいない。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年間にわたって、入学者数が入学定員を上回る状況にはなく、おおむねバランスがとれている。

3 自己評定

適合

[理由]

入学者数は、入学定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

7-3 学生数（3）〈在籍者数〉

1 現状

（1）収容定員に対する在籍者数の割合

収容定員に対する在籍者数の割合は、基本データ表(17)のとおりである。

（2）在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

過去3年間、在籍者数が収容定員の110%を超えたことはない。

（3）特に力を入れている取り組み

特になし。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていることはない。

3 自己評価

適合

[理由]

在籍者数は、収容定員の110%以内である。

4 改善計画

特になし。

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

教室等の教育用施設は、人文社会科学系総合研究棟（以下「文系総合棟」という）の中にある。専用棟ではない。

文系総合棟 2 階に、本研究科専用の教室が 2 つ確保されている。模擬法廷もあり、裁判員裁判に対応している。模擬法廷も教室として使用することがある。

教員の研究室は、文系総合棟から渡り廊下を渡った別棟にあり、専任教員には 1 人 1 室が割り当てられている。

文系総合棟 4 階には 3 年生の、5 階には 1・2 年生の、7 階には法務学修士の自習室がある。この自習室は 24 時間使用可能で、学生それぞれに机・椅子・ロッカーが割り当てられており、全員にパソコンが貸与されていて、判例・文献へのアクセスが容易にできるようになっている。プリンターの設備があり（印刷用紙は 1 人年間 2500 枚まで交付されている）、すべての施設について無線 LAN も設置されている。

令和 3 年 5 月下旬に文系総合棟 4 階の空調設備が故障したが、その際、本研究科の教室及び自習室については、大学本部の予算により集中冷房から個別冷房に切り替わったことにより、故障時の迅速な対応が可能となった。

文系総合棟 6 階に資料室があり、学生は ID カードでいつでも自由に出入りできるようになっている。資料室にはコピー機が設置されており、学生は毎年 4 月に年間 1500 枚分のコピーカードと年間 2500 枚のコピー用紙が配布されている。

本研究科の学生は、教室が空いているときは自主ゼミに利用することが許されており、活発に利用されている。

イ 身体障がい者への配慮

本研究科がある文系総合棟への出入口にはスロープが設けられている。同棟には、エレベーター、障がい者用トイレ（1 階及び 5 階）が設置されている。また、駐車場や出入口には、視覚障がい者誘導用ブロックが整備されている。

（2）問題点及び改善状況

本研究科の AV 機器などはかなり老朽化していたが、コロナ禍での遠隔授業の普及や予算の利用を通じて、各教室に複数の大型モニターが設置されるなど、かなり改善された。

（3）特に力を入れている取り組み

性の多様性への配慮から、いわゆる「だれでもトイレ」の設置を大学本部に要望し、設置された。

(4) その他
特になし。

2 点検・評価

本研究科は、コロナ禍下でAV機器等を整備したことにより、学生の学修に支障が生じる状況は相当程度改善されている。

3 自己評価

B

[理由]

施設・設備は適切に整っている。

4 改善計画

特になし。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

1 現状

（1）図書・情報源の確保

ア 資料室、図書

文系総合棟 6 階に法科大学院附属の資料室があり、学生及び法務学修生による学修の用に供している。

学生の自習室は文系総合棟の 4 階・5 階・7 階に、教室は 4 階・7 階にあり、その中間に位置する資料室は学生にとってアクセスしやすい場所にある。学生であれば（入構禁止期間を除いて）1 年中 24 時間いつでも利用することができる。司書は置いておらず、図書や備品の管理及び清掃は、本研究科が直接行っている。図書の借出しについては、規則により、1 回につき 2 冊まで、借出日当日に限り、資料室外に借り出すことができ、借出時と返却時には学生自身が氏名・書名・日時を記入しなければならないとされている¹²⁸。

資料室には、法学関係図書、パソコン、広いテーブル、業務用コピー機、シュレッターなどが設置されている。法学関係書籍は、学生が頻繁に利用する図書を中心に配架しており、より学術的な専門図書や授業科目にない分野の図書については、中央図書館で参照してもらうことにしている。パソコンは、情報検索をするほか、データをコピー機でプリントアウトする際に使用される。テーブルは、学生が読書する際に使用するほか、学生同士で勉強をしたり、共同課題を作成したりする際にも使用される。

本研究科では、法科大学院附属図書室にふさわしい質・量の蔵書の保有を目指している。図書は（定期購読している雑誌を除いて）、毎年度 2 回、原則として学生の購入希望を聞いたうえで、各教員が自分の担当分野に関して指定した図書を基礎として、学生支援委員会が補充したものを購入している。もっとも、通常予算の配分が年額 40 万円程度と少なく、その予算によっては最小限度の書籍しか購入できない状況にある。しかし、近年は追加予算の割当てを受けて、蔵書を大幅に増やしている。

イ 判例検索その他の情報源

学生は、中央図書館を利用することもできるが、判例の検索については、それぞれのパソコンから TKC 教育支援システムに接続すればいつでも情報を入手することができる。このシステムは、教員からの予習指示やその他の連絡にも利用され、学生は毎日チェックしている。本研究科にとって重要な伝達媒体となっている。

¹²⁸ 学生及び法務学修生による資料室図書の借出しに関する規則。A3 令和 5 年度法務研究科便覧 111 頁参照。

本研究科では、法律文献検索システムであるLLIを導入しており、TKCとLLIを併用することにより、最高裁判所判例解説、ジュリスト、法学教室、法律時報、法学セミナー、判例タイムズ、金融・商事判例、金融法務事情などをいつでも閲覧可能である。学生全員が同時にアクセスできる。

(2) 問題点及び改善状況

以前は、パソコンが遅くプリントアウトがなかなかできない、資料室の図書の取り揃えが悪い、配架が乱雑でどこに図書があるか分からないなどの苦情があったが、近年は、パソコンを新調し、学生のニーズに応える図書の購入に努め、また定期的に図書管理や清掃をしているので、そのような苦情を聞くことはなくなった。

昨年度、あるはずの図書がないとの苦情が学生から寄せられた。資料室に司書を配置しない結果、長期間未許可で図書を持ち出す学生等がいるのではないかと疑われたので、本研究科で上記の規則を制定し、適正な図書の利用に関する学生の自覚を促した（もっとも、同規則には制裁規定はないので、規則違反をする学生に対する対応は今後の課題である）。

(3) 特に力を入れている取り組み

学生のひとまずの目標は司法試験合格である点に鑑みて、演習書や受験参考書などの取り揃えに努めている。また近年は、追加予算の割当てを受けて、研究機関の図書室にふさわしい蔵書を備えるべく、基本書・入門書・判例集・演習書・受験参考書などのほか、実務書や研究書などの配架にも努めている。

資料室は、単に資料を参照し資料をコピーするだけの場所ではなく、学生が共同で調査や勉強をする場所でもあるので、居心地よく利用できるよう、清潔な環境づくりに努めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

予算やスペースなどの制限から、法科大学院附属の資料室にふさわしい蔵書や備品を完全に揃えることは困難であるが、そのような制限のなかでも、学生等の利用者のニーズには概ね応えていると思われ、実際に多く利用されており、学生懇談会やアンケートなどで特段の不满を聞いていない。

判例・文献検索のためのオンライン・データベースは適切に整備されている。

3 自己評定

B

[理由]

情報源やその利用環境は、よく整備されている。

4 改善計画

図書購入のための通常予算が少ない点が問題であり、追加予算の獲得などにより十分な配架をすることができるように努めたい。

7-6 教育・学習支援体制

1 現状

(1) 事務職員体制

本研究科の事務を担当する職員体制として、人文社会学部事務部のなかに法科大学院係があり、係長1人、係員1人及び事務補佐員3人（令和5年4月から1人増員された）の合計5人の職員が配置され、本研究科に関わる総務、会計及び学務に関する事務を所掌している。

法科大学院係は、学務については、①各学期の『授業シラバス集』及び各年度の『法務研究科便覧』の作成、②成績判定・進級判定・修了判定に関する資料の作成、③学生・修了生の成績原簿等の保管、④TKCの管理、⑤教室・ゼミ室の管理、その他教育用設備の設営（高速情報通信網を利用した双方向授業システムの設営など）、⑥履修登録の受付け、⑦教員の個人面談に際しての成績表の交付、⑧定期試験答案の返却（窓口）などを担当している。特に上記④⑤の管理・設営は、「教育学習支援に役立つ業務内容」の典型例であるが、その他の所掌事務も、間接的に「教育学習支援に役立つ業務内容」といえる。

(2) 教育支援体制

本研究科には、「教員の教育活動を補助するための人的支援体制」として、若手弁護士によるアカデミック・アドバイザー（AA）制度がある。この制度については、7-8で述べる。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

教育及び学習を支援するための人的支援体制は整備されている。特に法科大学院係の職員は、教員と連携を密にとりながら学生への対応を行っている。

3 自己評価

B

[理由]

支援の体制が充実している。

- 4 改善計画
特になし。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援

ア 学費の免除等の制度

本学には、「琉球大学授業料等免除及び徴収猶予取り扱い規程」¹²⁹及び「琉球大学授業料免除選考基準」¹³⁰に基づき、「経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀と認められる」学生に対して適用される全学的な入学料・授業料免除の制度がある。この制度は、もとより本研究科の学生に対しても適用される。本研究科における入学料・授業料免除の対象者は、この3年間についてみると、令和3年度が入学料半額免除2人、授業料全額免除前期7人・後期6人、授業料半額免除前期5人・後期3人、令和4年度が入学料全学免除2人、授業料全額免除前期5人・後期5人、授業料半額免除前期4人・後期3人である。

また、入学料・授業料免除の制度とは別に、「琉球大学学術研究優秀者要項」¹³¹に基づき、「研究業績の奨励と学修意欲の向上を図る」ために学業成績を含む「学術研究優秀者」に対して授業料が免除される制度がある。本研究科の学生には、平成13年に改定された「琉球大学学術優秀者の推薦人数に関する申し合せ」に基づき、その適用において特例的な取扱いがなされている。すなわち、平成23年度までは本研究科の推薦数は合計3人（1学年1人）であったが、平成24年度から9人（1学年3人）に拡大され、平成25年度からはさらに1枠増えて現在10人の推薦枠を有している。この授業料免除10人の推薦枠をどのように活用するかは、免除額（全額または半額）、適用対象年次、対象者の決定いずれについても、本研究科の自主的判断（研究科委員会の決定）に委ねられている。

【適用状況】

	〈1年次〉	〈2年次〉	〈3年次〉
令和3年度	全額5人、半額0人	全額2人、半額2人	全額0人、半額4人
令和4年度	全額2人、半額1人	全額4人、半額3人	全額1人、半額2人
令和5年度	全額2人、半額2人	全額3人、半額2人	全額1人、半額4人

イ 奨学金制度

（ア）日本学生支援機構の奨学金

奨学金については、日本学生支援機構の奨学金（貸付制度）を本研究科の学生も利用している。その利用者は、この3年間についてみると、令和3年度21人（第1種10人、第2種0人、併用者11人）、令和4年度20人（第

¹²⁹ A5-16 琉球大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規程。

¹³⁰ A5-17 琉球大学授業料免除選考基準。

¹³¹ A5-18 琉球大学学術研究優秀者要項。

1種11人、第2種0人、併用者9人)、令和5年度19人(第1種12人、第2種1人、併用者6人)である。

(イ) 鎌倉フェローシップ・沖縄ロースクール奨学金

本研究科の新入生1~2名を対象として、年額36万円を3年間(既修者コースの場合は2年間)支給する給付型の奨学金制度である。本研究科設立時に企業家の鎌倉国年氏(静岡県在住)により創設され、同氏が設立した一般財団法人鎌倉フェローシップによって引き継がれている。

現在、3年次0人、2年次1人、1年次2人が受給している。

(ウ) 琉球大学・鎌倉フェローシップ・K奨学金

本研究科の在学学生(新入生を含む)及び人文社会学部在学中の本研究科への進学予定者2~4名を対象として、年額9~18万円を1年間支給する給付型の奨学金制度である。鎌倉国年氏夫妻から本学に寄贈された株式会社慧泉の株式の配当金により奨学金を支給するもので、鎌倉フェローシップの理念の一つである「多文化・多様性の価値を尊重し、差別と闘い、社会全体の持続可能な発展に貢献できる人を育てること」に基づき、意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由等で修学困難な学生の学習を支援することを目的として、令和3年度に創設された。

令和3年度は4名、令和4年度は5名が受給した。

(エ) 当山フェローシップ・琉球大学法科大学院奨学金

本研究科の新入生1名を対象として、年額36万円を3年間(既修者コースの場合は2年間)支給する給付型の奨学金制度である。平成26年度に、篤志家の当山尚幸弁護士により創設された。

現在、3年次2人、2年次0人、1年次1人が受給している。

(オ) 琉球大学後援財団奨学事業 琉球大学学生支援奨学金

本研究科の3年次学生1名を対象として、年額30万円を1年間支給する給付型の奨学金である。対象者は、鎌倉フェローシップ・沖縄ロースクール奨学金及び当山フェローシップ・琉球大学法科大学院奨学金の受給者以外の成績優秀者となっている。琉球大学後援財団の事業ではあるが、推薦者の決定は、研究科委員会の自主的判断に委ねられている。

(カ) 沖縄サービサー夢応援奨学金

主に社会人出身¹³²の本研究科の新入生1名を対象として、年額36万円を3年間(既修者コースの場合は2年間)支給する給付型の奨学金制度である。令和元年度に、(株)沖縄債権回収サービスにより設立された。

現在、3年次1人、2年次0人、1年次1人が受給している。

(キ) 授業料の細目化設定

本研究科に所属する学生については、平成21年度から授業料の細目化設

¹³² 当初は主に夜間コース進学者が対象とされていたが、夜間コースの廃止に伴い、主に社会人出身者が対象とされることとなった。

定が採用されている。本研究科では厳格な成績評価と修了認定が行われており、そのため数単位の不足で修了できない学生も出てくるのが通例である。こうした特段の事情に鑑み、通常の授業料が各学期 40 万円であるところ、1~2 科目不足の学生に対しては 10 万円、3~4 科目不足の学生に対しては 20 万円の授業料を納入することで足りるという特例的な取扱いがなされている。

【授業料の細目化設定の利用（適用）状況】

令和 2 年度	前期 10 万円納入者 2 人、20 万円納入者 0 人 後期 10 万円納入者 2 人、20 万円納入者 0 人
令和 3 年度	前期 10 万円納入者 1 人、20 万円納入者 0 人 後期 10 万円納入者 0 人、20 万円納入者 0 人
令和 4 年度	前期 10 万円納入者 2 人、20 万円納入者 1 人

ウ パソコンの無償貸与

本研究科では、希望者に対して、自習室用のパソコンを 1 人につき 1 台、3 年間無償貸与している。

エ 寮の利用

本学は、全学的な施設として学生寮を有しており、本研究科の学生もこれを利用することができる。本研究科の学生の利用（入寮）状況は、この 3 年間についてみると、令和 3 年度 4 人、令和 4 年度 2 人、令和 5 年度 3 人である。

(2) 障がい者支援

本研究科は独自の研究科棟を有しておらず、事務室、教室（模擬法廷を含む）、演習室、学生の自習室、資料室、研究科長室などは本学の文系総合棟の中に入っている。この建物については、障がい者を支援する仕組みとして、トイレ（1 階と 5 階の 2 カ所）、廊下等、エレベーター、階段、アプローチ、駐車場、出入口、視覚障害者誘導用ブロックについて、一通りバリアフリー化が進められ、整備されている。また、平成 29 年度には全学的な機関として、障がい学生支援室が設置され、障がいにより授業や学生生活において困っている学生への支援や様々な相談に対応しており、教職員に対する FD も行われている。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

本学には、全学的な組織として、ハラスメントの防止対策を任務とする「琉球大学ハラスメント防止対策委員会」¹³³と、ハラスメントの被害者から

¹³³ A5-19 国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策に関する規則 10 条。

の相談を受け支援を行う「琉球大学ハラスメント相談支援センター」が設けられている。本研究科の学生も、これらの組織に相談し、申立てを行うことができる。実際は、指導教員等に相談することの方が多と思われるが、その際には、相談に応じたうえで、上記の相談支援センターにも相談できることを説明している。

利用状況については、事柄の性質上明らかではないが、上記相談支援センターから研究科長に対してハラスメントの相談があった旨の通知がされるのは、年間0件から1件程度である。

(4) カウンセリング体制

本学には、学生の健康管理を所掌する全学的な機関として「琉球大学保健管理センター」¹³⁴が設置され、その他にも学生部学生支援課に「琉球大学学生相談室」¹³⁵が置かれている。前者のセンターには、医師、カウンセラー、看護師が配置され、学生の相談にいつでも（土日を除いて）応じるようになっており、就学上の諸問題、将来の進路、就職についての悩み、対人関係・異性関係など心身両面についての指導や助言を行っている。後者の学生相談室には、現役の大学院生がピアカウンセラーとして配置され、日常的に学生からの相談に応じている。

本研究科の学生も、上記のセンターや学生相談室を利用することができる。法曹養成のための専門職大学院であり、しかも学生数が少ない本研究科にあっては、後に述べる指導教員制度がカウンセリング機能を果たしているところがあるが、メンタルな部分に関わるなど相談内容によっては全学的な「保健管理センター」または「学生相談室」の利用を薦めることになる。

「保健管理センター」へ相談があり、相談者が了承したときは、研究科長または指導教員へ連絡があり、連携しながら問題解決にあたっている。

なお、上記の本学のカウンセリング体制については、学生に対して入学時に配布される『法務研究科便覧』において詳しく説明され、新入生オリエンテーションでも触れるなど、周知が図られている。

さらに、学生の生活・就学支援相談に迅速に対応するために学生支援委員会が設けられ、学生の日常生活上の悩みや就学上の悩みを聞き取り、指導教員と連携して問題の解決にあたっている。

(5) 問題点及び改善状況

特になし。

(6) 特に力を入れている取り組み

¹³⁴ A5-20 国立大学法人琉球大学グローバル教育支援機構保健管理部門（保健管理センター）規程4条。

¹³⁵ A5-21 琉球大学学生相談室規則2条。

特になし。

(7) その他

ア 修了者への支援

本研究科では、研究科の課程を修了した者で、司法試験を受験するため研究科の学修支援のもとで自学自習を希望する者がいるときは、研究科の運営に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる¹³⁶。法務学修生には専用の自習室が提供され、資料室の利用や TKC の利用が認められている。本研究科修了後引き続き法務学修生となる場合には、1 期（6 ヶ月）につき学修支援料（3 万円）が免除される¹³⁷。

イ 沖縄銀行リーガル・アシスタント制度

本研究科の在学生に対する制度ではないが、関係する制度として、沖縄銀行によるリーガル・アシスタント制度がある。この制度は、沖縄県内の有力な金融機関である同行の人材育成を通じた社会貢献活動の一環として取り組まれている。本研究科の修了生で司法試験受験者を対象にした経済的支援制度である。嘱託として採用された者に対して、経済的支援を行いながら、学習に専念できるような勉学環境が提供されている。平成 19 年度から開始された制度で、毎年 11 月から数名が採用され、司法試験受験までの間は勉学に専念してもらい、司法試験終了後から行内のリスク管理部において関連業務を行う制度である。

ウ 琉球銀行リーガル・サポート制度

本研究科の在学生に対する制度ではないが、関係する制度として、琉球銀行によるリーガル・サポート制度がある。この制度は、沖縄県内の有力な金融機関である同行の人材育成を通じた社会貢献活動の一環として取り組まれている。本研究科の最終年次学生または修了生で司法試験受験者を対象にした経済的支援制度である。嘱託として採用された者に対して、経済的支援を行いながら、学習に専念できるような勉学環境が提供されている。平成 27 年度から開始された制度で、毎年 11 月から数名が採用され、司法試験受験までの間は勉学に専念してもらい、司法試験終了後は同行内の法務を含む銀行業務全般に携わる制度である。

2 点検・評価

経済的負担を補うために、学内の授業料減免や各種奨学金を多くの学生が

¹³⁶ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 24 条。

¹³⁷ A5-22 琉球大学大学院法務研究科法務学修生に関する要項 5 条 2 項。

受けている。また、修了後も法務学修生として勉強を続ける修了生には自習室が割り当てられているほか、資料室やTKCの利用も認められている。さらに、修了生を対象とした地元企業の経済支援は、地方にある本研究科ならではの支援体制であり、充実していると評価できる。また、カウンセリング体制のほか学生相談体制も、全学的な機関による対処体制も含めて、一通り整備されていると評価できる。

3 自己評定

A

[理由]

支援の仕組みは非常に充実しており、十分活用されている。

4 改善計画

特になし。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

1 現状

（1）アドバイス体制

本研究科には、学生に対するアドバイス体制として、次のような制度がある。

第一は、指導教員の制度である。本研究科にあつて、「指導教員は、入学から修了まで、学生による授業科目の履修等に関し適切な助言を行うとともに、学生生活・進路等の相談指導に当たる」ことになっている¹³⁸。令和5年度新入生から、学生がより相談しやすい環境を整えるため、各学年に4人の指導教員が配置されている。本研究科では、この数年間、入学者が（入学定員16人に対して）10人程度で推移しているので、手厚い指導体制であると評価できる。

第二は、オフィスアワーの制度である。この制度のもとで、各専任教員は、学生からの各種相談や担当授業科目についての質問に応じるため、週に1コマまたは2コマのオフィスアワーを設定するか、固定枠は設けないものの、メールによる連絡があればいつでも対応することになっている。

第三は、本研究科に特有のアカデミック・アドバイザー（AA）の制度である。この制度は、沖縄弁護士会所属の若手弁護士が各学期の開講科目（4～9科目程度）に学習支援に入り、学生の学習方法につき適切なアドバイスを行うシステムとして平成23年度に導入された。この制度には、「授業参加型」（授業に参加し、授業後当日の授業内容についてコメントしたり、学生からの質問に対応したりするタイプ）のもの、「学習支援型」（授業とは別の時間帯に授業内容に関係する問題を検討するタイプ）のもの、「その他」のものがある。

第四は、学生支援委員会の設置である。本委員会は、学生の生活や就学に関する相談に迅速に対応している。

（2）学生への周知等

ア 指導教員制度

指導教員は、入学式及びこれに先立って実施される新入生オリエンテーションにおいて紹介され、入学式及び新入生オリエンテーションの司会進行役は新入生の指導教員が務めている。指導教員が実施する担当学生に対する個人面談については、「履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ」が『法務研究科便覧』に掲載され、周知が図られている。

イ オフィスアワー

¹³⁸ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程4条3項。

オフィスアワーについては、各学期毎の『授業シラバス集』に設けられている「教員との連絡の取り方（教員名簿）」に曜日・時間が具体的に表示されている。

ウ AA 制度

AA の入る科目については、担当者名を含め、各学期初めに TKC 学習支援システムを通じて学生に周知されている。

エ 学生支援委員会

学生支援委員会は、学生の日常生活上の悩みや就学上の悩みを聞き取り、指導教員と連携して迅速に対応している。個々の相談については、学生からの申し出のほか、本委員会が毎学期終了時に在学生及び法務学修生と意見交換会を開いて、意見聴取し、個々の問題については、研究科委員会で報告することになっており、情報の共有化が図られている。

また、全体の問題については、必要に応じて他の委員会や法科大学院係と連携して問題の処理にあたっている。

(3) 問題点及び改善状況

特になし。

(4) 特に力を入れている取り組み

指導教員制度のもとで、指導教員は、担当学生の履修状況及び生活状況を把握するとともに、各種相談に応じるため、各学期の履修登録調整期間内に個人面談を実施することとされており¹³⁹、学生 1 人当たり 20 分程度の面談が実施されている。指導教員は、個人面談実施後は、履修カルテの指導記録簿にその結果の要旨を記載し、法科大学院係に提出する¹⁴⁰。

また、AA 制度の運用については、FD 委員会が各学期の所定の時期に各教員にリクエストシート¹⁴¹を配布し、AA 利用希望の有無やどのタイプの学習支援を希望するか等について照会し、その結果を沖縄弁護士会担当者に伝え、リクエストに応えた AA を派遣してもらうなど、双方で十分な意思疎通を図ることによって、その有効な運用を目指している。

さらに、学生支援委員会の設置により、学生の日常生活上の悩みや就学上の悩みを情報収集することにより、きめ細やかな支援体制の構築を目指している。

(5) その他

¹³⁹ A5-15 履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ 1 項。

¹⁴⁰ A5-15 履修登録期間における学生との個人面談についての申し合わせ 4 項。

¹⁴¹ A13-6-①AA リクエストシート書式。

ア 沖縄弁護士会による学修支援プログラムの提供

本研究科の学生に対する学習方法についてのアドバイス体制として、沖縄弁護士会による学修支援プログラムがある。具体的なプログラムとしては、①学生が自主的に企画するゼミに若手弁護士をチューターとして派遣し、ゼミ活動を支援するオーダーメイドゼミ（通年実施）、②1・2年次生を対象としたサマースクール（夏休み期間中に実施）、③主に修了生及び3年次生を対象とした答案練習会（後期実施）などがあり、選択科目ガイダンスも随時開催されている。

なお、年2回開催される本研究科と沖縄弁護士会との連絡協議会で、AAやオーダーメイドゼミ等の支援について検討し、連携を深めている。

イ 就職支援体制

司法試験合格者については、指導教員や実務家教員の協力のもと、ほぼ100%就職先が決定するが、法曹以外のキャリアプランについても学生に提供するため、裁判所職員による就職説明会も行っている。法曹養成のための専門職大学院であるため利用実績はほとんどないものの、全学的な機関として「キャリア教育センター」¹⁴²も設置されており、進路・就職相談等を行うことも可能となっている。

2 点検・評価

本研究科の指導教員制度やAA制度、沖縄弁護士会による学修支援プログラムなどは、手厚い学生へのアドバイス体制・支援体制であり、学生の満足度も高い。

3 自己評価

A

[理由]

アドバイス体制は非常に充実し、よく機能している。

4 改善計画

特になし。

¹⁴² A5-23 琉球大学グローバル教育支援機構キャリア教育支援部門（キャリア教育センター）規程3条。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

全体としての成績評価方針は、法務研究科規程第15条に定められており、また、その具体的な方法については、成績評価についての申合せ（令和4年2月9日研究科委員会決議）に定められている（具体的な内容は後記イで述べる。）。

法務研究科規程第15条の内容は以下のとおりである。すなわち、①成績評価は、定期試験（中間試験を含む）の成績、授業への出席状況、授業での発言、課題への取り組み等を考慮して行う。授業の3分の1以上を欠席した者には単位を与えない。②成績は、単位を与える水準に達している者（100点満点で60点以上の評点を取得し、到達目標に達した者）について、A、B、C及びDの4段階で相対評価する。相対評価の基準（割合）は、原則として、A10～20%、B20～30%、C40～50%、D10～30%とする。単位を与える水準に達していない者はF評価（不合格）とする。③選択科目については、絶対評価により成績を評価する。絶対評価の基準は、A90～100点、B80～89点、C70～79点、D60～69点とする。④性質上多段階での成績評価が適切でないと研究科委員会が認めた一部の授業科目¹⁴³については、その成績を合否のみで評価する。

このように、必修科目については、学生が単位を与える水準に達しているか否か（合否）の判定は絶対評価で行ったうえで、単位を与える水準に達している学生について、上記の割合によりA、B、C及びDの4段階で相対評価している。選択科目については、受講者数の極めて少ない授業科目がほとんどで、相対評価の基準（割合）を適用することが困難となっていることから、絶対評価によることとされている。この場合にも、厳格な成績評価の視点が守られていることはもちろんである。

本研究科全体としての成績評価方針は、学生が「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に定められたマインドとスキルのうち、各授業科目の履修により修得すべき法的知識・能力をどの程度修得したかを評価しようとするものである。なお、この点を明確にするため、令和4年度に法務研究科規程第16条を改正し、単位を与える水準に達している者について、「100点満点で60点以上の評点を取得し、到達目標に達した者」とした。

イ 成績評価の考慮要素

「成績評価についての申合せ」は、成績評価は到達目標の達成度とそれに至るプロセスを総合的に評価することによって行われるべきものであるこ

¹⁴³ 刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ、英米法研修ハイクプログラム及び首都圏研修プログラムである。A5-25 琉球大学大学院法務研究科規程15条5項についての申し合わせ（平成23年2月10日研究科委員会決定、令和元年3月6日最終改正）。

とを明らかにしたうえで、すべての授業科目について、定期試験またはこれに代わるレポートの配点を50～80%、小テスト（試験範囲を相当程度限定して行う簡易なもの）、課題への取組み、平常点（授業での発言・態度等を総合的に考慮するもの）などプロセスを評価する項目の配点を20～50パーセントとしている¹⁴⁴。

プロセスを評価する項目の組み合わせについては担当教員の裁量に委ねられているが、シラバスに（具体的な）評価の項目、割合及び評価の基準（何をどのように評価するものであるか）を明示することとしており、特に上記の平常点については、評価の視点を複数示すなどして、評価の基準を明示することと、学生に説明ができるように、できる限りその評価の根拠となる資料を作成・保管するように努めることが求められている。なお、出欠席に関する扱いについては、平常点の評価において出席状況を総合的な考慮に含めることはできるが、平常点が単なる出席点とならないように留意しなければならないこととなっている¹⁴⁵。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

上記のように、成績評価の区分は、A、B、C、D及びFの5段階である。学生が単位を与える水準に達しているか否か（合否）の判定はすべての授業科目について絶対評価で行い、単位を与える水準に達していない学生はF評価（不合格）とする。100点満点で60点以上の評点を取得することが単位修得（合格）のための条件である。そして、必修科目については、単位を与える水準に達している学生をA、B、C及びDの4段階で相対評価する。選択科目については、受講者数の極めて少ない授業科目がほとんどで、相対評価の基準（割合）を適用することが困難となっていることから、A、B、C及びDの評価も絶対評価による。

エ 再試験

再試験は、実施していない。

なお、病気、忌引きその他やむを得ない事由により定期試験を受験することができなかった学生については、原則として研究科委員会が定める追試験期間に追試験を実施している¹⁴⁶。追試験の受験を希望する学生は、定期試験実施日の2日後までに所定の追試験受験願を法科大学院係に提出し、その追試験受験願を教務委員会が審査し、追試験実施の可否を決定する¹⁴⁷。

¹⁴⁴ A5-24 成績評価についての申合せ2条。ただし、授業科目の性質上、刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ、英米法研修ハイプログラム及び首都圏研修プログラムは、定期試験を実施せず、平常点のみによって成績評価を行っている。

¹⁴⁵ A5-24 成績評価についての申合せ3条～5条。

¹⁴⁶ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程14条2項、A5-9 定期試験についての申し合わせ（平成21年10月7日研究科委員会決定、令和2年3月4日最終改正）5項。

¹⁴⁷ A5-9 定期試験についての申し合わせ6項・7項。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

各授業科目の具体的な成績評価基準については、すべての担当教員（専任教員以外の教員を含む）がシラバスの「評価基準と評価方法」の項目に記載しているほか、授業科目のなかには、履修マニュアル等を別途作成しより詳細な基準を公表している例もある。いずれも、本研究科全体としての成績評価方針に合致したものとなっている¹⁴⁸。

（2）成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

本研究科全体としての成績評価方針について定める法務研究科規程を、入学時に学生に配布される『法務研究科便覧』に掲載するとともに¹⁴⁹、各学期開始前にTKC教育支援システムに掲載される『授業シラバス集』の「履修案内」のなかにも成績評価方針についての記載がある¹⁵⁰。入学時の新入生オリエンテーションでも丁寧に説明している。

各授業科目の具体的な成績評価基準についても、『授業シラバス集』により学生に開示しているほか、科目によっては、TKC教育支援システム等を利用して別途詳細な基準を公表している例もある。

このように、本研究科全体としての成績評価方針、各授業科目の成績評価基準ともに、学生への周知が十分に図られているといえる。

（3）成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

各授業科目の単位修得の認定については、単位を与える水準に達していると認められた学生の成績評価（A～Dのいずれの評価とすべきか）を含め、各学期末に開催される成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）の承認を得て担当教員が行うこととしている¹⁵¹。

成績判定会議においては、各授業科目の担当教員が成績分布表を作成・提示のうえ、成績評価について提案する。そして、その成績評価案が本研究科全体としての成績評価方針及び当該授業科目の成績評価基準に合致しているか否かを最低でも3時間以上をかけて逐一審議し、場合によっては担当教員に成績評価の修正を求めることにより（修正後の成績評価についてもあらためて研究科委員会の承認が必要である）、成績評価の厳格性・客観性を担保している。専任教員以外の教員が担当する授業科目も、同様である。

また、必要に応じて、定期試験問題が当該授業科目に適切であるか否か、

¹⁴⁸ 授業シラバス集の編集にあたっては、教務委員会が各授業科目の成績評価基準が本研究科全体としての成績評価方針に合致しているかどうか点検している。5-1-1 (4) 参照。

¹⁴⁹ A3 令和5年度法務研究科便覧 48-60頁。

¹⁵⁰ A16-2 令和5年度前期授業シラバス集 5頁・12頁・18頁。

¹⁵¹ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 14条1項。

採点基準が妥当であるか否かなどの点について検討するために、成績判定会議に提出される成績分布表には、定期試験問題及びその解説・講評等（採点基準を含む）を添付することが合意されており、担当教員からその説明が併せて行われている。

なお、成績評価の透明性を確保すべく、定期試験の答案については、採点の痕跡を残すとともにその解説・講評等（採点基準を含む）を付して、学生に返却しなければならない。この点については後述する。

イ 成績評価の厳格性の検証

すべての授業科目についての成績分布表、定期試験問題及びその解説・講評等（採点基準を含む）は、成績判定会議の資料として、法科大学院係により一括して管理されている。定期試験の答案の写しは担当教員の管理下にある。

各授業科目の担当教員は、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に定められたマインドとスキルのうち、学生が当該授業科目の履修により修得すべき法的知識・能力の水準（分野別の「学修の指針」に具体的に示される到達目標）を念頭に置いて定期試験問題を作成し、答案を採点している。定期試験問題及びその解説・講評等を成績判定会議の資料として提出することが、間接的に出題レベルの適切さを担保している。

成績評価については、担当教員に一任せず、成績判定会議の承認を要することとし（場合によっては成績評価の修正を求めることがある）、組織的な検証を行うことにより、その厳格性は担保されているといえる。

ウ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた成績評価の実施とその検証

各授業科目の担当教員は、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に定められたマインドとスキルのうち、学生が当該授業科目の履修により修得すべき法的知識・能力の水準（分野別の「学修の指針」に具体的に示される到達目標）を念頭に置いて定期試験問題を作成し、答案を採点している。成績評価については、担当教員に一任せず、成績判定会議の承認を要することとし（場合によっては成績評価の修正を求めることがある）、組織的な検証を行うことにより、その客観性は担保されているといえる。

なお、定期試験の答案については、採点の痕跡を残すとともにその解説・講評等（採点基準を含む）を付して、学生に返却しなければならない。これにより、定期試験問題の出題の狙い（出題意図）を学生に示している。

エ 再試験等の実施

再試験は、実施していない。

なお、追試験については、定期試験と同じ条件のもとで厳格に実施してい

る¹⁵²。

(4) 特に力を入れている取り組み

成績評価の厳格性を高めるため、本研究科全体としての成績評価方針である相対評価基準（割合）及び絶対評価基準を定め、各授業科目の成績評価はこの方針に従うことを徹底している。専任教員以外の教員に対しても文書を送付して理解を求めている。また、各授業科目の単位修得の認定については、担当教員に一任せず、単位を与える水準に達している学生の成績評価（A～Dのいずれの評価とすべきか）を含め、成績判定会議の承認を要することとしている。実際の成績判定会議においても、担当教員の成績評価案が本研究科全体としての成績評価方針及び当該授業科目の成績評価基準に合致しているか否かを逐一審議し、場合によっては担当教員に成績評価の修正を求めることにより、成績評価の厳格性・客観性を追求している。

(5) その他

前回の認証評価で、一部の科目でプロセスの評価（特に平常点）について適切に行われているか疑問があるとの指摘があり、この点について各教員の認識に若干の齟齬があると考えられたことから、FD 会議における検討、意見交換を経て、令和4年度に「成績評価についての申合せ」を新たに作成し、認識・運用の統一を図った。

2 点検・評価

本研究科全体としての成績評価方針及び各授業科目の成績評価基準は、厳格かつ適切であり、また学生に対して十分に開示されている。実際の成績評価も、毎学期、成績判定会議の長時間の審議を経るなど、これらの方針・基準に従って厳格かつ客観的に行われている。また、定期試験問題及びその解説・講評等（採点基準を含む）を成績判定会議の資料として提出しなければならないことで、一定程度、定期試験問題の適切さが担保されている。プロセスを成績評価の考慮要素とすることとその割合及び方法が申合せによって明確にされ、各授業科目のシラバスにも明示されている。

答案返却は、ほとんどの科目で申合せ通りに行われているが、一部の科目について返却の遅延が散見されており、改善する必要がある。

3 自己評定

A

[理由]

成績評価基準は、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべて

¹⁵² 追試験を受験した学生の成績評価については、原則としてB評価を限度とすることとしている（A5-9 定期試験についての申し合わせ8項）。もっとも、コロナ禍の令和3年度及び令和4年度はこの制限を適用しなかった。

の科目について学生への事前開示が徹底し、成績評価が厳格に実施されている。

4 改善計画

令和5年度前期から、MS Forms を利用して、答案返却が申合せどおりに行われているかを把握する体制を整えることとした。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

1 現状

(1) 修了認定基準

本研究科における教育課程の修了要件は、法務研究科規程第 17 条に定められており、本研究科に 3 年以上在学し、所定単位数を修得し、かつ修了時において履修登録したすべての授業科目の GPA が 2.0、法律基本科目（必修科目及び選択必修科目に限る）の GPA が 1.8 を満たすことである¹⁵³。必要単位数は、基本データ表(15)のとおりである¹⁵⁴。

2 年次への進級要件は、法務研究科規程第 16 条に定められており、1 年次に配当された法律基本科目（選択科目及び先行して履修した 2 年次配当科目を除く。）について 20 単位以上を修得し、単位を修得した法律基本科目（選択科目及び先行して履修した 2 年次配当科目を除く。）のうち成績上位の 20 単位分¹⁵⁵の授業科目の GPA が 1.6 を満たし、かつ共通到達度確認試験において全国の上位 80%以内の成績を取得することである¹⁵⁶。

このように、学生が本研究科の教育課程を修了するためには、所定の単位を修得するだけでなく、修了時における GPA が所定の数値を超えていなければならない。GPA の要件については、履修登録したすべての授業科目の GPA と法律基本科目の GPA との二本立てとなっているところに大きな特色がある。法律基本科目をやや重視し、そのみの GPA を 1.8 と定めるとともに、その他の授業科目も軽視することがないように、すべての授業科目の GPA も併せて設定している。選択科目は、受講者数が極めて少ない科目が多いことから、成績評価にあたって絶対評価の方法を採用しており¹⁵⁷、すべての授業科目の GPA は、法律基本科目の GPA よりも若干高い 2.0 を要求している。

研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院（他の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、30 単位を超えない範囲で入学後に授業科目の履修により修得したものとみなすことができる¹⁵⁸。また、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授

¹⁵³ GPA の算出方法については、A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 15 条 4 項参照。なお、性質上多段階での評価が適切でないと思われる一部の授業科目（刑事模擬裁判、民事模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップ、英米法研修プログラム及び首都圏研修プログラム）については、その成績が合否のみで評価されるため、GPA の対象外となる。A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 15 条 5 項、A5-25 琉球大学大学院法務研究科規程第 15 条第 5 項についての申し合わせ（平成 23 年 2 月 10 日研究科委員会決定、令和元年 3 月 6 日最終改正）。

¹⁵⁴ 令和 5 年度未修者入学生、令和 6 年度入学生については、前記 5-1-1 (6) のとおりである。

¹⁵⁵ GPA の要件については、修得単位数の多寡による不合理を回避すべく、成績上位の 20 単位で算出することとしている。

¹⁵⁶ なお、法律基本科目のうち演習科目（2 年次または 3 年次配当）及び応用演習科目（3 年次配当）については一定の履修条件を課しており、1 年次から 2 年次への進級のみならず、2 年次から 3 年次への進級についても、この制度が実質的な進級要件として機能することが期待されている。

¹⁵⁷ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 15 条 3 項。

¹⁵⁸ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程 8 条。

業科目について修得した単位は、研究科委員会の議を経て、34 単位を超えない範囲で選択科目の単位を修得したものとみなすことができる¹⁵⁹。外国の大学院の授業科目を履修し修得した単位もその対象となる¹⁶⁰。ハワイ大学ロースクールへ留学した学生について、その例がある。

法学既修者については、研究科委員会の議を経て、修了要件のうち、在学期間について1年間在学し、修得単位数について1年次に配当された法律基本科目（必修単位に限る）29 単位（在学中受験資格の認定を受けようとする場合には、2年次配当科目の4 単位を加えた33 単位のうち31 単位）の全部または一部を修得したものとみなすことができる¹⁶¹。令和4 年度に法学既修者として2年コースに入学した4名の学生についてみると、在学中受験資格の認定を希望した3名が、単位認定試験を経て31 単位を、希望しなかった1名が「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」を除く25 単位を修得したものとみなされ、また、令和5 年度に法学既修者として2年コースに入学し、在学中受験を希望した1名の学生は、単位認定試験を経て31 単位を認定された。

本研究科においては、第5 分野で言及したように、インターナショナル・ロイヤー・コースを設置している¹⁶²。このコースを選択した学生が修了するためには、基礎法学・隣接科目について所定の授業科目2 単位以上、展開・先端科目について所定の授業科目8 単位以上を修得しなければならない¹⁶³。これまでに7名の学生がこのコースを選択のうえで修了した。

上記修了要件を満たし本研究科を修了した学生は、修了の時点で、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に定められたマインドとスキルについて、それぞれ法科大学院修了者に値する水準以上のものを修得していると認められる。

（2）修了認定の体制・手続

教務委員会において、修了判定対象者が上記修了要件を満たしているか否かについて原案（修了判定資料）を作成したうえで¹⁶⁴、琉球大学大学院法務研究科委員会規程第3 条第1 項第1 号に基づき、研究科委員会で審議し修了認定者を決定する¹⁶⁵。進級判定についても同様である（根拠規定は同規程3 条2 項4 号）。前記（1）記載のとおり、本研究科では、共通到達度確

¹⁵⁹ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程5 条1 項3 項。現在、九州大学法科大学院（当初は九州地区の3 法科大学院）及び中央大学法科大学院との間で教育連携協定が締結されている。

¹⁶⁰ A5-26 琉球大学大学院法務研究科規程第6 条についての申し合わせ（平成24 年3 月28 日研究科委員会決定、平成30 年3 月22 日改正）1 項。現在、ハワイ大学ロースクールとの間で学術交流協定が締結されている。

¹⁶¹ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程18 条1 項。

¹⁶² A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程3 条2 項、A5-13 インターナショナル・ロイヤー・コースについての申し合わせ（平成22 年11 月24 日研究科委員会決定、令和元年3 月6 日改正）1 項。5-1-1（2）参照。

¹⁶³ A5-1 琉球大学大学院法務研究科規程11 条2 項・別表1。

¹⁶⁴ A5-3 法務研究科における各種委員会・委員の設置及び所掌事項に関する申し合せ（平成23 年3 月23 日研究科委員会決定、令和5 年4 月12 日最終改正）1 項2 号。

¹⁶⁵ A5-1 琉球大学大学院法務研究科委員会規程3 条1 項1 号。

認試験の成績も活用した 2 年次への進級制度を設け、修了要件、進級要件について GPA を考慮することとして、厳格な修了認定を実施している。

(3) 修了認定基準の開示

法務研究科規程及び修了要件に関連する各種申し合わせを『法務研究科便覧』に掲載するとともに¹⁶⁶、各学期の『授業シラバス集』の「履修案内」のなかにも修了要件及び進級要件についての記載がある¹⁶⁷。入学時の新入生オリエンテーションでも丁寧に説明している¹⁶⁸。修了要件及び進級要件については、学生への開示が十分に行われているといえる。

なお、法科大学院志願者向けには、ホームページで案内しているほか、各種の入試説明会の場でも説明している。

(4) 修了認定の適切な実施

ア 修了認定の実施状況

令和 4 年度修了判定においては、対象者が 13 名（平成 30 年度入学者 2 名、令和元年度入学者 3 名、令和 2 年度入学者 6 名、令和 3 年度入学者 2 名）、修了認定者が 7 名（令和元年度入学者 3 名、令和 2 年度入学者 3 名、令和 3 年度入学者 1 名）であった¹⁶⁹。修得単位数の最多は 97 単位、最小は 94 単位、平均は 95.4 であった。なお、令和 2 年度入学者の修了に必要な単位数は研究科規程上は 93 単位（法律基本科目 70 単位、実務基礎科目 1 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 18 単位）であるが、法律基本科目以外の科目を 24 単位以上修得するように履修指導を徹底し、修了者全員が 24 単位以上を修得した。

修了予定であったにもかかわらず修了認定されなかった者は 6 名（平成 30 年度入学者 2 名、令和 2 年度入学者 3 名、令和 3 年度入学者 1 名）であり、いずれも修了に必要な単位数を修得できていないことが理由であった。なお、6 名のうち 3 名は長期履修生であり、次年度以降に終了する予定の履修計画を立てていた学生である。

令和 4 年度進級判定においては、対象者が 11 名（令和 2 年度入学者 2 名、令和 4 年度入学者 9 名）、進級認定者が 9 名（令和 4 年度入学者 9 名）であった¹⁷⁰。進級できなかった者は 2 名（令和 2 年度入学者 2 名）であり、いずれも進級に必要な単位数を修得できていないことが理由であった。

修了判定及び進級判定は、上記修了要件を満たしているか否かにより、客観的かつ適切に行われた。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえた修了認定の実施とその検証

¹⁶⁶ A3 令和 5 年度法務研究科便覧 48-65 頁。

¹⁶⁷ A16-2 令和 5 年度前期授業シラバス集 4 頁・10 頁等。

¹⁶⁸ A17 履修科目選択のオリエンテーション資料。

¹⁶⁹ A29 令和 4 年度第 19 回法務研究科委員会（令和 5 年 3 月 8 日）資料（修了判定）。

¹⁷⁰ A76 令和 4 年度第 20 回法務研究科委員会（令和 5 年 3 月 22 日）資料（進級判定）。

各授業科目の担当教員は、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に定められたマインドとスキルのうち、学生が当該授業科目の履修により修得すべき法的知識・能力の水準（到達目標。新たに制定された分野別の「学修の指針」に具体的に示される）を念頭に置いて定期試験問題を作成し、答案を採点している。成績評価については、担当教員に一任せず、成績判定会議の承認を要することとし、組織的な検証を行うことにより、その客観性は担保されているといえる。修了判定は、各授業科目についての成績評価の結果を集積して行われることから、修了要件を満たし本研究科を修了した学生は、修了の時点で、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」に定められたマインドとスキルについて、それぞれ法科大学院修了者に値する水準以上のものを修得していると認められる。

なお、積み上げ式教育を徹底するために導入している 1 年次から 2 年次への進級制度や、演習科目及び応用演習科目に課されている履修条件は、学生が法律基本科目について着実に学力を涵養するうえで有意義な制度である。また、3 年次に開設される応用演習科目は、各分野の総仕上げとして、法的知識・能力を法科大学院修了者に値する水準にまで到達させるための授業科目である。

もっとも、本研究科では、司法試験合格率が全法科大学院平均の半分未満である年度が過去 5 年間に 2 年あった。前記 5-2-1 (1) アのとおり、応用演習科目は高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を演習形式（双方向・多方向型）で深く検討することにより、法的知識・能力を法科大学院修了者に値する水準にまで到達させるという各分野の総仕上げの科目と位置付けられ、例えば公法応用演習は憲法と行政法など、分野ごとに複数の「科目」を組み合わせたものとなっており、総合成績によって単位認定を行ってきた。そのため、特定の「科目」の定期試験の得点が低くても他の「科目」の得点が高いために単位認定される学生が一定数おり、法的知識・能力を法科大学院修了者に値する水準にまで到達させるという応用演習科目の役割が十分に発揮されていない面があった。そこで、未修者については令和 5 年度入学者から、既修者については令和 6 年度入学者から、応用演習科目を「科目」ごとに分離し、法科大学院修了者に値する水準に到達しているかどうかをより厳格に評価できるようにカリキュラム改正を行った¹⁷¹。

(5) 特に力を入れている取り組み

本研究科の修了者が法科大学院修了者に値する水準の法的知識・能力を有していることを保証するため、修了要件に所定の単位の修得に加え GPA に関する基準（履修登録したすべての授業科目の GPA と法律基本科目の GPA との二本立てである）を採用している。また、入学から修了までの積み上げ式

¹⁷¹ A62 令和 4 年度第 17 回法務研究科委員会（令和 5 年 2 月 8 日）資料（令和 5 年度カリキュラム改正）。

教育の実践により学生が着実に学力を涵養することができるように、1年次から2年次への進級制度を導入するとともに、法律基本科目のうち演習科目及び応用演習科目には一定の履修条件を定めている。

また、前記(4)のとおり、応用演習科目についてのカリキュラム改正を行い、法科大学院修了者に値する水準に到達しているかどうかをより厳格に評価できるようにした。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科における修了要件及び進級要件は明確であり、その内容も適切であるといえる。また、学生に対して十分に開示されている。修了判定及び進級判定の体制・手続についても問題はない。

3 自己評価

A

[理由]

修了認定の基準・体制・手続の設定、修了認定基準の開示のいずれも非常に適切であり、修了認定が適切に実施されている。

4 改善計画

特になし。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本研究科においては、定期試験に関する解説・講評、答案の返却制度、及び学生が履修科目にかかる成績評価に対して疑義を申し出、またこれについての担当教員による説明に不服を申し立てる制度が設けられている。成績評価を受けた学生が担当教員からその理由の説明を受け、必要に応じてその説明に異議を申し立て再評価を受ける機会を保障するためである。

これらの制度の概要及びその運用の状況は、以下のとおりである。

(ア) 定期試験に関する解説・講評、答案の返却

定期試験（追試験を含む）の答案については、採点の痕跡を残すとともにその解説・講評等（採点基準を含む）を付して、研究科委員会が定める期限までに学生に返却しなければならないこととされている¹⁷²。なお、定期試験に関する解説・講評等は、成績判定を目的とする研究科委員会（成績判定会議）に提出される成績分布表に定期試験問題とともに添付することとなっている¹⁷³。

(イ) 成績評価に対する疑義の申し出

「成績評価不服申立手続についての申し合わせ」（平成21年12月16日研究科委員会決定、令和3年8月20日改正）の2条から4条までに定めている。すなわち、①学生が履修科目にかかる成績評価に疑義がある場合には、学年歴で定められた成績開示日から10日を経過する日までに所定の成績評価説明願を法科大学院係に提出する¹⁷⁴。②法科大学院係は、成績評価確認願を受理した場合は、速やかに担当教員に送付する。③担当教員は、送付を受けた日から5日を経過する日までに、成績評価確認願の教員回答欄に所定の事項を記入し法科大学院係に送付する。④法科大学院係は、担当教員から回答があった場合、速やかに当該学生に通知する。⑤担当教員が成績評価を訂正しようとする場合には、研究科委員会においてその是非について慎重に審議する。

申し合わせ改正後の令和3年度前期に2名の学生から合計6件、同年度後期に2名の学生から合計3件、令和4年度前期に3名の学生から合計3件の成績評価確認願が提出されている。このうち、令和3年度前期の1名（1件）の学生と、同年度後期の1名の学生（1件）については、上記⑤の手続を経て成績評価を変更した。また、同学期の1名の学生は、不服申立てを行った。

(ウ) 担当教員による説明に対する不服申立て

「成績評価不服申立手続についての申し合わせ」の5条から7条までに定めている。すなわち、①担当教員による回答に不服がある学生は、その通知を受けた日から5日を経過する日までに所定の成績評価不服申立書を法

¹⁷² A5-9 定期試験についての申し合わせ9項

¹⁷³ 8-1-1 (3) ア参照。

¹⁷⁴ 令和2年度までは担当教員に直接申し出ることも認めていたが、全学の方式に合わせるために申し合わせを改正し、令和3年度からは法科大学院係に提出させることとした。

科大学院係に提出しなければならない。②学生から不服申立てがあった場合には、研究科長は、その指名する 3 名の委員によって構成される審査委員会を設置する。③審査委員会は、成績評価について必要な審査を迅速に行い、審査結果を研究科委員会に書面で報告する。審査にあたっては、不服申立てをした学生及び担当教員の陳述を聴かなければならない。④研究科委員会は、審査委員会による報告に基づき、不服申立ての是非について慎重に審議する。⑤研究科長は、研究科委員会における審議の結果を最終結果として成績評価決定書に取りまとめ、これを、不服申立てをした学生及び担当教員に通知する。

担当教員による説明に対する不服申立ては、平成 30 年度前期に 1 件、令和 4 年度前期に 1 件あり、それぞれ審査委員会が設置された。平成 30 年度前期の分については棄却されたが、令和 4 年度前期の分については、不服に理由があるとして、成績評価が変更された。後者については、審査の過程において、審査委員会から担当教員に対し採点基準に疑問がある旨を伝えられ、これを受けて担当教員において採点基準を見直し、これによって改めて採点をした結果を踏まえて成績評価を変更した。なお、担当教員が、他の学生についても見直した採点基準によって改めて採点をし、評価の上がる学生については成績評価を変更したい旨を研究科委員会に申し出たため、他の 3 名の学生についても成績評価が変更された。

イ 異議申立手続の学生への周知等

「成績評価不服申立手続についての申し合わせ」を『法務研究科便覧』に掲載するとともに¹⁷⁵、各学期の『授業シラバス集』の「履修案内」のなかにも成績評価不服申立手続についての記載がある¹⁷⁶。成績評価に対する異議申立手続については、学生への周知が十分に図られているといえる。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定・実施

本研究科においては、修了判定に対する学生からの異議申立手続が設けられている。修了判定は、上記のように在学期間、修得単位数及び GPA という客観的な要件を満たしているか否かにより行われるが¹⁷⁷、単位数の集計や GPA の算出にあたって起こり得る万が一の過誤に対応するためである。

この異議申立手続については、「修了判定不服申立手続についての申し合わせ」（平成 22 年 6 月 23 日研究科委員会決定）に定められている。すなわち、①修了判定に不服がある学生は、研究科委員会における修了判定の結果が通知された日の 2 日後までに所定の修了判定不服申立書を法科大学院係に提出しなければならない。②学生から不服申立てがあった場合には、研究科委員会において 3 名の委員で構成される審査委員会を設置し、審査委員会が修了判定について必要な審査を行う。審査にあたっては、不服申立てを

¹⁷⁵ A3 令和 5 年度法務研究科便覧 70-73 頁。

¹⁷⁶ A16-2 令和 5 年度前期授業シラバス集 10 頁。

¹⁷⁷ 8-2-1 (1) ア参照。

した学生の陳述を聴かなければならない。③研究科委員会は、審査委員会による審査の結果についての報告に基づき、不服申立ての是非について慎重に審議する。④研究科長は、研究科委員会における審議の結果を修了判定決定書に取りまとめ、これを不服申立てをした学生に交付しなければならない。

「修了判定不服申立手続についての申し合わせ」は、平成 22 年度前期から適用されているが、これまでのところ修了判定に対して学生から不服が申し立てられた例はない。

なお、2 年次への進級判定についても、万が一の過誤に対応するため、「進級判定不服申立手続についての申し合わせ」（平成 30 年 8 月 8 日研究科委員会決定）を定めている。その手続は、修了判定に対する学生からの異議申立手続と同様である。

イ 異議申立手続の学生への周知等

「修了判定不服申立手続についての申し合わせ」を『法務研究科便覧』に掲載し¹⁷⁸、また、修了判定の結果の通知にあたっては学生に不服申立ての期限について案内している。修了判定に対する異議申立手続については、学生への周知が十分に図られているといえる。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

定期試験に関する解説・講評、答案の返却制度、及び学生が履修科目にかかる成績評価に対して疑義を申し出、またこれについての担当教員による説明に不服を申し立てる制度が明確に設けられ（学生への開示も十分である）、これらの制度は適切に運用されている。修了判定に対する学生からの異議申立手続も明確に設けられ（学生への開示も十分である）、その運用は適切である。

3 自己評定

A

[理由]

成績評価及び修了認定の説明や異議申立手続の整備、学生への周知等のいずれも非常に良好である。

4 改善計画

¹⁷⁸ A3 令和 5 年度法務研究科便覧 76-77 頁。

令和5年度前期から、MS Forms を利用して、答案返却が申合せどおりに行われているかを把握する体制を整えることとした。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成（総合評価及び適合認定）

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈総合評価及び適合認定〉

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

(ア) 本法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

本研究科の考える法科大学院修了者の備えるべき法曹に必要なマインドとスキルは、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」（以下、「修得内容」ともいう）¹⁷⁹に示されているとおりである。

【法曹に必要なマインド】

- ①法曹としての使命・責任を自覚していること
- ②法曹として職務を遂行するに当たり要求される倫理原則について理解するとともに、これを実践できる高い倫理観を有していること

【法曹に必要なスキル】

- ①基礎的法的知識—基礎的な法分野についての深い法的知識を有していること
- ②専門的法的知識—応用的な分野や先端的な法律問題についても関心を持ち、少なくともこれらの分野のうちの1つ以上については、専門的な法的知識を有していること
- ③法情報調査力—必要な情報を漏れなく、かつ迅速に調査する能力を身に付けていること
- ④事実調査能力・事実認定能力—解決すべき問題に関する情報を適切に収集する能力及びそこで得られた資料を分析して事実関係を正しく把握する能力を身に付けていること
- ⑤法的分析・推論能力—解決案の策定に向けて的確に法的分析・推論を行い、その適用等を経て妥当な法的結論を導き出す能力を身に付けていること
- ⑥創造的・批判的検討能力—現行の法制度や実務を、適正かつ根本的な問題解決という視点から批判的に検討し、発展させていくための創造的な提案をする能力を身に付けていること
- ⑦法的議論・表現・説得能力—法的議論を展開し、理論的、説得的に自らの意見を表明できる能力及び第三者に対し、口頭または文書によって、問題解決に向けての自らの意見を解りやすく伝える能力を身に付けていること
- ⑧コミュニケーション能力—カウンセリング・面接・交渉・メディエーション等の問題解決のために必要とされるコミュニケーションの技法や能力

¹⁷⁹ A-31-1。

を身に付けていること

⑨問題解決能力—以上に掲げた能力を駆使し、社会に生起する様々な事象に関して何が問題かを発見し、その解決策を策定、提示し推進することのできる能力を身に付けていること

本研究科が考えている上記2つのマインド・9つのスキルは、貴財団の考えている2つのマインド・7つのスキルと実質的には同一である。貴財団が考えている「法的知識」を、「基礎的法的知識」、「専門的法的知識」及び「法情報調査力」の3つに分けてより具体的なものとし、また、問題解決能力を他のすべてのスキルを踏まえた総合的な能力という位置付けで最後に記載するなどの整理を試みたものである。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

本研究科では、法曹に必要なマインド・スキルや、本研究科の学生が最低限修得すべき内容等について平成25年6月26日から同年7月24日までの3回にわたり研究科委員会において審議し、これを上記の「修得内容」として書面化し、同年7月24日の研究科委員会において承認し、教員間の認識を共通にするように努めた。

この「修得内容」については、少なくとも5年に1回、到達目標の達成度、進級率・修了率、司法試験合格率を含む修了生の進路等も踏まえながら、研究科委員会においてその妥当性について再検討し、必要に応じて改訂することとされていることを踏まえて、FD委員会等での検討を経て、平成29年度末の研究科委員会で見直しがなされた（平成30年3月7日研究科委員会承認）。

その後、沖縄弁護士会法科大学院特別委員会にも内容を開示して、協議会の場において意見を求めたり¹⁸⁰、FD委員会等での検討を経るなどしたが、本研究科が設定している法曹に必要なマインドとスキルについてはある程度普遍的なものであることもあり、特段の意見はなかったため、現時点では、特に見直しはされていない。

(ウ) 科目への展開

「修得内容」に掲げたマインドとスキルは、全ての科目・授業において涵養していくべきものであるが、科目によりその比重は異なるので、その養成方法に関する基本的な考え方を以下のようにまとめている。

①法律基本科目のうち講義科目は、主に、基礎的法知識の基本的部分とそれをベースにした法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を養成する。なお、基礎的法知識の基本的部分は、各科目の共通的到達目標の基本的部分である。

¹⁸⁰ A-66 沖縄弁護士会との連絡協議会（平成30年11月28日）議事要旨。

②法律基本科目のうち演習科目は、主に、基礎的法知識のうち重要なものについてさらに理解を深めるとともに、より高度な法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を養成する。また、具体的な事案を検討する中で、法情報調査力、創造的・批判的検討能力の基礎を養成し、さらに総合力としての問題解決能力の基礎を身に着けさせる。なお、基礎的法知識のうち重要なものについてさらに理解を深めるとは、各科目の共通的到達目標の要求する理解度の水準に到達させることを意味する。

③実務基礎科目は、主に、事実調査能力・事実認定能力、コミュニケーション能力等の法曹としての専門技能に関する基礎的部分を修得させるとともに、法曹としての責任感・倫理観を養成する。また、実際の事件に近い事案を検討させる中で、より実践的な法的知識、法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力を身に付けさせ、これらを総合した問題解決能力の基礎を身に付けさせる。

④基礎法学・隣接科目、展開・先端科目は、主に、基礎法や比較法あるいは専門的な分野に関する法的知識とそれをベースとした法的分析・推論能力並びに法的議論・表現・説得能力等を身に付けさせるとともに、特に「地域にこだわりつつ、世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹」を養成するための科目も設け、この分野に関する専門的な法的知識とともに、グローバルで性の多様性を尊重する法曹として必要なマインドとスキルも併せて養成する。

以上については、「修得内容」の4項に「マインドとスキルの養成方法に関する基本的な考え方」として明示されており、それにより教員間で共有するようにしている。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 本法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

上記アの2つのマインドと9つのスキルは、法曹一般に必要なマインドとスキルであり、本研究科の学生が修了するまでに修得すべき内容そのものではない。そこで、司法修習及び法曹資格取得後の継続教育やオン・ザ・ジョブ・トレーニングとの役割分担を踏まえ、かつ、本研究科の教員や学生にとってより具体的で分かりやすいものにするために、これを本研究科の学生が修了までに修得すべき内容程度のものに引き直して設定している。

また、本研究科の教育理念が、「地域にこだわりつつ、世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹」の養成であることから、上記アのマインドとスキルに、「地域にこだわりつつ、世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹」としてのマインドとスキルを付け加えたものを本研究科の学生が修了するまでに最低限修得すべき内容としている。

なお、平成22年年9月に公表されている「共通的到達目標モデル（第二

次案修正案)」で示されている内容は、本研究科で要求している最低限修得すべき内容を具体化したものであり、本研究科の学生が最低限修得すべきスキルの一部として位置付けている。

以上については、「修得内容」の2項と3項に、「最低限修得すべき『マインド』について」と「最低限修得すべき『スキル』について」として明示されている。

(イ) 本法科大学院による検討・検証等

「修得内容」として書面化し、その策定、検証作業を通じて教員間の認識の共通化を図っている。設定内容の検証については、上記(1)ア(イ)に記載したとおりであり、「修得内容」全体について検証を行っている。

(ウ) 科目への展開

本研究科では、各科目で目標とされるべき水準について、分野別に「学修の指針」¹⁸¹と「共通的な到達目標モデルと本研究科との対応状況」¹⁸²という2つの書面を作成している。「学修の指針」は、体裁は分野ごとに若干異なるものの、各分野で、どのような内容をどの科目を通じてどのように修得していけばよいかを示すものであり¹⁸³、「共通的な到達目標モデルと本研究科との対応状況」は、「共通的到達目標モデル(第二次案修正案)」と、その公表後に行われた法改正や、新たな重要判例を踏まえて、本研究科の学生が当該分野で最低限修得すべき法的知識の内容と水準を示すものである。

なお、この両者については、FD会議での検討を経て、令和4年10月12日に改訂されている。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況及び法曹養成教育の達成状況

本研究科での授業については、これまでも、「修得内容」に示されている資質の多くについて、それを修得させるような授業を行ってきたといえる。また、「修得内容」及びこれに関連する書面の作成、検証、改訂作業を通じ、そこに示されている資質の養成ということを明確に意識して授業を行う必要があるとの認識についても、かなり共有化されている。

入学者選抜については、「修得内容」を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、面接試験及び長文読解の要素を含む記述式試験(小論文)で、法曹に必要なマインド・スキルの素養を測定している。既修者コースの試験に

¹⁸¹ A-31。

¹⁸² A-31。

¹⁸³ 例えば、憲法分野では、当該分野において最低限修得すべきことについて以下の4点を挙げている。

(1) 統治機構と基本的人権の保障からなる憲法学の領域全体について、自ら条文の基本的解釈を実践しながら、主要な判例及び学説に関する基礎的法的知識を修得すること

(2) 憲法に関連する様々な法制度を体系的に理解すること

(3) 具体的事案のなかから法的論点を発見する能力を涵養すること

(4) 上記の知識を踏まえて、自らの思考の過程を文章によって理論的、説得的に表現する能力を涵養すること

おける法律問題の作成・採点についても、全科目について一通りの知識を有する実務家教員がメンバーに加わっている入試委員会と出題者との間でやり取りを行い、問題の質や量、文章表現の適切性、科目間の難易度の調整を行い、採点についても、入試委員によるチェックを適宜行っている。

学習環境についても、AA 制度の組織的な運用が定着してきたことから、AA の関与を通じて、「修得内容」に沿ったものとするための改善がなされている。学生支援員会主導による資料室の図書整備、大学本部の協力を得ての冷房装置の早期入れ替え、遠隔授業を円滑に行うための機器の整備など、前回の認証評価時よりも、学習環境のハード面も大幅に改善した。

カリキュラム、成績評価、修了認定についても、FD 活動を通じて、「取得内容」に沿ったものとなっているかの検証を行っており、到達度をより厳格に確認することを目的とする応用演習を科目ごとに分離するカリキュラム改正や、プロセスの評価に関する教員の認識を統一することを目的とする「成績評価についての申合せ」の策定が行われてきた。

もっとも、本研究科では、過去5年間に2度、司法試験合格率が全法科大学院平均の半分未満の年があった。本研究科では、その原因を①短答式試験の合格率が低迷していること、②法的文書作成に困難さを感じる未修者が多いこと、③コロナ禍で、本研究科の強みである学生同士あるいは教員と学生とのつながりが弱くなってしまったこと、④直近修了者以外の修了者の合格率が過去に比べて低下していることなどにあると考え、従前の取り組みに加え、司法試験対策WGを設置し、沖縄弁護士会と連携して、入学後早い段階で短答式試験や論文式試験を解かせる試み（①への対応）、法律基本科目の選択科目として問題研究科目の新設（②への対応）、指導教員を4人とする指導教員制度の改革（③への対応）、修了生を主な対象者とする学習会の開催（④への対応）などの取り組みを行っている。また、人文社会学部法学プログラムとの連携を深め、入学生の多くを占めるに至っている同プログラムの在学生に対し、早期から高度な教育を提供している。未だ、その成果が十分に現れているとはいえないものの、これらの取り組みにより、今後の司法試験合格率の改善に結びついていくことが期待される。

（3）特に力を入れている取り組み

本研究科の教育理念の1つであるインターナショナル・ロイヤーを養成する観点から、「インターナショナル・ロイヤー・コース」を設けている。このコースを選択した学生は、国際性の涵養のため、基礎法学・隣接科目において、「アメリカ法」「アメリカ憲法」「日米関係」「中国法」「法律基礎英語Ⅰ」「法律基礎英語Ⅱ」から4単位以上、また展開・先端科目において、「国際法」「国際社会と法」「国際私法」「国際取引法」「米軍基地法」「英米法研修ハワイプログラム」「外書講読Ⅰ」「外書講読Ⅱ」から8単位以上を修得しなければならないものとしている。そのうち、本研究科の学生がハワイ大学ロースクールにおいて約2週間の研修プログラムを受講する「英米法研修ハワイプログラム」は、開設以来毎年実施している本研究科の看板科目の1つになっており、コロナ禍でも、現地派遣に代替するプログラムを実施

した。このコースを選択しない学生にも、国際性を涵養するためのこれらの科目を履修できるようにしている。

地方の小規模法科大学院ではあるが、インターナショナル・ロイヤーを養成するための科目を多数開講し、国際性の涵養に特に力を入れている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科は、小規模であることのメリットを活かした教員の熱心で親身な指導、献身的な運営を行っている。多様な経歴を有する個性的な学生を多く受け入れており、学年を越えた交流も行われていて、自学自修を支える重要な要素にもなっている。平成25年度から導入された長期履修制度も多様な学生の勉学を支える役割を果たしつつあり、意欲的な学生を受け入れるのに十分な学習環境を用意している。学習環境のハード面の改善も進んでいる。

地域に密着するとともに、沖縄の特性に応じた国際性を求めたグローバルという造語によって示されている理念ないし目指すべき法曹像についても、その具体的な周知がかなり浸透してきている。その地域性という面では、沖縄弁護士会をはじめ多くの充実した地域からのバックアップに支えられてもいる。性の多様性を尊重するという法曹像についても、性の多様性の尊重と法の開講、独立したオリエンテーションの開催、各種シンポジウムの実施など、これを確立し周知するための意欲的な試みがなされている。

そのような中で、本研究科は、貴財団の示す2つのマインドと7つのスキルをも参照しながら、「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」を設定し、さらに分野別の「学修の指針」と「共通的な到達目標モデルと本研究科との対応状況」という2つの書面を作成し、各科目への展開を図っている。これらの設定・改訂の際のFD会議や研究科委員会での議論を通して、マインドとスキルを養成する教育の重要性について所属全教員の認識を共通にする努力も行われている。また、これらの作業を通じて、入学者選抜、カリキュラム、成績評価、修了認定、学習環境など授業以外のことがらについても改善が進んでいる。

国際性の涵養という点でも、特色ある取り組みが行われている。

本研究科の継続的な課題である「事実的な対応ではなく、組織的・系統的な運営の徹底」という点でも、委員会の再編、各種WGの設置など、組織整備が進み、法曹志望者の減少問題への取り組みや加算プログラムへの対応等を経て、組織的な取り組みもかなり充実してきた。

もっとも、入試成績から、入学後の学修状況、修了後の司法試験の合不合の相関関係といった追跡調査については、履修カルテの整備によりその基本デ

一タを継続的に管理する体制は整えたものの、実際の調査分析は行っていない。また、「事実的な対応ではなく、組織的・系統的な運営の徹底」という点でも、委員の交代によって取扱いが大きく変動することがしばしばあり、十分とはいえない面が残っている。小規模法科大学院ゆえの課題であり、完全に払拭するのは困難ではあるが、継続して取り組んでいく必要がある。

3 自己評価

B

[理由]

法曹教育への取り組みが、良好に機能している。

4 改善計画

履修カルテを活用し、入試成績から、入学後の学修状況、修了後の司法試験の合不合の相関関係について、継続的な追跡調査を行っていきたい。

■ 憲法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>未修1年次教育においては、憲法の基本原理や統治機構、司法権・違憲立法審査権から憲法訴訟の基礎などの理解を先行させる観点から、前期の憲法Ⅰでは憲法総論・統治を主な範囲としている。一部、基本的人権のうち、包括的基本権と位置づけうる幸福追求権、平等原則(平等権)は前期の憲法Ⅰに組み入れている。後期の憲法Ⅱでは、個別の基本的人権とその具体的侵害のありようを学ぶ観点から、基本的人権の各論を範囲としている。より事例に親しめるように問題演習形式での憲法問題研究を設置しているが、必修科目ではない。</p> <p>次に、2年次においては憲法演習Ⅰ・Ⅱを置いて、基本的な論点に関する具体的事例をもとに考える問題演習形式の授業を実施し、当事者の立場の違いを踏まえた文章の作成能力を高める作業に取り組んでいる。3年次では、応用演習の憲法分野が配置されており、憲法分野における発展的な論点に関する具体的事例を題材に、基礎的知識をより一層答案に展開できるように、構成のみならず、答案の毎回の提出を課しつつ、演習を行っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>未修1年次では、とりわけ憲法Ⅱにおいて判例を基礎とした講義を実施し、事例に即して条文解釈を学ぶことを学生に求めている。憲法Ⅰ・Ⅱ共通して、質問を投げかけ、少なくとも双方向の議論になるように心がけている。教員は憲法Ⅰ・憲法Ⅱどちらにも対応するべく、隔年で憲法Ⅰ・Ⅱを交互に交代で担当するようにしている。</p> <p>2年次の憲法演習は、教員が作成した事例問題を素材とし、知識の定着とともに「書く」ことへの修得のため、学生が答案及びサマリーを素材とした指導を行っている。学生に対しては、毎回の講義で答案構成(サマリー)もしくは答案の提出を求め、質疑応答という形で進め、双方向、多方向の議論を心がけている。</p> <p>応用演習では、実務家の非常勤講師と連携して、憲法演習Ⅰ・Ⅱよりも発展的な内容を提供し、もって段階的な学びを提供している。毎回、学生に事前に答案を提出させ、添削して、返却している。授業では特定の答案を共有して、答案構成の参考にしてもらおうとともに、問題の着眼点を解説し、答案の流</p>

	<p>れを双方向のやりとりを通して質疑応答の議論を通じて、さらに理解を深めてもらうようにしている。</p> <p>AA の活用は、期末試験対策での支援を依頼している。具体的には、学生への答案指導に AA 担当の弁護士が関与し、学生・教員ともにより実践に照らしてブラッシュアップできるように、学生への 2 回程度の指導と、教員への 2 回程度の助言を依頼している。すべての AA とは每期、面談して学生の指導方法を共有し、また期末テストについて、適切に成績判定が行えるように、AA 担当の弁護士の客観的な指摘を参考にするようにしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>1 年次配当科目については、短答式の課題(レベルとしては共通到達度確認試験、司法試験の過去問を活用)を憲法 I では課し、憲法 II では、判例の知識を問う課題を課して、カリキュラム進行段階における理解度のチェックをしている(年度により毎回の課題にする場合と、中間・期末の時期の課題にする場合とがある)。</p> <p>2 年次の憲法演習 I・II では、基本判例に関連した事例問題がその年の 1 年次の進度も勘案して選択し、訴訟当事者の主張をサマリーのかたちでまとめさせている。また、答案での提出も 2 回は必須として、受け付けている。毎回の答案の提出にしないのは、段階的な学びとして、知識に裏打ちされ、丁寧に、練って文章を作成することを意識させるためであり、制限時間内で書けることだけを書くといった、司法試験対策のみ終始させることがないようにするねらいがある。学習効果を高めるため、テキストとして使用している演習本にある解説とは別に、教員が補足レジュメなどを活用して、基本的知識の定着を期している。</p> <p>3 年次の応用演習においては、独自に作成した説例から事前に指定しておいた課題を自らの力で解答してまとめた答案を提出させ、それをチェックすることにより学生の理解度を確認している。開講されている公法応用演習の憲法分野は、ここ 3 年ほど、実務家(弁護士)の非常勤講師が担当しているが、答案や学生の授業進度、期末試験に関する相談を随時受け付け、期末試験の問題作成と同試験の採点に際しては定例の面談の場をもっている。密にコミュニケーションをとって非常勤講師をフォローする体制をとり、間接的に、受講する 3 年次学生の理解度を専任教員も把握することで、適切な教育機会の提供ができるように留意している。</p>

エ 授業後のフォロー	<p>授業後に質問がある際には、時間をとって対応している。</p> <p>授業後に次の講義がある場合には、授業外でも時間をとって説明や解説をしている(非常勤講師は授業後に専ら対応)。いわゆるコロナ禍に入って、遠隔出席の学生や記録のために講義・演習動画を録画するようになったため、過年度の動画については、受講生がいつでも閲覧できるように本学の Teams を活用して、自学自修に活用してもらえるようにしている。</p> <p>また、講義用教材のなかで確認問題を提供しているが、それを通じて、授業後の復習による学習効果を高められるようにしている。</p>
オ 出席の確認	<p>学生の欠席は確認しており、その回の講義・演習における議論への貢献とともに把握をしている(毎回の学生の発言の積極性や質は、授業貢献度の評価の基礎となる)。</p> <p>欠席については、シラバスに欠席を減点対象とする場合は、あらかじめ明記している(コロナの感染拡大期などを挟むなどしたため、取り扱いは年度によって異なる)。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>判例との比較をもとに講義を組み立てることは、徹底して行っている。憲法現実についての理解は、憲法の学修において欠くことができず、理論・学説と現実との関係を意識させるためである。とりわけ、憲法Ⅰ・Ⅱの段階では知識を詰め込む学修がなければ、基礎知識が不足し、抽象的な憲法の全体像がつかみづらい。そこで、基本書における細かな知識については、予習教材を通じて提供するようにしている。学生には、科目の位置づけ、予習と講義・演習それぞれの到達目標を事前のガイダンスで説明し、講義・演習では事例を重視して、事前に予習した教科書的な知識との接合が実感できるように意識付けを行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>憲法分野全体として講義、演習、応用演習という段階的な学修の過程の中で、具体的な憲法問題や判例の蓄積状況を関係付けながら、事例のなかで考える憲法学を目指している。憲法を苦手とする学生は多いと認識しており、担当教員の解説について、適宜、質疑応答のなかで、学生に自分なりの言葉で説明してもらい、圧迫的でないコミュニケーションを通じて、理解度を確認している。</p> <p>未修 1 年次の憲法Ⅰ・Ⅱでは、憲法に関する基礎知識、基礎的理解は予習レジュメ、もしくは予習動画を通じて確認し、演習では判例を通じた条文読解を中心に、重要論点を網羅している。その際、予習教材をできるだけ提供することで、何をす</p>

	<p>ればよいかという 1 つのツールを示し、学生には自分に合った勉強法が定着するまでのサポートを図っている。また、質問や議論を通して問題発見能力を養う授業をしており、できるだけ現実的・具体的に憲法を捉えることができるように、未修者の学年にふさわしい内容にしている。</p> <p>2 年次配当の憲法演習 I・II では、事例問題を扱っている。各回のテーマに応じた基本判例があり、できるだけ判例集だけでも確認すべきことを指導し、基本的争点にとどまらず、判例を読みこなすことを、引き続き受講生に求めている。文章作成能力の向上とともに、その論理構成力の向上も図らなくてはならないためである。当事者の主張の組み立てを行う観点から、サマリーを提出させ、1 年次に修得した基礎知識の確認のうえに同種問題への展開(具体的には原告の主張、被告の反論)力を養う授業をしている。私人と公権力のそれぞれの視点に立った立論ができることを求めている。</p> <p>3 年次には、さらに発展的な事例への対応力を養う応用演習の憲法分野が配当されている。毎回の答案提出を課し、より複雑な事例の中から論点を抽出し、憲法演習 I・II での蓄積を踏まえて、自らの見解を正しく法的な文章で表現できるようになる指導をしており、最終学年に相応した内容になっている。答案作成においては、かかった時間の記録をさせるなど、より実践的に、限られた時間の中で考察を文章に凝縮させる発展・応用力が養われている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」やそれを受けた「学習指針」に示されている旨のメッセージは、学生に初回に伝えていて、TKC でもガイダンス内容については常に確認できるようにしている。本学の URGCC-advanced の大学院共通の学習目標である専門性・創造性・倫理性にも配慮している。</p> <p>自学自修に委ねる部分については、授業の進度にあわせて明確に伝えている。その場合も、補足レジュメもしくは補足動画を提供し、できる限り教員のフォローが及ぶようにしている。講義科目では基本的に、授業の際に口頭で自学自習に委ねる範囲を伝えている。また、演習においては、授業で取り上げる時間がなかった関連判例や関連問題については、レジュメの中でもだが、演習の最後にポイントを指導しながら、自学自修に委ねる旨を伝えている。</p> <p>講義科目である憲法 I 及び憲法 II では、憲法に関する基本的</p>

	<p>知識といわゆる典型的な事例を通して、憲法問題の発見能力を育成している。憲法演習Ⅰ・Ⅱにおいては、事例式の課題への解答によって問題の整理・分析能力を養い、双方向、多方向の議論によって、法的思考、表現、説得、反論などの各能力を育てている。公法応用演習においては、仕上げ段階であることを意識しつつ、具体的事例の検討を通して、法的分析推論能力、問題解決能力を育成している。また、毎回の討論を通して批判的検討能力、表現能力を育成している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>1年次の講義科目担当者が、2年次の各演習を担当している。3年次の公法応用演習を担当していた時期もあったが、学部の憲法担当者が不在のため、学部講義の旧カリ・新カリを担当教員2名でカバーする必要がある、ずっとAAを担当していた実務家の弁護士に、2020年度から非常勤講師をお願いしている。当該講師とは3年間のAAでの交流があり、学生の学習到達度や理解度などをきめ細やかに面談・意思疎通しながら、専任教員が3年次の学びも把握できるように務めている。</p> <p>また憲法Ⅰ・Ⅱは隔年交代、憲法演習は共同で担当しているが、担当者間で教育に関する意見交換を密に行っている。</p> <p>授業準備では、重複となるが、講義で使用する教材のみならず、予習教材をできる限り充実した教材を提供することを心がけている。また、過年度の授業等の動画は単位履修済の学生も閲覧できるようにMS Streamへのアップロードを行い、活用してもらうようにしている。</p>

■行政法分野

ア 教育内容	<p>講義科目はいずれも2年次に開講されている。</p> <p>前期の「行政法Ⅰ」は2単位14回で開講され、組織法概要及び作用法分野を取扱う。行政法学修及び行政法規解釈の基礎的な涵養を図る科目であり、司法試験では特に本案検討の基礎となる。行政法の基礎理論、具体的には法治主義などの行政法の基本原理、行政の行為形式論、行政の行為に対する実体的規律（行政裁量論等）や手続的規律（行政手続、行政情報法制等）の問題を中心に扱う。</p> <p>後期の「行政法Ⅱ」は2単位14回で開講され、救済法分野を講義する。履修条件は「行政法Ⅰを履修していることが望ましい」となっている。行政活動をめぐる紛争に対して行政法がどのような救済の仕組みを用意しているかについて、特に行政事件訴訟法、また国家賠償法及び損失補償制度を学修するが、おもなテーマは最も効果的な訴訟形式の選択にあり、必要不可欠な訴訟要件の検討を行うものである。</p> <p>3年次では演習科目が配置されている。</p> <p>前期の「行政法演習」は2単位14回で開講され、定評ある演習書に基づく事例検討、答案作成を内容とする。履修条件は「行政法Ⅰ、行政法Ⅱから2単位以上をすでに修得していること」となっている。講義科目である行政法Ⅰ・Ⅱで学修した行政実体法・行政救済法の基礎的理解を前提に、具体的な行政紛争事例についてどのような訴訟形式を選択し、どのようなタイミングで提起していくか、訴訟要件を充足するためにどのような主張を行っていくか、本案審理においてどのような違法事由を主張していくか、総じてどのような法的構成をもって紛争解決に導いていくかについて、全員での議論を通じた吟味を徹底している。こうした作業を通じて、現実的かつ実務的な法的思考能力を培う端緒としている。なお、平成4年度からは在学中の司法試験受験への対応を念頭に置いて、演習書掲載の事例問題のみならず従前から公法応用演習の行政法回で取り上げていた司法試験過去問を最後の数回の教材にスライドさせ、レベルアップを図っている。</p> <p>後期の「公法応用演習」（行政法回）は2単位14回の公法応用演習うちの7回分となる（残る7回は憲法回）。履修条件</p>
--------	---

は「憲法演習Ⅰ、憲法演習Ⅱ、行政法演習から2単位以上をすでに修得していること。ただし、在学中に司法試験の受験資格の認定を受けようとする者が次年度において所定の認定要件を満たす見込みがある場合には、公法応用演習の履修条件を適用しない。(研究科規程を参照)」となっている。従前から演習書の旧版に掲載される解説が付されていない司法試験レベルの応用事例問題及び司法試験過去問を教材に取り上げて進めており、より難度の高い事例問題を取り上げ、司法試験に向き合える応用力を身につけることを目指している。なお、平成4年度からは、解説・模範答案等の参照可能性を極力排除して各自の答案作成の実力を知る・涵養するために、司法試験過去問を教材から排除した(なお、司法試験過去問は前記のように行政法演習へと移行)。

なお、法科大学院在学中の司法試験受験が令和4年度より可能となった。具体的には令和3年度の入学生が最初に在学中受験を認められることになる。現行カリキュラム上での行政法の講義及び演習科目は上記のように2年次前期に始まり連続して3年次後期に終わるが、当該現行カリキュラムは法科大学院を修了しなければ司法試験を受験できない現行制度に対応するものであり、新たにこれを在学中受験に対応させる必要が生じた。そのため、在学中受験を希望する学生については、成績及び単位取得状況を踏まえ個別に審査し、1年前倒しで授業及び演習科目の受講を認めるか否かの判断を行い対応することになった。行政法分野に関しては、抜本的なカリキュラム改編による前倒しでの学期ずれを回避し、カリキュラム改編によるさらなる負担の倍増を回避する措置を講じている(従来からの2年次開始を1年次後期開始に移行し、3年次前期に終わられるようにそれぞれを前倒しする措置をとらない)。

行政法学修では、他の分野(特に憲法や民事訴訟法等)にかかる前提理解も不可欠となる。さらに行政事件訴訟では行政事件訴訟法所定の様々な訴訟形式から最適な訴訟形式を自ら選択し、当該訴訟の要件を漏れなく検討する実力、本案について処分の根拠法を明示し下位規範の諸法令等(要綱・通達等も含む。あるいは関連法令まで含む場合もある)を初見で的確に解釈する作業が要求される。

	<p>つまりこうした丁寧な目配せと気付き、いわゆる「仕組み解釈」の作法と能力が問われる。多種多様な実定法の仕組みを理解し、法文を適切に解釈しながら、時に基本判例の分析から得られたノウハウを規範として(もっとも、代表的な判例の規範が使えないことも少なくない。ならばなおさらに初見で)思考可能な発想力や能力が不断に求められている。行政法分野では、講義科目及び演習科目開講科目のいずれにおいても一貫してこれらの実力の涵養を目指している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>講義科目(行政法Ⅰ・Ⅱ)については、各回の授業で達成すべき目標をシラバスで明確に示し、またTKC上での「予習案内」において各回の要点や項目のポイント等を明記している。これらに基づく受講者の徹底した予習を前提にTKC事前掲載のレジメの内容(遅くとも授業日の1週間前までにアップしている)に基づいて、扱う法律等の構造や条文理解について、また判例等の内容等について質問を行いながら双方向で授業を進めている。</p> <p>加えて短答択一問題(プレテスト等を含む過去の司法試験短答問題、公務員試験問題等)の演習(TKCには掲載せずに宿題として前回までに事前配布している)とその解答解説も毎回行い、さらに項目に応じた事例演習問題(こちらは当日配布で初見での演習となる)に基づく議論も行っている。</p> <p>教科書(基本書/概説書)使用については、授業評価アンケートの結果を受けて、平成30年度からおもな参考文献をシラバス上に明記するのみで、各自の使いやすいものに委ねる方法に変更している。よって、基本書の読了は各自に委ねており、最低限、レジメに記載した基本事項を「予習案内」とともに(適宜別途の資料とあわせて)予習材料として事前に提示しつつ、判例集(百選最新版)のみを必須の教科書として指定する方法に変更した。指定判例集(百選)に掲載されない重要判例等は、レジメに記載しフォローしている。また視覚的な効果を踏まえて、板書による図示等も適宜行いながら理解を促す工夫を試みている。</p> <p>演習科目については、行政法演習について定評ある指定教科書(演習書)に沿った毎回の問題演習を行い、答案の事前提出と全員による当日の議論、添削済み答案の返却</p>

	<p>によって授業を進めている。公法応用演習(行政法回)も基本的に同じスタイルであるが、公法応用演習においては同じ指定教科書を用いるものの、前記のように現在はその旧版のうち解答解説が付されていない「総合問題」のみ7問を取り上げて議論・検討している。司法試験の論文問題の直前レベルを考慮し、受講生全員が答案を事前提出し当日の議論とその後の添削済み答案返却によって授業を進めている。各回の授業で達成すべき目標は、予習に資するようにシラバス上で事前にかなり詳細に示している。なお、司法試験本番の解答時間120分での事例検討と答案構成の完了も意識できるよう、毎回の答案作成にあたって確認・注意喚起もしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>講義科目(行政法Ⅰ・Ⅱ)では短答択一問題及び事例演習問題の演習による指名や議論を通じた双方向性確保に加えて、成績評価材料となる小テストを実施している(行政法Ⅰでは3回、行政法Ⅱでは2回)。いずれも司法試験及び予備試験での短答択一の過去問から出題している。学生の理解度の確認とあわせ、受講生には(行政法の短答は現在廃されているが、それでも客観的に)司法試験で求められるレベル、さらにはその実力を身に着けることの不可欠さを絶えず意識させている。</p> <p>演習科目(行政法演習及び公法応用演習)では、授業回ごとの導入確認と復習、返却答案への徹底した添削を通じた個別対応を行っている。また、演習科目であるため、自主的かつ積極的な発言を導き出す努力も継続している。解説の際には板書による図示等、また双方の主張を検討することはもちろんだが、さらに行政法学の性質上、演習課題に関係する社会問題や事案の背景にも広く目を向けさせながら、受講者の理解を図る工夫も試みている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>いずれの科目についても、オフィスアワーの利用はこれまでのところ全般的に低調であった。演習科目の場合、前記のような事前提出答案の詳細な添削と返却による個別指導を行うが、それ以外にいずれの科目においても授業終了時に全員に向けて取り上げた内容についての質問がないかを必ずたずねている。さらにそこでの質問が出ずとも、終了後に個別に質問や意見を述べる受講生はいるので、その際にはできるだけ丁寧にフォローしている。</p> <p>コロナ禍以降のオンライン受講生についても同様に、授</p>

	<p>業終了時の全体的な質問確認とあわせて、個別に希望があった場合、オンラインを切らずに繋いだままで授業終了後の個別質問対応を図っている。また、対面及びオンライン受講者ともに、メールによる事後的な質問が寄せられることがあるが、ここでもできるだけ早く丁寧に対応し、疑問ないし質問の解消に資するよう努めている。</p>
オ 出席の確認	<p>すべての科目で授業開始後すぐに、名簿にそって名前を読み上げて出席確認をしている（座席指定はしていない）。欠席についてはできれば事前に、無理ならば事後でもよいので（なお、コロナ禍以降は、罹患による極度の体調不良やその可能性から、本人が連絡したくてもできない状況も生じている。そのため、事後連絡・申し出については以前より許容して対処している）必ず教員宛にメール等で連絡するよう徹底している。欠席に関してはあくまでも本人が申し出ることが前提であり、事前事後の連絡がない場合には無断欠席として処理している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>授業科目（行政法Ⅰ・Ⅱ）では受講生の予習を前提に、適宜発言を求めながらレジュメに基づく基本事項（法律の構造、条文及び判例の内容が中心）を確認している。続けて宿題として事前配布している確認問題（短答択一）の解答解説に進む。ここでも指名して、その発言から理解度を確認しながら解答解説を行っている。さらにすべての項目ではないが、当日配布の事例演習も行っている。基本事項とその確認作業を通じて思考の段階性を意識した授業スタイルを進めている。</p> <p>演習科目（行政法演習、公法応用演習）では、指定した教科書（演習書）及びTKCに掲載した事例問題に基づいた毎回の問題演習を行う。TKCへの掲載は授業開始前に一括して行っており、授業全体を通じて求められる問題のレベルを見通せるように配慮している。演習科目に必須である事前の答案作成については締切厳守で提出させており（行政法演習では担当学生の提出は必須であり、それ以外にも任意提出を受け付けている。また事例によっては全員提出を課している。公法応用演習では全員の事前提出が必須である。遅れた場合にも受け付けて添削は行うが、減点対象としている。なお、令和5年度以降は行政法演習においても全員提出を課す予定である）、演習当日までに添削してコメントを入れ、演習終了後に返却している。加</p>

	<p>えて演習科目では、弁護士会からの AA(アカデミック・アドバイザー)の参加も積極的に求めている。AA がついた年度に関しては、実務家からのコメントを契機とした刺激を受けながら、AA も含めた参加者全員での議論を深めている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>行政法は短答択一試験が廃され論文試験のみに移行しているが、事例として示される個別の行政紛争については、特に行政事件訴訟法上の訴訟形式の選択と提起(民事訴訟法との異同を意識する必要もある)、要件審理をクリアするための主張、本案審査における違法事由の主張各々について説得的かつ論理的な構成で紛争解決へと導くことができる能力を身につけなければならない。この点はシラバスにも明記しているが、そのための段階的な理解に際して、短答択一問題の有用性は排除されないと考えている。そのため講義科目(行政法 I・II)では、まず条文と判例の基礎がなければ基本的な諸法律や行政過程論及び救済の手立てに関する理解は図れないこと、さらにその定着のために、あえて短答択一問題を演習する必要性は失われないこと、さらに 3 年次の演習科目に移行するにあたって、論文問題レベルに到達できるよう逆算して講義科目で事例演習を行う意義について、授業開始時に説明している。</p> <p>他方で演習科目のうち行政法演習では、最初に指定教科書(演習書)掲載の事例演習を説くにあたってのガイドラインとして解答解説が付されている「基本課題」及び「主要領域」を取り上げている。その際にも、まずは自分の力で考えてから解説を参照すること、さらに当該事例問題はあくまでも練習問題であり、解説もそのために書かれたものであるから、実際の司法試験答案とは一致しないこと、つまり解説の引き写しを自己の答案として事前提出し、掲載された解説内容をなぞらえて理解した気になってもまったく意味がないこと等を注意喚起している。結果として、解説に書かれる以上の細かな点や考えの広がり等について、教員でフォローしながら質疑応答を進めている。公法応用演習では、解答解説が付されない「総</p>

	<p>合問題」を取り上げているが、シラバスで毎回の答案作成上の注意事項を示している。さらに最終学年の後期開講科目であるため、論文試験時間 120 分を自分で区切った答案作成作業を徹底すべきこと、そのためにも司法試験本番に同じく手書きでの答案作成を推奨している。</p> <p>また、いずれの科目においても、期末試験の出題から司法試験論文試験を意識させることも念頭に置いている。講義科目及び演習科目を通じた段階的なカリキュラムのなかで、常に司法試験論文問題の出題レベルを見越し、そこから逆算する着想で各科目の学修内容を勘案している。</p>
ク 到達目標との関係	<p>「本法務研究科の学生が修得すべき内容について」を踏まえ、行政法分野における指針に盛り込まれているマインド及びスキルを実践している。例えば、講義科目(行政法Ⅰ・Ⅱ)では、行政実体法及び行政救済法全般についての基礎的知識等の基礎的部分の修得に努め、それを土台として演習科目である行政法演習で具体的な行政紛争事例に関する答案作成を通じて法的分析、法的表現能力を修得させている。双方向的な議論を通して積極的な法的議論や説得能力を引き出すよう努めている。公法応用演習(行政法回)では、さらに複雑・発展的な事例の検討を通して、事案解決に向けた実務家としての総合力の涵養を目指している。</p> <p>もともと、授業時間の制約もあって相対的に重要度が低い分野(例えば行政法Ⅱの「行政不服審査制度」等)については制度の全体像に触れるのみで、自学自修に委ねる部分もある。この点は授業初回のガイダンスの際にも受講生に説明している。また、各授業回で扱う事項のなかにも同じく時間的制約から自学自修に委ねざるを得ないものもある。この点も同様に、授業中にその旨を説明して毎回の授業を進めている。</p>
ケ その他	特になし。

■民法分野

ア 教育内容	<p>【講義科目】（民法Ⅰ～Ⅴ）</p> <p>1年次開講の上記講義科目は3名の教員のほか、新任の民法教員1名の合計4名で担当することを予定している。民法教員の会議を踏まえて、財産法科目（民法Ⅰ～Ⅲ、及び民法Ⅳの相続法分野以外）のテキストは新たに山野目章夫「民法概論」を使用するという（判例教材は判例百選）で統一した。家族法科目（民法Ⅳのうち相続法分野及び民法Ⅴ）のテキストは二宮周平「家族法」で統一してきている。各教員が共通的到達目標（債権法改正・相続法を踏まえ一部修正）を踏まえて分担を検討し、基本的な条文・判例等の体系的理解と具体的事案に解釈適用できる理論的かつ実践的な能力の基礎を身に付けさせることを目的とした授業を行っており、教員間での授業内容にばらつきが生じないように調整している。</p> <p>また、その他、FD活動の一環として行われる授業参観終了後において、あるいは成績判定会議終了後において、授業内容や期末試験問題等について民法の担当者間で意見交換して、民法科目全体の教育内容等について連携・調整を行っている</p> <p>【演習科目】（民法演習Ⅰ・Ⅱ、民事法応用演習Ⅰ・Ⅱの民法分野）</p> <p>2～3年次の演習科目は、2名の教員のほか、新任の民法教員1名の合計3名で担当することを予定している。</p> <p>民法演習のテキストは、Ⅰで平野裕之「コア・ゼミナール」シリーズのような基本的で短めの問題演習を中心としたものを使用し、Ⅱでは古積健三郎「実戦演習民法」を使用して難度が高く長めの問題演習を行うようにしている。</p> <p>民事法応用演習Ⅰ・Ⅱでは、基本的には重要事項や重要判例を盛り込んで作成したオリジナルの演習事例を中心に演習を行っている。</p> <p>民法演習科目全体として、新学期前に全教員（新任の教員も含む。）でテキストの選定や共通的到達目標・授業の進め方等について意見交換し、各科目で取り扱う内容、テーマについて重複、偏り、ばらつきが生じないように確認して取扱う演習事例を選定し、さらに、2年次から3年次に向けて段階的に、基本的な内容からより難度が高く、より複雑</p>
--------	--

	な内容、より緻密な思考・論証が必要な内容になるように、演習科目全体の教育内容等の連携・調整を行っている。
イ 授業の仕方	<p>【講義科目】 民法の講義科目においては、理論的・実践的な思考力を涵養する観点から、講義を中心としつつも、各学生の思考力を涵養するようなプロブレムメソッドを取り入れて毎回の授業を行っている。また、時々特定の問題点について複数の学生間で議論してもらうなど多方向の議論も行っている。</p> <p>【演習科目】 演習科目においては、予習対象として指定された設問について、各学生が解釈論と事実の分析を踏まえて作成したサマリーを提出し、各学生の検討結果や疑問点を踏まえて授業を行っている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>【講義科目】 講義科目においては、毎回の授業の双方向の議論において学生の理解度を確認することを基本とし、科目によっては授業期間の途中でレポート提出や小テストを実施したり、授業の始めに前回の内容の確認小テストを行ったりして学生の理解度を確認している。</p> <p>【演習科目】 演習科目においては、予習対象として指定された設問について学生が提出するサマリー、それらを基に行われる質疑応答や自由討論を通じて、民法の体系的理解を前提とする問題点の探索・把握能力や、体系的理解度そのものを確認している。理解度が足りないと思われる学生に対しては、授業終了後、担当教員が個別に学生の疑問点に対して直接指導するなどして、当該学生の理解度をより正確に把握し、次回以降の講義中の質問を工夫するなどしている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>【講義科目・演習科目】 民法の講義科目・演習科目にかかわらず、授業後の教室での質問については、その場で一定の理解、疑問の解消に到達するように、時間の許す限り対応している。また、授業以外での質問については、メールやオフィスアワーで対応している。</p> <p>各教員は、担当科目の理解度を補うために、TKC や Web 上の共有フォルダを利用するなどして、授業内容の復習自修に適切な資料を後日配布する等取り組んでいる。</p>

	<p>2・3 年次の演習科目では、沖縄弁護士会の若手弁護士を AA(アカデミック・アドバイザー)として活用し、提出されたサマリーの添削指導、授業後の質問対応の体制も整えている。</p>
オ 出席の確認	<p>【講義科目・演習科目】 講義科目・演習科目とも、受講生は 10 名前後から 15 名前後と少数であるため、学生の出席状況は一目瞭然であり、各講義開始時点において直ちに出席状況を手元で記録し、事前に欠席連絡のなかった学生に対しては、必要に応じてメール等で欠席理由を確認している。 病気などで数回休むことを余儀なくされる学生については、指導担当教員にも連絡して情報を共有し、対応している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>【講義科目・演習科目】 講義科目・演習科目を問わず、各科目の必要に応じて、事例について、当事者の関係性が分かり易い関係図をボードに書いたり、関係図や時系列表を事前に配布して説明に利用したりするなどの工夫がなされている。各担当者は、レジュメを作る際にも事例を時系列的に整理するなどの工夫をしている。 民法演習 I・II (2 年次)、民事法応用演習 I・II (3 年次)では、予習課題として指定された設問についてのサマリー提出後、課題の解決に必要な事例の分析から規範の定立(条文の解釈、判例理論の解明)、事実認定(事例からの的確な事実の摘出)を前提とするあてはめまで、どのような法的論理的思考を辿ることになるのか、その思考過程を明らかに示しながら、それに沿って効率よく授業が進められるように工夫している。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>【講義科目】 1年次講義科目については、テキストを統一して、共通的到達目標を意識した授業を行い、教員毎に授業内容に大きなばらつきが生じないように調整している。また、法学未修者が対象なので、図解等による分かり易い授業を心掛け、条文判例等の基礎的知識の確実な修得とやや応用的な問題を検討できる法的思考力を身に付けさせるための双方向を取り入れた授業を行っている。</p> <p>【演習科目】 前記ア及びイで記載した内容と重複するが、</p>

	<p>2 年次前期に配置されている民法演習 I では、初めて演習授業を行う科目であるから、基本的かつ重要なテーマを取り上げ、1 年次で修得した体系的理解の確認、復習も兼ねながら、徐々に、事例分析(問題提起)、規範の定立(法的論理の展開)、あてはめ(事実認定、結論)という法的論理的思考の手順に慣れるよう工夫している。2 年次後期の民法演習 II では、ペースを上げて比較的難度の高い長文の設問に取り組んで、多種多様な事例への対応能力を涵養し、民法全体について満遍なく網羅して取り組むこととなるように計画している。</p> <p>3 年次には、1・2 年次では取り扱わなかったテーマや判例を中心に、複数の論点が絡む複合的事例を演習課題とし、民法についてのより深い理解、緻密な法的論理的思考や論証が要求され、また、それらを修得し、涵養する内容が組み込まれている。</p> <p>以上のとおり、学年ごとに適切な授業内容を実現している。</p>
ク 到達目標との関係	<p>【講義科目】 財産法のテキストを山野目章夫「民法概論」シリーズに変更したうえで、共通的到達目標も修正し、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえてシラバスを作成し、授業を実施している。共通的到達目標を踏まえた民法の基礎的知識を確実に修得させるとともに、理論的かつ実践的な応用力の基礎を養成し、また、口頭での説得力等を鍛えるためにプロブレムメソッドを用いている。さらに、科目によっては文書での説得力等を鍛えるためにレポートも作成させるなどしている。</p> <p>【演習科目】 民法の演習科目においても「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を踏まえてシラバスを作成し、授業はプロブレムメソッドを用いて進行させ、論証・法文書作成能力の涵養のため、サマリーを作成・提出させている。</p> <p>そして、段階的に習得させるべく、1 年次には民法の基礎的・体系的理解及び事案分析・法的論理的思考・法文書作成の各基礎力の涵養を目指し、2 年次の民法演習 I・II において、1 年次の民法の講義科目で修得した基本的体系的理解及び民事法基礎演習で修得した基礎的事例分析力・法的論理的思考力を基に、具体的な事案分析による問題点の把</p>

	<p>握・法規範の定立・あてはめという法的論理的思考過程を経て事案解析(結論)を導き出す実践的応用力を涵養するための授業が行われている。つぎに、3年次の民法法応用演習Ⅰ・Ⅱ(民法分野)においては、より高度で緻密な理論的・実践的総合力を修得させるために、事実の抽出・分析を行ったうえで、法の解釈・適用により妥当な解決を図るために必要な最低限の力の涵養を行っている。自学自修に関しては、以下の通りである。</p> <p>【講義科目・演習科目】</p> <p>自学自修に委ねる部分については、レジュメを配布したり、シラバスに明示したり、授業中に指示したりしており、学生には明確に伝わるようにしている。また、1年次の講義科目においては、レジュメに事例問題を掲載して、授業時間外にその問題に関する質問を受けて自学自修の支援を行っている。2・3年次の演習科目においては、学生が提出したサマリーを踏まえた資料を配布し、授業内容の復習材料としては勿論、どのレベルまで理解している必要があるのか(学修の到達点)を再確認させ、自学自習の指標としても役立たせるよう配慮・工夫している。</p>
ケ その他	<p>【講義科目】</p> <p>講義科目においては、授業の1週間前までにレジュメをTKCに掲載し、当該授業で取り扱うテーマ・分野の到達目標を示して学生がこの目標を意識した学修ができるように配慮している。</p> <p>【演習科目】</p> <p>演習科目においては、予習課題として指定した設問について提出されたサマリーについて、可能な限り授業前にコメントし、それを学生全員が共有できるようにして、それまでに体得・インプットした民法の体系的理解を、授業中に柔軟かつ事例に即して適切にアウトプットして事案解決に結びつけるのか、事前に検討させ、授業で再度より緻密に検討させることで知識と理解の定着を促進させるようにしている。</p>

■商法分野

<p>ア 教育内容</p>	<p>商法分野の法律基本科目(必修科目)については、以下のよう に、1年次後期から3年次後期までの継続性及び科目相互 の連携を重視した積み上げ式の教育を実践している。 1年次後期配当の商法Ⅰ・Ⅱ(会社法)及び2年次前期配当 の商法Ⅲ(総則、商行為法、手形法・小切手法)では、レク チャー中心の授業により、商法に関する基礎的・体系的知識 を確実に修得させる。次に2年次後期配当の商法演習で は、商法(会社法)に関する応用的・実地的な問題発見・解決 能力(論述力を含む)を涵養することを目的として、長文の 事例問題を演習形式で検討する。そして3年次前期・後期 配当の民法法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では、商法分野の 総仕上げとして、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例 問題を演習形式で深く検討することにより、商法に関する 知識・能力を法科大学院修了者に値する水準にまで到達さ せる。 なお、商法分野の幅広い専門的知識を修得させるため、展 開・先端科目(選択科目)として、保険法、海法・空法が開講 されている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>商法Ⅰ・Ⅱ及び商法Ⅲは、商法を初めて学ぶ学生を対象と しているため、教科書及び講義案・リズムに沿って講ずるレ クチャー中心の授業であるが、重要判例や自作の具体的事 例について問答式(双方向)で検討する時間も積極的にと り入れている。 商法演習及び民法法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では、毎回 指定した事例問題についてあらかじめ答案・サマリーを作 成させ、その答案・サマリーをもとに教員とすべての学生 による双方向・多方向での自由で活発な議論が行われるこ とを期待している。提出された答案・サマリーについては、 コメントを付して(添削して)返却している。 いずれの科目でも、教員と学生との双方向・多方向型の授 業方法は、学生の考える力や議論する力を確実に高めてい ると思われる。</p>
<p>ウ 学生の理解度 の確認</p>	<p>商法Ⅰ・Ⅱでは、授業のなかですでに学修した事項等につ いて積極的に質問することで理解度の確認を行っている。 商法Ⅲでも、授業のなかで学生の理解度を確認するための 質問を適宜行っているほか、小テストを学期中に複数回実</p>

	<p>施している。</p> <p>商法演習及び民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では、毎回指定した事例問題について答案・サマリーを作成することを求め(上記イ参照)、これによりそれぞれの学生の理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>いずれの科目の担当教員も、オフィスアワーを週1コマまたは2コマ指定しているが、それ以外の時間帯においても学生の質問には丁寧に対応している(最近はコロナ禍のためオンラインによることが多い)。</p> <p>商法Ⅰ・Ⅱでは毎週予習事項として指定したものが結果的に復習事項ともなるためそれについて復習のポイントを指導しており、商法Ⅲでは復習の際に有益な文献・判例を適宜紹介するなどして、授業後の学習を支援している。また、自主的に答案等の添削指導を求める学生もいる。</p> <p>商法演習及び民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では、提出された答案・サマリーについてはコメントを付して(添削して)返却している(上記イ参照)。</p>
オ 出席の確認	<p>いずれの科目でも、授業の冒頭に学生の出席を確認のうえ出席簿に記入し、学期末の成績評価にあたってこれを利用している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>商法Ⅰ・Ⅱ及び商法Ⅲは、レクチャー中心の授業であるが、企業組織や企業取引の実際的動向に留意するとともに(そのために必要な各種実務資料を配布している)、判例等の法的紛争の具体例を検討することにより、企業実務への興味・関心を喚起するように努めている。授業方法の具体的な工夫としては、商法Ⅰ・Ⅱでは、あらかじめ予習事項を記載した予習レジュメを配布することによって、授業自体の理解が高まるような仕組みを設け、また積極的にすでに学修した事項を質問することによって復習的な学修も行えるよう工夫を凝らしている(上記ウ・エ参照)。</p> <p>商法演習及び民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では、毎回指定した事例問題についてあらかじめ答案・サマリーを作成させ、その答案・サマリーをもとに(授業中にディスプレイに表示することもある)議論を行っている点(上記イ参照)に特徴がある。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>商法分野の法律基本科目については、1年次後期から3年次後期までの積み上げ式の教育を実践しており(上記ア参照)、各科目の配当年次・学期の学生にふさわしい授業を目</p>

	<p>指している。</p> <p>商法Ⅰ・Ⅱ及び商法Ⅲでは、商法を初めて学ぶ学生が容易に対応することができるように、その基礎的・体系的知識を修得するうえで本質的な事項について、学界や実務界において争いがある重要な問題点を中心に講じている。なお、商法Ⅲは、民法分野の科目(とくに民法Ⅰ・Ⅱ)の理解が不可欠であるため、2年次前期配当科目に位置付けられている。</p> <p>商法演習は、商法Ⅰ・Ⅱをすでに履修した2年次学生を対象に、商法(会社法)に関する応用的・実地的な問題発見・解決能力(論述力を含む)を涵養することを目的としたものであり、事例問題の検討にあたっては当然にその基礎的・体系的知識が前提となる。民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では、商法分野の総仕上げとして、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を深く検討することにより、法科大学院修了者に値する水準にまで到達させることがその目的である。そこで、商法に関する相当程度の知識・能力をすでに修得した3年次学生を対象に、研究者教員、実務家教員及びAA(若手弁護士)の三者が協力して授業を実施している。</p>
ク 到達目標との関係	<p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」との関係は、以下のとおりである(具体的には、「商法関連科目の学修の指針」に定めている)。</p> <p>商法Ⅰ・Ⅱ及び商法Ⅲでは、商法に関する基礎的・体系的知識、すなわち基礎的法的知識の基本部分を修得させる。商法演習は、商法に関する応用的・実地的な問題発見・解決能力(論述力を含む)を涵養することを目的としている。長文の事例問題を演習形式で検討することは、基礎的法的知識の深化を図るだけでなく、法的分析・推論能力や法的議論・表現・説得能力の向上に資するものである。また、具体的な事例の検討を通じて、法情報調査力や創造的・批判的検討能力を高めることにもなる。民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では、高度かつ複雑で実務的側面も有する事例問題を検討することにより、法科大学院修了者に値する水準の基礎的法的知識、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、法情報調査力、創造的・批判的検討能力に加え、総合力としての高い問題解決能力を修得させることを目指している。</p>

<p>ケ その他</p>	<p>商法Ⅰ・Ⅱでは、授業の1週間前までにTKCによりレジюмеを配布し、これにより各回の予習内容及び授業の到達目標を示している。商法Ⅲでは、各回の授業内容の要点と具体的事例(1~3件)を前回の授業の最後に告知したうえで(講義案の末尾にも掲記している)、授業前に詳細な講義案をTKCに掲載している。</p> <p>商法演習では授業終了後に次回の予習のポイントを指導しており、また民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ(商法分野)では授業の2週間前までにTKCにより、各回の予習内容及び授業の到達目標を示している。いずれの科目でも、毎回指定した事例問題についてあらかじめ答案・サマリーを作成することを求め、その答案・サマリーをもとに議論を行うことになるため(上記イ参照)、提出された答案・サマリーを丁寧に読み、それぞれの学生の理解度(とくに理解が不十分な点)を確認している。併せて、議論のために必要な参考資料を作成したうえで授業に臨んでいる。</p>
--------------	---

<p>ア 教育内容</p>	<p>【講義科目】 (民訴法Ⅰ) 円環的構造を有するという民訴法の特質を踏まえて、全体構造を把握するとともに、個別制度の理解を基本事項に限定しながら理解を獲得させることを意識している。そのため、教科書に準拠した設問教材を作成している。これは、冒頭で各回の授業の到達目標と学習事項を明示した上、設問は、記憶のための事項問題と教科書で予習した事項が事例文脈に落とし込んで理解できているかどうかの確認のための事例問題とから構成されている。学生の学習上の便宜にも資すると考えている。 (民訴法Ⅱ) 民訴法Ⅰでは学習の基礎体力をつけることを意識したことを踏まえて、自らを育むために必要な能力を涵養するため応用発展的な詳細に踏み込み、あるいは判例と学説との関係性を考究する時間としている。テーマごとに民訴法Ⅰでの基本事項の確認をしてから、判例及び学説の理解を深め、論理的な思考力・創造的な思考力の育成を図ろうとするものである。</p> <p>【演習科目】 (民事訴訟法演習) 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱで学んだ知識を基礎として、比較的単純な事例問題を検討し、答案作成や討論をすることで、事例分析能力、論理的思考力、論述能力を涵養し、また争点に関するより深い理解を獲得することを目的とする。 (民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ) 民事訴訟法演習で扱った事例よりも更に複雑な事例や司法試験過去問題などを検討し、答案作成や討論をすることで、事例分析能力、論理的思考力、論述能力を更に伸ばすことを目的とする。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>【講義科目】 (民訴法Ⅰ) 未修1年次後期開設科目であるため、講義を基本としつつ、2年次の民訴法Ⅱが徹底した対話型であることから、学生を慣れさせるために双方向対話の要素も取り入れている。講義部分では、全体構造での位置づけや関連する事項に言及することで円環的構造の意味を体感させる。毎回の授業冒頭では、前回までの簡単な復習を行い、授業末尾では次回の予告・予習上の留意点などを説明し、授業全体のつながりを意識させている。対話部分で</p>

は、基本事項についての対話では既習事項の復習や条文の意義・趣旨等無理のない範囲で指名して答えさせ、設問教材についての対話では、使用する概念や論理の正確性に配慮して対話をして学習意欲を向上させる努力をしている。また、単なる一問一答ではなく、更問を加えるなどして理解度を確認しながら授業を進めている。

なお、未修 1 年次という時期を考慮して、この授業に限り、対話指名回避の申出を受け付けている。心理的負担のために授業に集中できない学生が一定数存在することを考慮するからである。もっとも、そのような学生を放置するのではなく、後述する AT(レポート答案)の返却の際に、授業対話の恐怖心を取り除く努力をして、できるだけクラス全員で対話に参加できる環境を調える配慮をしている。

(民法Ⅱ) 基本的に双方向対話の授業である。ケースブック教材に即して、授業で取り上げる設問を厳選し、場合によっては一部加工修正したレジュメを配付し、授業及び予習の効率を確保する配慮をしている。対話に際しては、誤った理解をしている学生の発言であっても、じっと聴く努力をし、その論理展開の瑕疵・ミスの原因を特定し、どのように展開するのが望ましいのかをクラス全体で考えるようにしている。その意味では、講義、双方向及び多方向の総合的な授業となっており、これは 1 年次から同一の教員が系統的な授業をしているからこそ形成可能な学生と教員との信頼関係が基礎になっているといえる。それを通じて、読み解くチカラや書ききるチカラとは何かを考える機会としている。

【演習科目】

(民事訴訟法演習) 当該授業回で扱う事例問題を解くための前提となる事項を質問形式でまとめたプリントを事前に配布して、学生各自に予習時にそれに対する答えを探させ、授業中になされるべき議論の前提となる基礎知識の獲得を促している。答案については、事前に学生に MS Teams の答案フォルダにアップさせ、教員が学生の理解不足の点を把握し、その点に関しては授業中に注意して議論させることにしている。

(民法法応用演習Ⅰ・Ⅱ) 毎回授業で取り上げる事例問題は、授業開始直後に告知し、その場で 10～15 分程度で学

	<p>生に検討してもらっている(答案作成はしない)。その上で、教員から前提となる基礎知識、問題検討の思考過程、解答への過程について問いかけることをきっかけに、教員と学生の双方向の議論を行っている。</p> <p>学生への指名はできるだけ1人あたり2回程度になるようにしている。状況に応じて、学生同士の議論も行ってもらっている。</p> <p>学生が誤った方向の発言をした場合、すぐにそれを指摘するのではなく、その方向で思考を進めるとどうなるかを一緒に考えながら、本来どのように考えるべきだったか、どこで誤ってしまったのかを学生自身で気づくことができるように議論を設定するようにしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>【講義科目】</p> <p>(民訴法Ⅰ) 4,9回終了時にその回までに学習した事項について、復習して答案を作成する機会としてレポート課題を与え、提出期限の2日後までには添削した答案を返却している。出題内容は、設問教材の事例問題と同等レベルである。また、補助的手段としての対話指名でも学生の理解度を逐一確認している。</p> <p>(民訴法Ⅱ) 6,11回終了時にその回までに学習したテーマについてレポート課題を与え、授業内容を復習する機会としている。民訴法Ⅰよりも対話が多くなるだけに、そこで理解度を確認しているけれども、やはり文書作成を通じた理解度の確認が学生にとって必要であるし、今後の学習のためには有効適切であると思われるからである。</p> <p>【演習科目】</p> <p>(民事訴訟法演習) 各回で扱う事例問題に対する解答を作成し、MS Teams内の答案フォルダにアップさせているが、学生の負担も考慮し、14回の授業で一人3~4回程度提出する義務を課している(もちろんそれを超えて提出したい学生については提出してよいとしている。)</p> <p>(民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ) 授業内におけるやりとりで学生の理解度を確認している。また、各回で取り上げた事例問題のうち、1~2回は実際に時間を決めて答案を作成したものを課題として提出してもらっている。</p>

<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>【講義科目】 (民法Ⅰ・Ⅱ) レポート課題答案については、適切に添削して提出期限後 2 日をめどに返却している。やはり提出物は提出したときに近接して答案を返却することが更に復習をするには適切であると考えているからであり、答案へのコメントはもとよりそのスピード感を大切にしている。なお、いずれの科目も期末試験期間経過後に(成績判定会議前であっても)、速やかに添削済答案を解説(採点基準付記)とともに返却している。これも上記と同様の趣旨に基づくものであり、できる限り有意義な復習の機会としてほしいと願って実施しているものである。 また、授業の 30 分前には教室にしている。これは前回までの授業や学習についての質問を受けるためであり、授業後は、質問が尽きるまで教室に残って対応している(教室を出るときは、質問がないことを必ず確認している。)。メールでの質問については、履修学生への対応はもちろん、履修済の学生からも受け付けている。</p> <p>【演習科目】 (民事訴訟法演習) 提出された答案については添削して Teams 内の答案フォルダにアップし、受講生全員の閲覧に供している。授業終了後に質問を受け付けて答えており、またメールで質問が寄せられればメールで回答している。 (民法法応用演習Ⅰ・Ⅱ) 授業終了後は教室に残って質問を受け付けて答えている。学生からの質問がないことを確認してから教室を出るようにしている。また、随時メールでの質問に対して、メールで対応している。メールはできるだけ速やかに返信するようにしている。さらに、課題として提出された答案は、添削して返却している。返却された答案は、グーグルドライブ上にアップして、受講生全員が見ることができるようにしている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>【講義科目】 (民法Ⅰ) 初回は顔と名前を一致させるため学生名簿に基づき氏名を呼び上げることが多い。2 回目は座席表と顔と学生名簿を照合している。その後は、顔をみて学生名簿と照合している。 (民法Ⅱ) 既修認定者を憶えることで足りるので、授業中の対話指名の際に確認している。全体としては学生名</p>

	<p>簿と照合している。</p> <p>【演習科目】 (民事訴訟法演習) 毎回出席は確認している。 (民事法応用演習 I・II) 毎回出席は確認している。また、授業中の指名の際にも確認している。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>【講義科目】 (民訴法 I) かつて全 15 回だったときは、1 回を使って司法研修所編「第 1 審訴訟手続の解説」ビデオを使用した授業を行っていたけれども、1 回が減じられたためやむなく廃止した。これに完全に代替できるわけではないけれども、実務経験から得られた知見を時折授業時に差し挟んで、訴訟実務のイメージ作りに資するようにしている。 (民訴法 I・II) 上記ア～エで記載したことに加えて、授業での対話や解説に際しては、リラックスして学生が取り組めるように、学生との信頼関係の形成を意識しつつ和やかに進める努力をしている。</p> <p>【演習科目】 (民事法応用演習 I・II) その場で考える訓練を通して、インプットした知識を、実践で使えるようなアウトプットができるように工夫している。 最終年次であることから、緊張感がある中で、自分がインプットした基礎知識が身に付いているか、問題に対してその場で考える論理的思考力が身に付いているかを確認できるようにしている。 もっとも、緊張感がある中でも和やかな雰囲気になるように配慮している。また、実務経験を伝えながら、少しでも実際のイメージや興味をもってもらえるような話を差し挟むようにしている。「もしあなたが弁護士だったらどのようなアドバイスをするか。」という問いかけをして、実務家になることをイメージを覚えてもらうような取り組みもしている。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>【講義科目】</p> <p>(民訴法Ⅰ) 未修1年次であることを強く意識して、全14回で民訴法の基本的事項を網羅的に学習する機会を与えつつ、独学では理解が困難な部分に重点をおくようにしている。設問教材の内容そのものが対象学年にふさわしい学習事項をとりあげるようにしている。判例・学説の取り上げ方も、民訴法Ⅰではそれらの詳細には入り込まないように留意し、理解のポイントだけをおさえるようにしている。</p> <p>また、授業中において、必要に応じて、「これは2年次の民訴法Ⅱで扱う」とか、「この部分の詳細は民訴実務の基礎で学習する」などと説明して、現時点では知らなくてもいいことと是非ともマスターしておくべきことを明確に区別する努力をしている。</p> <p>(民訴法Ⅱ) 民訴法Ⅰの後継科目として、基本事項の確認をしながら、応用展開学習となるよう、判例と学説の関係性を議論したり、論理的思考力、創造的思考力を獲得・育成するための対話型授業となるよう工夫している。</p> <p>【演習科目】</p> <p>(民事訴訟法演習) 受講生の授業開始時点において想定される事例分析能力、論理的思考力、論述能力に応じて、民事訴訟法の基本的な概念・原則の理解を問う比較的単純な問題を扱っている。</p> <p>(民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ) 民事訴訟法演習と比較して、より複雑で解決の難しい問題を扱っている。また、前述のように、その場で考えて答えるという緊張感の中で、これまで培ってきた基礎知識や応用力、論理的思考力が身に付いているかを確認できるように工夫している。さらに、実務へのイメージをもってもらえるような工夫もしている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>【講義科目】</p> <p>(民訴法Ⅰ・Ⅱ) 本研究科における「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」の制定前から日弁連法務研究財団が制定した「法曹に必要なマインド・スキルの養成」を徹底的に織り込んだ授業となっており、それゆえ、上記の「内容」制定後も、その内容・水準には変更の必要がない。すなわち、民訴法Ⅰは、民事訴訟法の基本的な知識を獲得させ、設例教材の検討を通じて、典型事例と限</p>

	<p>界事例における思考の基本を理解させる。授業での対話とレポート課題を通じて、法的議論・表現・説得能力の育成を行い、問いに答えることを徹底させ、コミュニケーション能力の涵養を意図している。民訴法Ⅱでは、民訴法Ⅰで獲得した基本的な知識を確実に定着させながら、判例の事案及び判旨の徹底的分析と批判学説との議論のあり方を学ぶ過程で、議論の論理構造を意識させ、学生に対し、創造的・批判的検討能力の育成を図っている。判例を理解することだけでなく、そのような理解を踏まえて、更に判旨の射程を限定したり、伸ばすことなどを通じて、応用的思考の水準に至ることを企図している。</p> <p>【演習科目】</p> <p>(民事訴訟法演習) 演習科目で扱うことのできる争点は限定されているが、復習レジュメに様々な関連事項の解説も記載しており、学生がその他の問題も自学自修できるよう配慮している。</p> <p>(民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ) できるだけ横断的な視点が必要な事例を取り上げているが、限界がある。授業で取り上げなかった事例問題についても、自主的に検討するように勧めている。その際に質問があれば受け付けると伝えている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>(民訴法Ⅰ・Ⅱ) シラバスとは別に、具体的な履修方法等を指示した「履修ガイド」を作成し、授業デザイン、履修スキルなどを具体的に提案し、学習の意義を共有できるように努力している。教育効果を最大化するには、これらについて学生と教員との間で適切に共有し、学生がその意図するところを理解していることが必要であるという考えに基づくものである。</p> <p>AA(アカデミック・アドバイザー)として、中堅からベテラン域に到達する弁護士1名と登録5年の若手弁護士(当研究科修了生)との連携を密にし、未修1年次での学習上の悩みについてのアドバイスや答案作成指導をしてもらっている。弁護士としても信頼でき、非常に風通しの良い関係を築いている2名に就いてもらっており、円滑かつ効果的に学生のサポートをもらっている。</p> <p>(民事法応用演習Ⅰ・Ⅱ) できるだけ双方向のやり取りの中で、学生が自身の学習到達度を認識できるように、教員からの質問事項に工夫をしている。事例に対する解答だ</p>

	けでなく、事例に関連する実体法の知識の確認をしたり、実務的な感覚を考えてもらったりするような質問も設定している。
--	--

■ 刑法分野

ア 教育内容	<p>刑法分野の法律基本科目については、以下のように、1年次前期から3年次後期までの継続性及び科目相互の連携を重視した積み上げ方式の教育内容となっている。</p> <p>まず、未修者である1年次学生は前期に刑法Ⅰ、後期に刑法Ⅱで刑法の基礎的・体系的知識を身につける。刑法の全体構造を理解するには、およそ犯罪に共通する一般理論である刑法総論と個々の犯罪における特有の犯罪理論である刑法各論の両方の学習が欠かせないが、この両者は相互に関連し合う場面が多いので、未修者が短期間で効率よく学習するためには、刑法総論と各論を並行的に学習することが望ましい。このような考慮から、刑法Ⅰでは刑法総論のうちの「犯罪が成立するための原則的要素（構成要件該当性、違法性、故意・過失）」及び刑法各論のうちの「生命、身体、自由に対する罪」を、刑法Ⅱでは刑法総論のうちの「犯罪の成立を阻却する事情と犯罪の成立を拡張する事情（未遂、共犯）」及び刑法各論のうちの「財産に対する罪、社会・国家に対する罪」を扱っている。このように刑法の全体を俯瞰的に学ばせつつ、基本的な用語や概念、主要な判例・学説について、自らの言葉で説明できる程度に理解させ、今後の学習の基礎を作る。また、選択科目であるが刑法問題研究では、具体的な事案を検討する機会を設けており、それにより、刑法Ⅰ及び刑法Ⅱとの有機的な連携を図っている。</p> <p>2年前期の刑法演習Ⅰ及び同後期の刑法演習Ⅱでは、刑法Ⅰ・Ⅱで学修した刑法総論・各論の知識を様々な事例に適切に応用して法的論理的な思考により妥当な結論を導くとともに、その思考経路を適切な表現で文書化する能力を養わせる。そのため、比較的易しくかつ典型的な論点を多く含む演習本をテキストとして、事例問題に対する答案を作成させる。教員は各自の答案にコメントを付して返却するとともに、受講者全員による問題の検討をリードして、事実関係の中から法的に意味のある事実を的確に抽出し、法を適切に適用する練習を行わせる。</p> <p>3年次では、前期の刑事模擬裁判を経て、後期に刑事法応用演習〔刑法分野〕が用意されている。ここでは、刑法分野の総まとめとして、難度が高くまた実務的側面をも有する事</p>
--------	---

	<p>例問題が扱われ、答案作成と演習形式での検討を通じて最終学年に相応しい学力を身につけさせる。ここで扱われる問題の中には発展的な問題が含まれている場合も多く、このような問題に対しても一定の解決を与えることができるようになる訓練を積むことによって、刑法に関する知識・能力を法科大学院修了者に値するレベルにまで到達させる。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>講義形式である刑法Ⅰ・Ⅱの授業は、基本的に教科書及び事前に配布する自作のレジュメに沿って行われている。刑法Ⅰ・Ⅱは未修者を対象とした授業であるため、双方向・多方向の議論よりも、必ず理解しておかなければならない事柄や、未修者には飲み込みにくいと思われる部分を教員が分かりやすい言葉でレクチャーすることに重点を置いている。とはいえ、時間が許す範囲内では積極的に学生と会話を交わし、問答形式で知識を確認したり、疑問に答えている。</p> <p>演習形式の授業では、いずれも出席者全員により事例問題を検討するスタイルが採られている。学生は、毎回事前に指定された事例問題に対する答案を1週間程度かけて作成して教員に提出し(授業日の1週間前)、教員はコメントを付し評点して授業前に返却する。そのうえで、教室では、教員のリードに従って主要な論点について双方向・多方向での議論を行う。</p> <p>とくに2年次科目の刑法演習Ⅰ・Ⅱは、受講生を2組に分けて2つの教室で同時に行い、2名の教員が各組を交互に担当する形式で行っている。これにより、かなり少人数(5名～8名程度)での授業が可能となり、発言しやすい雰囲気となっている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>講義形式の刑法Ⅰ・Ⅱでは、中間確認テストを実施することにより、授業内容の理解度を確認している。</p> <p>演習形式の刑法演習Ⅰ・Ⅱ及び刑事法応用演習〔刑法分野〕では、提出させた答案をチェックして、適宜コメントを書き入れたうえ評点して返却しており、これによって学生の理解度を確認している。また、授業で行われている問答や双方向的な議論からも個々の学生の理解度を知ることができる。さらに、2022年度より、添削ではAA(若手弁護士)も加わることで、より多角的な添削を受けることを可能にしている。</p>

エ 授業後のフォロー	<p>刑法Ⅰ・Ⅱで実施した中間確認テストは、正解・解説をTKCにアップするとともに、採点して返却している。</p> <p>刑法演習Ⅰ・Ⅱ及び刑事法応用演習〔刑法分野〕では、上記「ウ」で述べたように、答案にコメントを入れて返却しているほか、他の受講生の参考答案例を検討することで、自己の答案と比較して復習するように指示する場合もある。</p> <p>いずれの教員も、質問等はオフィスアワーでも受け付けているが、授業後にも質問を受け付けている。メールを利用して質問してくる学生もおり、こうした場合はメールで返信するか、内容が複雑である場合には別途面談して対応している。</p>
オ 出席の確認	<p>従来、授業の冒頭に学生の出欠の確認をしていたが、コロナ禍となり出欠を取らず、出席できなかった学生は録画を視聴することで対応している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>未修1年次を対象とする刑法Ⅰ・Ⅱではパワーポイントやオリジナルレジュメを用いた授業が行われており、イラストや図表が多用している。さらに、オンライン授業による場合にはその効果を最大限発揮する為に、例えばiPadを画面共有することで、抽象的で分かりづらい法的概念や学説相互の関係性を、視覚に訴える工夫をしている。また、事前に配布するレジュメには教科書の難解な記述の解説や副読本である判例集に載っていない判例の抜粋、設問などを載せて、予習が効率的に行えるように工夫している。</p> <p>2年次以上を対象とする演習形式の授業ではコロナ化禍においてはオンラインでiPadを画面共有することなどで理解を深めることを心がけている。当該問題の解説はもとより、何名かの学生を共有した画面上で指摘を行い、自己の答案と比較検討させることも適宜行っている。</p> <p>なお、とくに3年次の刑事法応用演習を受ける時点では、受講生は刑法以外にも多様な法分野の知識を有しているので、例えば、財産犯を扱う場合には民法上の法律関係との異同等を意識させたりするなどして、広い視野から妥当な結論を導かせるような教育の工夫が行われている。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>刑法分野は3年間での積み上げ式教育を方針としており、各科目は、配当年次・学期の学生にふさわしい内容の授業を目指している。</p> <p>刑法は学説同士が詳細な問題をめぐって激しく対立していることが特徴的な分野であるが、初めて刑法を学ぶ未修1年次生がこうした詳細な議論に深入りし、十分な理解もないままに一定の立場を選んでそれ以外の考えを受け付けなくなることは望ましくない。そこで刑法Ⅰ・Ⅱは、総論・各論とも、枝葉末節な議論を意識的に省いて、枝葉に分かれる前の、今日の論者の多くが前提としている基本的な考え方を確実に身につけさせることに重きを置いている。具体的には、主要なテーマについての判例及び通説の考え方をまずは理解させ、必要に応じて代表的な反対説を対比させて、刑法の全体像と基本的なものの考え方の大きな対立を浮き彫りにするようにしている。教員は意識してどちらを正しいともせず、学生にも今の段階で考えを固める必要はないと指導している。</p> <p>2年次の刑法演習Ⅰ・Ⅱでは、1年次で得た知識を具体的な事例に応用し妥当な結論を導くとともに、その思考過程を文書に表す練習が行われる。ここで学生は何らかの具体的な立場をとることが迫られるが、いかなる学説に従ったか自体は重要ではなく、その立場を支えている基本的な考え方を終始一貫させて結論まで到達したのかが大事である。そのため、そうした基本的な考え方次第で結論に差が出るような事例問題を豊富に収録した演習本をテキストに選定している。もちろん、2年次であるので、ベーシックな論点が多く、他方でそれほど複雑な論点を抱えておらず、また1年次で学んだ著名判例を参考にできるような事例問題が多いことも重要な選定理由である。学生が提出した答えは、概念の誤解や表現の巧拙、論理展開上の不備、基本的考え方の終始一貫性などを中心にコメントして返却している。</p> <p>最終学年の刑事法応用演習〔刑法分野〕では、基本的な問題については確実にこなせることに加えて、やや複雑な事案でも事実を整理し論点を抽出して対応できること、さらにはこれまで出会ったことのない未知の問題に対しても一定の解決を導けることが求められる。テキストとして指定している事例問題集は、このような観点から選定したも</p>
--------------------------	--

	<p>のである。1名の教員刑事法を専門とする研究者、1名は実務経験を有する研究者である(なお、刑法科目はいずれもこれら2名の教員が刑法教育を担当している)。それぞれの豊富な経験に基づいて、論旨を明快かつ簡潔に表現する能力の指導や、未知の問題に妥当な解決を与えるために必要な「法的センス」を学生に学ばせる授業を心掛けており、修了間際の学生にふさわしい内容となっている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>「本法務研究科の学生が最低限修得すべき内容について」及び「学習指針」に示されているとおり、講義科目である刑法Ⅰ・Ⅱでは、刑法に関する基礎的知識や考え方を判例や典型的な事例を通じて学ばせ、問題の発見能力を育成している。これを土台として、演習科目のうち、刑法演習Ⅰ・Ⅱにおいては、比較的簡単な事例式の課題についての答案の作成によって問題の整理・分析能力を養い、答案の検討を通じて、双方向、多方向の議論によって、法的思考、表現、説得、反論などの各能力を養っている。さらに、刑事法応用演習〔刑法分野〕では実際の事件に近い、複雑な事例式課題について考えさせながら、刑法の総合的な力を涵養している。いずれの段階においても、実務を意識して授業が行われており、事案の解決という面を意識させるとともに、法曹としてのマインドの養成も図られている。</p> <p>自学自修について、講義科目では、基本的に事前のレジュメや授業時に口頭で、自習に委ねる範囲を伝えている。また、演習においては、授業で取り上げる時間がなかった関連判例や関連論点について、可能な限りポイントを指摘しながら言及して、自学自修に委ねる指示を行っている。</p>
ケ その他	<p>いずれの授業も少人数である強みを活かして、各学生の学修状態や理解度、さらには健康状態について、必要に応じて教員同士で情報を交換しあい、それぞれの授業で活用している。また、場合によっては問題のある学生と直に話をする機会を作り、相談に乗るなどしている。</p>

<p>ア 教育内容</p>	<p>刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱは、刑事手続全般について概観する講義科目、刑事訴訟法演習は、判例の事案に近い基本的な事例問題を扱う演習科目、刑事法応用演習(刑事訴訟法分野)は、より応用的な事例問題を扱う演習科目である(2単位14回)。</p> <p>刑事手続においては、その適正を確保する上で、令状主義や強制処分法定主義、不告不理原則、告知聴聞の機会の保障、無罪推定の原則、一事不再理などの原理・原則が厳格に適用される場面と、ある程度の合目的的な解釈や柔軟な実務の運用が許され、むしろそれが望ましい場面とがある。刑事手続のこの性格は、学生、とりわけ未修コースの学生にとって必ずしも理解が容易ではなく、混乱が感じられることも少なくない。担当教員のこうした共通認識の下、刑事訴訟法分野においては、講義・演習・応用演習という段階的に行われる教育課程の中で、実際に行われている刑事手続について具体的なイメージと、手続全般に関する広く浅い知識を持たせるとともに、重要な論点に関しては原理・原則に立ち返った本質的で深い理論的理解を獲得させることを目指している。いずれの授業においても、問題となる手続が、どのような目的・関心の下で行われているのかを意識させるようにしており、手続法独特の理解のしにくさを解消するように工夫している。</p> <p>刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱでは、刑事手続の流れ・全体像をおおまかに捉えた上で、手続の各段階の内容と目的、そこに関わる原理・原則の違いを意識させ、基本的論点について判例の立場を正確に理解できるようにすることを目指している。とりわけ捜査、訴因、証拠法等に関わる重要な論点については、自分の言葉で理由と結論を説明できるレベルに到達できるよう、相当にかみ砕いた丁寧な解説を行っている。</p> <p>刑事訴訟法演習では、演習を通じて、刑事手続Ⅰ・Ⅱで学んだ刑事手続の理解をより正確なものとするとともに、判例をベースとした具体的な論点につき、下級審の立場や学説の対立も含め、一段深い理解することを目指している。ここでは、論点に対する自説を文章の形で正確に論証することの訓練を積ませることも目的としている。刑事法応用演習では、刑事実体法の内容や理解との連携も意識しつつ、</p>
---------------	---

	<p>より発展的な内容を扱い、司法試験に臨むことができる論証能力を身につけることを目的としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>【刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ】 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱは上記の通り講義科目であり、授業はレジュメを事前配布し、これをもとに適宜、パワーポイント等の資料を用いて進められる。レジュメは詳細なものとし、予習・復習に活用できるようにするとともに、自学自修に委ねることのできる箇所については、レジュメの整理をもとに各自で理解できるようにしている。上述の通り、刑事手続の全体像とともに、捜査・公訴提起・公判・上訴の各段階でいかなる目的があり、いかなる原理・原則が関わってくるのかを早くからしっかりと身につけることが肝要であるとの考えから、刑事訴訟法Ⅰの最初の3回の授業を用いて図解や映像資料とともに解説をしてから、詳しい手続や個々の論点の解説に入るようにしている。主要判例については事案を含めて説明を行い(あるいは、学生に説明を求め)、どのような経緯から当該論点に対して裁判所が判断を行うことになったのか、さらにそこから判例の射程がどこまで及ぶのか等についても説明を行っている。また判例は必ずしも論理を明快に判示しているとは限らないところ、学説における判例論理の理解や理解の対立にも触れるようにすることで、判例の判示の一部を丸暗記するようなことにならないように心がけている。時間が許す限り質疑応答を行っており、それを通じて、授業で説明した内容を自分の言葉で説明できるように促している。</p> <p>【刑事訴訟法演習、刑事法応用演習】 刑事訴訟法演習は、担当者を決め、刑事法応用演習は全員に事前に答案形式でレポートを作成してもらい、課題について準備検討をしてきてもらったうえで、課題について、全員で議論・検討している。正誤にかかわらず、他の学生の発言内容を理解するように呼びかけ、その発言を基に議論を展開させることによって、議論が活性化するようにしている。また、後に思考を再現できるように、各検討項目ごとに、教員において基</p>

	本的な考え方をまとめて述べるようにしている。
ウ 学生の理解度の確認	<p>【刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ】 正誤問題と具体的論点に関する規範を問う論述問題からなる小テストを2回課すとともに、知識の有機的な理解を問い、論証能力の向上を目的として、初歩的な事例問題のレポート課題を課している。学生の理解度は授業中の質疑応答によっても適宜確認をしている。</p> <p>【刑事訴訟法演習、刑事法応用演習】 小テスト等は課していないが、毎回の課題レポートと、授業時の質疑応答によって理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>【刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ】 授業後に質問のための時間を必ず取り、質問がある限り質問に答えている。自由に質問できる雰囲気醸成されており、授業ごとに質問にくる学生も少なくない。当該回の授業で扱った内容だけでなく、具体的な論点や答案構成などについて質問してくる学生に対しては、個別に指導もすることもある。</p> <p>【刑事訴訟法演習、刑事法応用演習】 提出されたレポートは、詳細なコメントを付して返却し、受講生全員で共有してもらうようにしている。授業後の質問時間は比較的多くとり、個別の質問にも丁寧に応じている。また、書き直したレポートの再添削を希望する学生がいた場合には、これにも応じている。</p>
オ 出席の確認	いずれの科目についても、受講者名簿と座席表で出欠を確認している。少人数であることから、特に不都合は生じていない。
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>【刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ】 刑事訴訟法Ⅰは、未修1年次前期配当科目であることを踏まえ、最初の3回で、刑事手続の全体像について図解で説明したり、裁判員裁判の公判手続に関する映像資料を見せたり、捜査や公訴提起等の各段階で作成される書面を実際に見せるなどして、これらを視覚的にイメージができるようにしてから、個々の手続、論点の解説に入るようにしている。手続法は、しばしば無味乾燥な手続や理論が続くとの印象を抱かれがちであるところ、そうした印象が刑事手続の学修の足かせや障壁にならないよう、第4回以降もできるだけ図表や画像・映像を授業内で用いることで、学生の興味・関心を喚起するとともに、</p>

	<p>現実と結びついた手続と理論を獲得させることを目指している。</p> <p>【刑事訴訟法演習、刑事法応用演習】 多様な視点を備えさせ、思考力、理解力を高めるために、正誤に拘わらず、他の学生の発言内容を説明させてから、自己の見解を述べるように誘導している。毎回ではないものの、学生間の議論で授業が進行できるときもあり、双方向・多方向の授業が実践できている。また、授業でのまとめを行うことと、添削後の課題レポートを共有させることによって、授業で扱った課題については、復習をすれば、答案として再現できるようにしている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>【刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ】 未修 1 年次配当科目であることから、上記の通り、刑事手続の全体像と手続の各段階の目的と内容とをおおまかに掴み、重要論点が生ずるどの段階で登場し、どのような原理・原則と関わり、判例・裁判例はそれらにどのような解釈・解決を行っているのかを理解させることを基本的な目標として、レジュメ等の授業資料や授業方法を工夫している。またこのようにすることで、授業内で触れることができない手続や論点についても授業を振り返りながら自学自修できるようにしている。</p> <p>【刑事訴訟法演習、刑事法応用演習】 刑事訴訟法演習は、複数の基本的な判例を組み合わせた長文の事例問題が掲載されている定評のある演習書を用いて行っており、講義科目と刑事訴訟実務の基礎の履修を終えた学生を対象としたものとして、ふさわしい内容となっている。刑事法応用演習は、より複雑、あるいは新しい論点を含む問題が掲載された演習書や司法試験問題を用いて行っており、最終年次にふさわしい内容となっている。また、いずれの科目についても、授業の中で議論を交わすことによって、より理解を深めさせることができている、対象学年にふさわしい授業となっている。</p>

<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>講義系科目である刑事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅱで、刑事手続全般についての基本的な知識と法的議論・表現・説得能力の基礎的部分を学ばせ、それを土台として、刑事訴訟法演習でやや応用的な事例を素材に、さらに法的議論・表現・説得能力を中心に磨きをかけ、さらに、応用演習で実際の事件に近い、複雑な事例について考えさせながら、事案の解決に向けた総合的な力を涵養している。また、いずれの授業においても、実務を意識して講義が行われており、事案の解決という面を意識させるとともに、法曹としてのマインドの養成も図られている。</p> <p>到達目標は昨年度改訂が行われたが、刑事訴訟法分野については、前回改定時以降に下された判例・裁判例や立法を、データベースを用いて網羅的に確認した上で、学生が最低限修得すべきと考えられるものを取捨選択しており、アップデートな内容となっている。到達目標は学生にアクセスできるようになっており、それらのうち授業で扱う内容と自学自修に委ねる内容の区別は、レジュメやシラバスに明示したり、講義中に適宜指示したりしており、学生に伝わっている。刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱでは、授業内で扱わない内容について、学生が実際にレジュメやテキストをもとに自学自修を行うことを促すため、小テストの正誤問題で問うことをあらかじめ告知し、現にテキストの比較的細かな内容についても出題するという工夫をしている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>刑事訴訟法分野は2名の専任教員で担当しているが、提起試験の出題内容について互いに情報共有するなどして、密に連携を図るようにしており、学生が混乱することなく学修を進めることができるようにしている。また、令和4年度後期からは、1年次の講義科目に関し、アカデミック・アドバイザーに代えて、演習担当の専任教員が、授業の進行度合いを見計らいながら、同様の指導を行うようにして、さらに連携を深めている。いずれの授業も受講する学生が少人数であることから、授業のレベルと厳格な成績評価は維持しつつも、各学生の学修の進行状況・理解度を把握しながら、授業を組み立てるようにしている。</p>